

平成 26 年 度

八代市議会文教福祉委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

- | | |
|--------------------|-------|
| 1. 3月定例会付託案件 | 2 |
| 1. 所管事務調査 | 1 0 0 |

平成 2 7 年 3 月 9 日（月曜日）

文教福祉委員会会議録

平成27年3月9日 月曜日

午前10時00分開議

午後 6時46分開議（実時間447分）

○本日の会議に付した案件

1. 議案第1号・平成26年度八代市一般会計補正予算・第11号（関係分）
1. 議案第50号・平成26年度八代市一般会計補正予算・第12号（関係分）
1. 議案第2号・平成26年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第3号
1. 議案第3号・平成26年度八代市介護保険特別会計補正予算・第4号
1. 議案第6号・平成27年度八代市一般会計予算（関係分）
1. 議案第7号・平成27年度八代市国民健康保険特別会計予算
1. 議案第8号・平成27年度八代市後期高齢者医療特別会計予算
1. 議案第9号・平成27年度八代市介護保険特別会計予算
1. 議案第14号・平成27年度八代市診療所特別会計予算
1. 議案第37号・八代市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正について
1. 議案第38号・八代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の制定について
1. 議案第39号・八代市介護保険条例の一部改正について
1. 議案第40号・八代市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について
1. 議案第41号・八代市坂本地域福祉センター条例等の一部改正について
1. 議案第42号・八代市千丁地域福祉保健セ

ンター条例の一部改正について

1. 議案第43号・八代市泉地域福祉センター条例の一部改正について
1. 議案第44号・八代市立椎原診療所条例の一部改正について
1. 議案第45号・八代市立下岳診療所条例の一部改正について
1. 議案第46号・八代市立泉歯科診療所条例の一部改正について
1. 議案第47号・地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
1. 議案第48号・八代市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
1. 請願第1号・鏡西部小学校存続について
1. 所管事務調査
・教育に関する諸問題の調査
（八代市（中央）公民館体制への移行について）
（社会教育センター等整理計画（案）について）
（学校規模適正化の現状について）
・保健・福祉に関する諸問題の調査

○本日の会議に出席した者

委員長	中村和美君
副委員長	西濱和博君
委員	友枝和明君
委員	橋本隆一君
委員	堀徹男君
委員	堀口晃君
委員	村川清則君
委員	百田隆君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

健康福祉部長兼 福祉事務所長	上 田 淑 哉 君
健康福祉部次長兼 福祉事務所次長	山 田 忍 君
理事兼 生活援護課長	小 藪 正 君
国保ねんきん課長	中 村 伸 也 君
長寿支援課長	小 林 眞 二 君
長寿支援課副主幹兼 管理係長	相 澤 誠 君
はつらつ健康課長	蒲 生 尚 子 君
こども未来課長	白 川 健 次 君
教育部長	北 岡 博 君
教育部次長	増 住 眞 也 君
教育施設課長	有 馬 健 一 君
教育総務課長	桑 田 謙 治 君
学校教育課指導主事兼 指導係長兼 教育サポートセンター指導主事	入 佐 正 夫 君
学校教育課審議員	塘 内 正 義 君
博物館未来の森ミュージアム副館長	福 原 透 君
図書館館長	濱 田 大 祐 君
生涯学習課長	宮 崎 和 喜 君
企画振興部	
泉支所市民福祉課長	小 川 正 芳 君
理事兼 千丁支所市民福祉課長	鶴 田 英 治 君

○記録担当書記

小 川 孝 浩 君

（午前10時00分 開会）

○委員長（中村和美君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

それでは、定刻となり、定足数に達しておりますので、ただいまから文教福祉委員会を開会

いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。

◎議案第1号・平成26年度八代市一般会計補正予算・第11号（関係分）

○委員長（中村和美君） 最初に、予算議案の審査に入ります。

議案第1号・平成26年度八代市一般会計補正予算・第11号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

それでは、健康福祉部から、歳出の第3款・民生費について説明願います。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい。おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）健康福祉部でございます。それでは、本日、長丁場になるかと思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、今回お願いしております議案第1号、一般会計補正予算・第11号中の第3款・民生費につきまして、山田次長より説明させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○健康福祉部次長兼福祉事務所次長（山田 忍君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、山田健康福祉部次長。

○健康福祉部次長兼福祉事務所次長（山田 忍君） はい。おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）健康福祉部の山田です。よろしくお願いいたします。それでは、座りまして説明いたします。

○委員長（中村和美君） はい、どうぞ。

○健康福祉部次長兼福祉事務所次長（山田 忍君） それでは、こちらですね、別冊となって

おります議案第1号です。平成26年度八代市一般会計補正予算・第11号をお願いします。

当文教福祉委員会付託分のうち、健康福祉部所管分について御説明します。

まず、3ページをお願いします。

第1表・歳入歳出予算補正の歳出でございますが、款3・民生費の項1・社会福祉費で、補正額1億1870万円を追加し、補正後の予算額は101億9897万円としております。

次の項2・児童福祉費で、補正額8128万1000円を追加し、補正後の予算額は85億3634万2000円としております。

次の項3・生活保護費で、補正額4280万円を追加し、補正後の予算額は29億53万7000円としております。

民生費の総額は、3つ上になりますが、216億3926万7000円でございます。

それでは、13ページをお願いします。

歳出を説明します。真ん中の表になりますが、まず款3・民生費、項1・社会福祉費、目1・社会福祉総務費で294万9000円を計上しておりますが、節28・繰出金で、平成27年4月からの介護保険制度改正に伴う電算システムの改修に要する経費を介護保険特別会計へ繰り出すものでございます。

なお、特定財源はございません。

次に、同項、目4・障害福祉対策費で1億1575万1000円を計上しておりますが、節20・扶助費で、就労継続支援や居宅介護などの障害福祉サービスの利用が当初の見込みよりも増加し、不足が見込まれることによるものです。

なお、財源内訳の特定財源のうち国県支出金8681万2000円は、障害者自立支援給付費に係る国県支出金です。

続きまして、款3・民生費、項2・児童福祉費、目3・保育所費で8128万1000円を計上しておりますが、節13・委託料で、保育

単価が改定されたことにより当初の見込みよりも増加し、不足が見込まれることによるものです。

なお、財源内訳の特定財源のうち、国県支出金4267万2000円は私立保育所保育委託事業に係る国県支出金で、その他61万4000円は保育所保育料です。

続きまして、14ページをお願いします。

款3・民生費、項3・生活保護費、目2・扶助費で4280万円を計上しておりますが、節20・扶助費で、当初の見込みよりも保護世帯数が増加し、不足が見込まれることによるものです。

なお、財源内訳の特定財源のうち国県支出金3210万円は、生活保護費給付事業に対する国支出金です。

これで、平成26年度八代市一般会計補正予算・第11号の健康福祉部所管分の説明といたします。御審議、よろしく願いいたします。

○委員長（中村和美君） はい。ただいま終わりました。以上の部分について質疑を行います。質疑はありますか。

はい、橋本委員。

○委員（橋本隆一君） はい。生活保護費の14ページのところの扶助費が今回、保護費の増加が見込まれるということで、大体どれくらいふえる見込みで立てられたのかなと思ひまして、お尋ねいたします。

○理事兼生活援護課長（小藪 正君） はい。

○委員長（中村和美君） 小藪健康福祉部理事兼生活援護課長。

○理事兼生活援護課長（小藪 正君） はい。おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）生活援護課の小藪です。よろしく願いします。

委員お尋ねの、ここ数年の生活保護受給者の推移と、その伸びの見込みということでお答えさせていただきたいと思ひます。

平成23年度末には1.194%、1229世帯1571人だった保護率が、平成24年度末には1.308%、1325世帯1709人、25年度末には1.326%、1340世帯1719人、平成26年2月には1.36%、1371世帯1750人と、生活保護受給者が増加を続けております。

しかし、平成25年度は、保護世帯及び人員が15世帯10人の増加にとどまっており、このまま増加が抑制されるかと思われましたが、平成26年度に入り、2月末現在で31世帯31人の増加と、再び増加傾向となっております。

生活保護受給者増加の要因として考えられますのが、核家族化、高齢化が進み、高齢者のみの世帯がふえ、年金や蓄えで生活されてきた方が生活を維持できなくなったり、稼働年齢層の若い方であっても仕事が見つからず、収入が途絶えるなど、保護となられる方がふえておられます。

必要な方には必要な保護を行っていくとともに、働ける方には働いていただくよう力を入れていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） はい、橋本委員。

○委員（橋本隆一君） はい。理解できました。ありがとうございました。

○委員長（中村和美君） 皆さん方にお断りしておきます。まずは新年度予算でございますので、予算関係だけ質問をお願い申し上げたいと思います。そうせぬと、また7時、8時までということになると職員さん方も大変御迷惑でございますので、委員長よりお願い申し上げたいと思います。

ほかございませんか。

○委員（堀口 晃君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。同じ生活保護な

んですけども、概要、3月補正の概要を見ますと、医療費扶助の1件当たりの単価が上がったというのが1つ、それともう一つ、施設事務の単価が上がったという、この施設事務の単価について、ちょっと詳しく教えていただきたいと思います。

○委員長（中村和美君） はい、小藪生活援護課長。

○理事兼生活援護課長（小藪 正君） はい。救護施設の単価が上がっております。救護施設と申しますのは、ひとりで生活できない方とか、そういう方が能力的に単身の生活できない方が住まいがないとかなど入っていただく施設でございますが、そちらの単価が国のほうから基準が上げられて上がっております。詳しい単価については、済みません、今覚えておりませんので、後ほどお知らせすることによってよろしいでしょうか。

○委員（堀口 晃君） あ、はいはい。はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。多分、概要の中で、プラス1万2786円というふうに上がってますんで、これも国のほうの単価が上がった、単純にそれだけでいいですか。（健康福祉部理事兼生活援護課長小藪正君「はい」と呼ぶ）わかりました。

○委員長（中村和美君） よろしいですか。ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で質疑を終了します。意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第1号・平成26年度八代市一般会計補正予算・第11号中、当委員会関係分につい

て、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(中村和美君) はい、挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。
(「ありがとうございました」と呼ぶ者あり)

◎議案第50号・平成26年度八代市一般会計補正予算・第12号(関係分)

○委員長(中村和美君) 次に、議案第50号・平成26年度八代市一般会計補正予算・第12号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

それでは、教育部から、歳出の第9款・教育費について説明願います。

○教育部長(北岡 博君) 委員長。

○委員長(中村和美君) はい、北岡教育部長。

○教育部長(北岡 博君) はい。おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり)大変お世話になります。教育部でございます。

議案第50号・平成26年度八代市一般会計補正予算・第12号でございますが、第9款・教育費4億7977万5000円をお願いしております。

このうち、教育委員会関係分といたしましては、市民協働部が所管いたします社会教育費の多言語案内板整備事業205万2000円を除く4億7772万3000円をお願いいたします。

その詳細な内容につきましては、増住教育部次長が説明をいたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○教育部次長(増住眞也君) はい、委員長。

○委員長(中村和美君) はい、増住教育部次長。

○教育部次長(増住眞也君) おはようござい

ます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり)教育部の増住でございます。それでは、座りましてから説明させていただきます。

○委員長(中村和美君) どうぞ。

○教育部次長(増住眞也君) 議案第50号・平成26年度一般会計補正予算・第12号でございます。

今回の国の第1次補正では、東日本大震災復興特別会計である学校施設耐震化の補強工事が対象となっております。一般会計である改築工事は対象となっているということでございますので、平成27年度に予定しております第六中学校体育館の改築事業に伴う費用を26年度補正へと前倒しをするものでございます。

それでは、予算書・第12号の3ページをお開きをお願いいたします。

歳出の款9・教育費に、補正額4億7977万5000円を追加し、補正後の予算額を51億7091万8000円とするものでございます。

なお、補正額4億7977万5000円のうち、項3・中学校費の4億7772万3000円は教育部の所管分、それから項7・社会教育費の補正額205万2000円は市民協働部の所管分でございます。

また、今回の補正につきましては、予算書の5ページに平成27年度の繰越明許設定しておりますが、総務委員会の付託となっております。どうぞよろしくお願いいたします。

教育部所管の歳出の内容について説明いたします。

15ページ、お開きをお願いいたします。

一番下、款9・教育費、項3・中学校費、目3・学校建設費に4億7772万3000円を計上しています。

特定財源の国庫支出金8499万6000円は、公立学校施設整備費負担金、補助率2分の1、それから学校施設環境改善交付金、補助率

3分の1の合計でございます。

また、地方債3億7290万円につきましては、充当率95%の合併特例債を活用する予定でございます。

第六中学校の現在の体育館は、昭和41年に建設をされ、築後49年が経過して老朽化が進んでいることから改築を行うもので、新しい体育館はグラウンド西側、現在のテニスコート周辺に建設する予定でございます。

構造は鉄筋コンクリート造、一部木造で、公共施設の木造・木質化を推進するため、梁の部分を木造とする予定でございます。

総床面積1595平方メートル、一部2階建てで、2階部分は武道場を予定しています。

なお、節13・委託料170万円につきましては、工事の監理業務を委託するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議お願いします。

○委員長（中村和美君） 以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（堀口 晃君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。これの完成予定は、いつごろになるのか、ちょっと教えてもらっていいですか。

○教育施設課長（有馬健一君） はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、有馬教育施設課長。

○教育施設課長（有馬健一君） はい。完成は27年度末を予定しております。

○委員（堀口 晃君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。毎回聞くことなんですが、卒業式、こういうときにはちゃんと間に合うようになるのか。今、非常にですね、人夫の方々が足りないということで、八代支援

学校のほうも工事がちょっとおくれてる状況もあります。そういう面を含めてね、この範囲内で終わるのかどうかということと、卒業式が間に合うかどうか、その辺のところをちょっと確認をさせていただきたいと思います。

○委員長（中村和美君） はい、有馬教育施設課長。

○教育施設課長（有馬健一君） はい。卒業式が3月の10日前後ということで、卒業式に間に合うかということは、現段階ではちょっとお約束はできないというか、工期になるかと思います。

で、今回の六中の体育館の改築工事につきましては、契約、——議会のですね、契約承認というのが必要になってまいりますので、6月議会で、その契約承認というのを今のところ予定しておりまして、それから着工という形になるものですから、卒業式に間に合うかというのは、ちょっと今のところではお約束できないという状況でございます。

現六中の体育館が壊さずに利用ができますので、旧、今の体育館をですね、利用して卒業式ということも検討に入れながらですね、できるだけ早く工事が済みますように努力はしたいと考えております。

以上です。

○委員（堀口 晃君） はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） 工期、子供たちの卒業式は新しいところでしたいの、当然そうだろうと思いますんでね。契約時に、その契約期間というのが多分、中に入っているんだろうと思いますけども、その辺のところは、卒業式に間に合うような契約の方式をとるのか、そしてまた、もし、それが契約期間過ぎた場合に、違約金というか、また、何ていうのかな、予算がふえる、また補正をしなければならないという状況になるのか、その辺はどうなんですかね。4

億 7 7 0 0 万からふえるっていう可能性はないですか。

○委員長（中村和美君） はい、有馬教育施設課長。

○教育施設課長（有馬健一君） はい。現状としては、この予算の範囲内ですね、一応、工期のほうを 2 8 年の 3 月末ということで、現状としては考えております。

以上です。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。

○委員（堀口 晃君） はい、済みません。

○委員長（中村和美君） 堀口委員、はい。

○委員（堀口 晃君） はい。できるだけですね、間に合うよう、間に合うというか、卒業式までに間に合うような形で工期を進めていただくようお願いしておきます。

以上です。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で質疑を終了します。意見がありましたら、お願いします。

はい、西濱副委員長。

○委員（西濱和博君） はい。委託料 1 7 0 万、管理業務委託について、意見でございますけれども、こういう取り組みにつきましては、職員数が限られた中ですね、熊本市あたりでは、こういう耐震対応については任期つき職員を期間限定で雇うなどして対応している自治体もございますけれども、そこまで言わずもがな、私もこれは提案した一つの方策ですけれども、今回盛り込まれたということは非常に合理的であり、理にかなっているというふうに思います。行革、いろいろ取り組みの中でですね、こういった対応のあり方というのは、今後も何がしか大きな事態に対応する上においてはですね、今後も一つの方策としてお取り組みいただければなというふうに思います。歓迎する意味での意

見でございます。

以上です。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） はい。ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） はい。なければ、これより採決いたします。

議案第 5 0 号・平成 2 6 年度八代市一般会計補正予算・第 1 2 号中、当委員会関係分について、原案のとおりを決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） はい、挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

◎議案第 2 号・平成 2 6 年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第 3 号

○委員長（中村和美君） 次に、議案第 2 号・平成 2 6 年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第 3 号を議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい。続きまして、議案第 2 号・平成 2 6 年度の国民健康保険特別会計補正予算・第 3 号につきまして、国保ねんきん課の中村課長より説明させますので、どうぞよろしく願いいたします。

○国保ねんきん課長（中村伸也君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、中村国保ねんきん課長。

○国保ねんきん課長（中村伸也君） はい。おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）国保ねんきん課の中村です。よ

ろしく願います。座って説明させていただきます。

○委員長（中村和美君） はい、どうぞ。

○国保ねんきん課長（中村伸也君） それでは、別冊になっております平成26年度八代市国民健康保険特別会計補正予算書のほうをよろしく願います。

1ページをお願いいたします。

第1条で、歳入歳出予算の総額、それぞれ3億4441万9000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ、186億2836万3000円とするものでございます。

内容につきましては、歳出から御説明いたします。

7ページをお願いいたします。

款2・保険給付費、項1・療養諸費、目1・一般被保険者療養給付費において4253万9000円の追加をお願いしております。これは、一般被保険者に係る医療費のうち保険者負担分でございますが、被保険者数は減少傾向にありますものの、1人当たりの医療費は増加傾向にあり、平成26年度の支払いにおいて不足が見込まれますので、追加補正をお願いするものでございます。

次に、款3項1目1・後期高齢者支援金で81万3000円の追加を、次に款4項1目1・前期高齢者納付金では12万4000円の追加をお願いしております。いずれも社会保険診療報酬支払基金へ支払うものですが、支払い額の確定に伴い、不足額を追加をお願いするものでございます。

次に、8ページをお願いいたします。

款6項1目1・介護納付金では、106万8000円の減額をしております。これも社会保険診療報酬支払基金に支払うものですが、支払い額の確定に伴い減額するものでございます。

次に、款7項1・共同事業拠出金、目1・高額医療費共同事業医療費拠出金で2981万6

000円の追加を、目2・保険財政共同安定化事業拠出金では7831万2000円の追加をお願いしております。いずれも熊本県国民健康保険団体連合会へ拠出するものでございますが、高額な医療費の発生により国保財政への影響の緩和や保険者の運営基盤の安定化を図るため、国保連合会が実施している事業への拠出金でございます。

高額医療費共同事業は、レセプト1件当たり80万円以上の医療費が対象となり、保険財政共同安定化事業では1件当たり30万円を超え、80万円以下の医療費が対象となります。

国保連合会への拠出額の確定に伴い、不足額の追加をお願いするものでございます。

次の9ページ、款9・諸支出金、項1・償還金及び還付加算金、目1・償還金、節23・償還金利子及び割引料で1億9388万3000円の追加をお願いしております。平成25年度に概算で交付されておりました国県支出金につきまして、実績に基づき精算し、超過交付分について返還するものでございます。

内訳といたしまして、国への返還分として、療養給付費等負担金などで1億8401万9000円、特定健診等負担金で493万2000円、県への返還分といたしまして、特定健診等負担金で、国と同額の493万2000円となっております。

次に、歳入でございますけれども、6ページをお願いいたします。

款7項1・共同事業交付金、目1・高額医療費共同事業交付金で720万9000円を、目2・保険財政共同安定化事業交付金で8922万7000円を予定いたしております。いずれも国保連合会から交付割合100分の59で交付されるものでございますが、交付額の確定に伴い、追加補正するものでございます。

款9・繰入金、項2・基金繰入金、目1・財政調整基金繰入金2億4700万円は、今回の

補正財源に不足が生じますことから、必要最小限度で追加をお願いしております。

最後に、款10項1目1・繰越金で98万3000円、これは歳出の補正財源とするものでございます。

以上、議案第2号・平成26年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第3号についての説明を終わります。審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（中村和美君） はい。以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（堀口 晃君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。歳出の部分での、款2・保険給付費、これは7ページですね、7ページ一番上のほうですね。一般被保険者の療養給付費が4253万9000円ふえているという状況なんですけど、済みません、内訳、どういう形でふえ方をしているのかという。人数がふえた、あ、人数は何か減ってるっていうお話でしたし、高額になってる部分がふえてる。この4200万という部分、一概に簡単に説明できる方法はございますか。

○委員長（中村和美君） はい、中村国保ねんきん課長。

○国保ねんきん課長（中村伸也君） はい。一応、被保険者数につきましては、前年度と比べますと800人ほど減ってはいるんですけども、まだちょっと、まだ途中の段階ですので、毎月、2カ月おくれで、——例えば、1月に医療機関にかかれたら2カ月後ぐらいに医療機関のほうから国保連合会を通しまして診療報酬明細書——レセプトと言っておりますけれども、おくれで来ます。で、予算上、毎月、請求が来た分は払っているんですけども、このまま26年度の決算見込みを考えてみた場合、4000万ほど不足が見込まれるのかなという感じなんです。詳細な分析は、まだいたしております

んけれども、全然、1人当たりの医療費が24から25年度にかけまして増加傾向ではありません。23から24については横ばい状態だったんですけども、24から25にかけて、かなり、2.3%ほど伸びておりますけれども、26年度についても、ちょっと増加傾向。

1つは、加入者の高齢化もありますし、医療技術の高度化ちゅうことで、医療費そのものの単価が伸びているのかと思っておりますけども。入院日数が延びたというわけでもないし、1人当たりの医療費、それと、被保険者4万人ほどいらっしゃいますけれども、それ、平均では35万円ほど、年間ですね。一応、被保険者数を就学前、前期高齢者、その他、分けてみた場合、前期高齢者、65歳から74歳までの方、全体的に被保険者数は減っているんですけども、前期高齢者、65歳から74歳、かなり医療費のかかる年代の分は被保険者数がふえてるというのも影響してるのかなと思います。今の段階で、その程度しかお答えできませんけども。

○委員（堀口 晃君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。4200万がふえた部分については、見込みということでよかですかね。（国保ねんきん課長中村伸也君「はい」と呼ぶ）見込みならば、見込むだけの積算があって、4200万でいいのか、もしくはね、5000万円、本当は要るのか、6000万要るのか、この辺はずっと精査された中で4200万円。この4200万円が、今、御説明の中で、余りはっきりよくわからないという状況がありますんで、何か、こういう積み重ねで、この4200万円が出てきたという積算みたいなやつも、多分あられるんだろうと思いますんで、今度、年度末までにね、これだけ足りないから補正をするという話ですから、その部分について、もうちょっとわかりやすく御説

明いただければと思うんですが。

○国保ねんきん課長（中村伸也君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、中村国保ねんきん課長。

○国保ねんきん課長（中村伸也君） 一応、今回の補正予算を要求するに当たりまして、例年、例えば、12月分までの医療費の実績、今までの実績ですね、（委員堀口晃君「実績ですか」と呼ぶ）はい。それと、1月から3月までの、今までの実績で、平均で伸ばした場合とか、最低で伸ばした場合、一応、最大のところで見積もつとります。で、これだけあれば大丈夫かなというところで積算はしておりますけれども、過去何年間かの実績で、これぐらいだろうという伸び率を見たところで積算はいたしております。

○委員（堀口 晃君） はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。了解です。一番ふえた場合での部分で。もう、それよりもふえるおそれは余りないだろうということでの4200万ぐらい。ということは、最大で4200万ならば、4000万でおさまるっていう可能性もあるわけですね。そうすると、そうなったとき、その余った分はどやんなつとですか。

○委員長（中村和美君） はい、中村国保ねんきん課長。

○国保ねんきん課長（中村伸也君） はい。不用額で残すということになりますし、それと、先ほど歳入のところで御説明しましたけれども、基金繰入金、その分の取り崩し額がその分少なくて。（委員堀口晃君「ああ、財調のね」と呼ぶ）はい。（委員堀口晃君「わかった」と呼ぶ）

○委員長（中村和美君） いいですか。

○委員（堀口 晃君） はい、わかりました。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で質疑を終了します。意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第2号・平成26年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第3号については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

◎議案第3号・平成26年度八代市介護保険特別会計補正予算・第4号

○委員長（中村和美君） 次に、議案第3号・平成26年度八代市介護保険特別会計補正予算・第4号を議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい。続きまして、議案第3号、介護保険特別会計補正予算・第4号につきまして、長寿支援課の小林課長より説明させますので、どうぞよろしくお願いします。

○長寿支援課長（小林眞二君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、小林長寿支援課長。

○長寿支援課長（小林眞二君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）長寿支援課の小林でございます。よろしくお願いいたします。それでは、失礼して、座らせていただきます。

それでは、議案第3号、介護保険特別会計補正予算・第4号について、御説明をいたしたい

と思います。

補正予算書の1ページのほうをおあけください。

第1条で、歳入歳出それぞれ305万7000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ136億1556万7000円としております。

補正予算の内容ですが、6ページをお願いいたします。

3の歳出で、第1款・総務費、項1・総務管理費、目1・一般管理費におきまして、介護給付一般事務事業で21万6000円を計上いたしております。これは、平成27年4月からの介護保険制度改正に伴い、介護保険指定事業者等管理システム改修の委託を行うものでございます。財源といたしましては、国庫支出金10万8000円と一般会計からの繰入金10万8000円でございます。

続きまして、第1款・総務費、項3・介護認定費、目2・認定調査費におきまして、介護保険認定調査事業で284万1000円を計上いたしております。こちらも、27年4月からの介護保険制度改正に伴いまして、介護認定システム改修の委託を行うものでございます。財源といたしましては、全額、一般会計からの繰り入れでございます。

それでは、歳入につきましてですが、戻りまして5ページをお願いいたします。

款4・国庫支出金、項2・国庫補助金10万8000円は、先ほど御説明しました介護保険指定事業者等管理システム改修の委託に係る経費21万6000円の2分の1でございます。

款7・繰入金、項1・一般会計繰入金294万9000円は、介護認定システム改修の委託に係る経費284万1000円と、先ほどの介護保険指定事業者等管理システム改修に係る経費のうち国庫補助を差し引きました10万8000円を合わせた額を一般会計から繰り入れるものでございます。

以上で平成26年度介護保険特別会計補正予算・第4号の説明といたします。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○委員長（中村和美君） はい。以上の部分について、質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（堀口 晃君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。5ページ、ごめんなさい、6ページの歳出の部分なんです、284万1000円、このシステム改修という部分での、今御説明いただいたんですが、この委託料、どこに委託をされるのか、また、特別なものなのか、はたまた入札で委託をされるのか、このシステム改修する、この委託料、この委託はどういうふうにされているのか。

○長寿支援課長（小林眞二君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、小林長寿支援課長。

○長寿支援課長（小林眞二君） こちらのシステム改修につきましては、現在、介護保険の事務の中で介護認定のために使っているシステムでございます。

業者は、現在、そのシステムを導入しております行政システム九州株式会社のほうに今回の改修もお願いすることといたしております。

こちらは、介護保険法の改正に伴い、必須のシステム改修となっておりますので、年度内に、新年度の事務開始に間に合うように改修いたしたいと思っております。

○委員（堀口 晃君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） それは随意契約というふうなことでよかったですかね。

○委員長（中村和美君） はい、小林長寿支援課長。

○長寿支援課長（小林眞二君） はい、そのとおりでございます。（委員堀口晃君「わかりました」と呼ぶ）

○委員長（中村和美君） いいですか。はい。
ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で質疑を終了します。意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第3号・平成26年度八代市介護保険特別会計補正予算・第4号については、原案のとおりに決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） はい、挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

◎議案第6号・平成27年度八代市一般会計予算（関係分）

○委員長（中村和美君） 次に、議案第6号・平成27年度八代市一般会計予算中、当委員会関係分を議題として、説明を求めます。

それでは、まず健康福祉部から、歳出の第3款・民生費及び第4款・衛生費について説明願います。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい。引き続きまして、議案第6号、平成27年度の一般会計予算中、健康福祉部が所管いたします第3款・民生費及び第4款・衛生費につきまして、山田次長より説明させますので、どうぞよろしくお願いいたします。

あ、済みません。

○委員長（中村和美君） はい、上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい。それでは、まず議案の説明に入ります前に、私のほうから、今年度の当初予算の編成についての健康福祉部の所管を述べさせていただきたいと思います。詳細につきましては、後ほど山田次長のほうから説明させますが、まず一般会計歳出全体予算が今回、569億3660万円のうち、民生費が218億3616万円となり、その割合は38.35%を占めており、平成26年度当初予算よりも、増減にして3.1ポイントの伸びとなっております。

この要因といたしましては、昨年4月1日からの消費税率3%分引き上げに伴いまして、国が低所得者に対して実施する臨時福祉給付金及び子育て世帯の消費の下支えを図るための子育て世帯臨時特例給付金につきまして、前年度約9億円を計上しておりましたが、27年度では、御承知のように、臨時福祉給付金が1人当たり6000円、子育て世帯給付金は3000円の給付となりましたので、約6億円の減額となっております。

一方で、新規事業所の開設及びサービス利用者数の増に伴う障害福祉サービス給付費や障害児通所支援給付費が約3億2000万、生活保護給付費につきましても約8200万、そして最も大きいのは子ども・子育て支援新制度の施行に伴います私立保育所保育委託で約6億5900万、それから新規事業となる施設型保育給付及び地域型保育給付費に約1億1000万、それから18歳以下の第3子保育料無料化で1億1400万の増額となっております。

今回は、生活困窮者自立支援制度や子ども・子育て支援新制度の施行、さらには地域医療・介護総合確保推進法等の施行によりまして、新たな事業に取り組むこととなりますが、とりわけ子育て支援につきましては、少子化対策の重要な政策と位置づけ、取り組んでいきたいと考えております。

また、来年度から本格的に在宅医療・介護の推進を図り、地域包括ケアシステムの構築のために、健康福祉政策課内に在宅医療連携推進室を組織する予定であります。このことによりまして、医療、介護、保健等のさまざまな機関と連携を図り、高齢になっても安心して在宅で暮らしていけるシステムづくりを構築してまいりたいと考えております。

なお、民生費が右肩上がりに伸びていく中で、引き続き、国の施策等にアンテナを張り、情報収集に努めてまいりたいと思います。

次に、健康福祉部が所管いたします衛生費につきましては16億7802万円となり、26年度当初予算より、増減にして4.6ポイントの伸びとなっております。

その主な要因といたしましては、こども医療費助成の対象を小学校6年生までの拡大と、国の定期予防接種に新たに水痘、いわゆる水ぼうそうと高齢者の肺炎球菌ワクチン接種の実施に係る予算等が増額となっております。

市民の健康づくりを推進するためには、市民の皆様が自分の健康は自分でづくり、守るという意識を持ち、実践していただくことが医療費の抑制、ひいては健康のまちづくりを推進できるものと考えておりますので、これからもさまざまな施策を通して支援をしていくつもりであります。

なお、昨年から実施いたしました市内の小中学校でのフッ化物洗口事業につきましては、各学校の御理解を得て、全小中学校で実施されているところでございます。

それでは、議案第6号・平成27年度八代市一般会計予算の第3款・民生費及び第4款の健康福祉部が所管いたします衛生費につきまして、山田次長より説明させますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○健康福祉部次長兼福祉事務所次長（山田 忍君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、山田健康福祉部次長。

○健康福祉部次長兼福祉事務所次長（山田 忍君） はい。それでは、また座りまして説明いたします。

○委員長（中村和美君） はい。

○健康福祉部次長兼福祉事務所次長（山田 忍君） それでは、こちらですね、別冊となっております議案第6号・平成27年度八代市一般会計予算をお願いいたします。

当文教福祉委員会付託分のうち、健康福祉部が所管します款3・民生費及び款4・衛生費の項1・保健衛生費の一部につきまして説明いたします。

まず、7ページをお願いします。

第1表・歳入歳出予算の歳出でございますが、款3・民生費では218億3616万8000円を計上しております。前年度と比較して6億5861万円の増額となっております。

内訳としましては、項1・社会福祉費は、前年度比1億8009万6000円増の101億9945万4000円、次の項2・児童福祉費は、前年度比3億8863万円増の86億9059万7000円、次の項3・生活保護費は、前年度比9002万8000円増の29億4284万3000円、次の項4・災害救助費は、前年度比14万4000円減の327万4000円でございます。

続きまして、款4・衛生費では、前年度比6億1297万6000円増の43億9347万8000円を計上し、そのうち健康福祉部が所管いたしますのは、項1・保健衛生費17億6210万7000円の大部分に当たります16億7802万8000円で、前年度比7413万円の増額でございます。

それでは、歳出の内容を御説明します。

67ページの下のほうをお願いします。

説明欄には、全ての事業を記載しております

が、その主なものにつきましてのみ説明いたします。

それでは、款３・民生費、項１・社会福祉費、目１・社会福祉総務費では５７億４４３１万８０００円を計上しております。前年度に比べ２億５６５４万２０００円の増額となっておりますが、国民健康保険特別会計への繰出金の増加などが主な要因でございます。

まず、４つ目の民生委員・児童委員関係事業は２３３１万５０００円ですが、活動の経費として、委員報償費１３８５万円、委員協議会への助成金８２８万２０００円が主なものです。

次に、後期高齢者医療広域連合負担金事業は１７億１８８万円ですが、これは７５歳以上の後期高齢者を対象とした医療保険を運営する熊本県内の全市町村による広域連合に対する負担金で、内訳は、広域連合の組織運営及び医療制度の事務経費である共通経費に５７５４万２０００円、医療保険の療養給付費に対する経費に１６億４４３３万８０００円です。

次に、１つ飛びまして、福祉総合システム運用事業１２０５万３０００円ですが、これは近く利用開始となるマイナンバー制度対応のための福祉総合システムの入れかえに係る平成２７年度分の委託料です。

なお、平成３３年度までで総額１億２９８７万４０００円となりますので、債務負担行為限度額１億１７８２万１０００円を設定しております。

次に、６８ページをお願いします。

まず、在宅医療介護連携推進モデル事業３５７万４０００円ですが、これは地域包括ケアシステム体制づくりに向けたもので、在宅医療介護連携推進員の配置などの委託料２４６万、医療介護合同研修会の講師謝礼４８万円、市民啓発用チラシの印刷費３８万９０００円などです。

次の、生活困窮者自立支援事業３４４７万円

は、平成２７年度から始まります、生活保護に至っていない生活困窮者に対し、包括的な支援を行うものです。生活困窮者から相談を受け、ニーズを把握、支援計画の策定、関係機関との連絡調整などを行う必須事業の自立相談支援事業委託料１４７４万２０００円、熊本県と共同で実施する任意事業の就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、子どもの学習援助事業の負担金１７９２万４０００円、就職活動を支えるため、家賃費用を有期で支給する住宅確保給付金１６３万７０００円などです。

次の、国民健康保険特別会計への繰出金１３億１７１９万３０００円は、国保税軽減分、保険者支援分や職員給与費等事務費、国保財政安定化分、出産育児一時金に対するものです。

後期高齢者医療特別会計への繰出金５億７１４５万５０００円は、保険料軽減分や職員給与費等事務費に対するものです。

次の、介護保険特別会計繰出金２０億８１２万７０００円は、介護給付費や職員給与費等事務費などに対するものです。それぞれ基準内の繰り出しを行っております。

なお、財源内訳の特定財源のうち国県支出金１０億４２９６万５０００円は、国民健康保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計への繰出金の一部に対する国庫支出金や県支出金です。

続きまして、同項、目２・老人福祉対策費では３億１２４５万３０００円を計上いたしております。

説明欄の４つ目、シルバー人材センター運営費補助事業２１４７万円は、八代市シルバー人材センターに対する本部・活動拠点運営費補助金６４８万円、現役世代雇用サポート事業補助金９８０万円、企画提案方式事業補助金４００万円などです。

４つ飛びまして、長生き世代健康づくり２０万９０００円は、軽スポーツを実施するもの

で、参加賞9万2000円などです。

3つ飛びまして、長寿者祝事業25万9000円は、100歳到達者の方に花束と表彰状をお届けするものです。

次の、老人福祉施設入所措置事業2億2985万円は、老人福祉法に基づき、保寿寮やすずらの杜など養護老人ホームへの入所者の措置委託料などです。

なお、財源内訳の特定財源のうち国県支出金500万4000円は、老人クラブ活動に対する県支出金などで、また、その他2712万3000円は、養護老人ホームの入所者負担金などです。

続きまして、69ページをお願いします。

同項、目3・社会福祉対策費では1億7489万5000円を計上しております。前年度に比べ6169万9000円の増額となっておりますのは、地域福祉センター等の管理運営事業費の増加や八代市社会福祉協議会補助金の増額などによるものです。

説明欄の4つ目からの坂本・鏡・泉地域福祉センター及び柿迫いきがいセンターの管理運営事業は、デイサービスの収入減や燃料費の増額などに伴う支出増により指定管理委託料が増加となっています。

1つ飛びまして、社会福祉団体育成事業1億1698万円は、八代市社会福祉協議会に対する職員18名分の人件費補助です。社会福祉協議会の財務状況の悪化により、本年から従来の補助率100%に戻したものです。

次に、一番下になりますが、戦没者等援護事業534万8000円は、第二次世界大戦の戦後70周年に当たり、戦没者の遺族に対し特別弔慰金が支給されることに伴い発生する事務費で、臨時職員3名の賃金、社会保険料340万5000円などです。

なお、財源内訳の特定財源のうち国県支出金20万8000円は、住宅手当緊急特別措置事

業に対する県支出金などで、また、その他519万5000円は、シルバーワークプラザ事務費実費徴収金などです。

続きまして、70ページをお願いします。

同項、目4・障害福祉対策費で36億8024万6000円を計上いたしております。前年度に比べ3億4564万7000円の増額となっておりますが、障害福祉サービス給付事業費の増加などによるものです。

説明欄の5つ目、更生医療給付事業2億3922万4000円は、18歳以上の身体障害者手帳所持の方が人工透析や心臓手術など身体の機能障害を軽減または改善するための医療費の給付を行うもので、その給付費ですが、扶助費2億3880万2000円などです。

次に、1つ飛びまして、重度心身障がい者医療費助成事業2億7144万4000円は、身体障害者手帳や療育手帳などの一定以上の級の所持者に医療費の一部を助成するもので、扶助費2億6953万7000円などです。

次に、1つ飛びまして、特別障害者手当等給付事業5954万9千円は、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅重度障害者、障害児等に対して手当を支給するもので、全額扶助費です。

次に、3つ飛びまして、育成医療給付事業403万9000円は、18歳未満の身体に障害のある児童に対し、生活の能力を得るために必要な医療の給付を行うもので、その給付費である扶助費401万9000円などです。

次に、2つ飛びまして、八代圏域地域療育センター事業491万2000円は、在宅の障害児や保護者等に対し、療育相談、訪問及び外来療育指導を行うもので、全額、八代市社会福祉事業団に対する委託料です。

次に、1つ飛びまして、地域生活支援事業1億2917万円は、障害者や障害児の保護者等からの相談に応じるとともに、理解促進研修・

啓発事業、必要な情報の提供等を行う事業、手話通訳者の派遣等を行う事業、日常生活用具の給付または貸与、移動を支援する事業及び創作的活動等の機会の提供を行う事業などを実施するもので、訪問入浴サービス委託料１０３６万８０００円、また、すまいる、かんねさこ荘への相談支援事業委託料１７１４万７０００円、すまいる、きらきらの里、かんね、あいへの地域活動支援センター事業委託料３０２０万円、ストマ等日常生活用具給付費の扶助費２９３６万１０００円などです。

なお、平成２７年度から、人工内耳体外機—スピーチプロセッサの買い換え及び修理も日常生活用具給付費の対象とすることとしました。

次の、障害福祉サービス給付事業２３億７６１５万８０００円は、障害福祉サービスの給付を通じ、障害者の日常生活、社会生活を総合的に支援するものです。常時介護を必要とする障害者の方に、入浴や排せつ、食事等の介護や、創作活動、生産活動等の機会を提供する生活介護が扶助費で７億４３２５万円、事業所が障害者と雇用契約を結び、最低賃金を保障し、社会保険の加入も義務づけられ、事業形態に応じた給付金が支払われる就労継続支援Ａ型が扶助費で３億１０３５万４０００円、また、事業所が障害者と雇用契約を結ばない就労継続支援Ｂ型が扶助費で３億１８１万７０００円、共同生活の場所で相談や日常生活上の援助をする共同生活援助——グループホームが扶助費で２億５８２４万３０００円などです。

次に、１つ飛びまして、障がい児通所支援事業は３億１５０１万円で、障害児を対象とした児童通所支援の扶助費１億１１５４万４０００円、放課後等デイサービスの扶助費１億８２９０万５０００円などです。

なお、財源内訳の特定財源のうち国県支出金２５億１３８１万８０００円は、障害福祉サー

ビス給付事業に対する国県支出金などで、また、その他４４４万６０００円は、地域生活支援事業に対する氷川町の負担金などです。

続きまして、７１ページをお願いします。

同項、目５・国民年金費で３８８９万５０００円を計上しておりますが、職員給与費などです。

なお、財源内訳の特定財源のうち国県支出金２８７０万５０００円は、年金事務に係る国庫支出金です。

同項、目６・臨時福祉給付金給付事業費に２億４８６４万７０００円を計上しておりますが、前年度に比べ４億８９２８万２０００円の減額となっておりますのは、支給額が１万円、または加算分であるところの１万５０００円から６０００円に減額されたことによるものです。

平成２６年４月から消費税が８％へ引き上げられたことから、所得の低い方への負担の影響に鑑み、臨時的な措置として、２６年度に引き続き臨時福祉給付金を支給するものです。対象者は、平成２７年１月１日現在で本市に住民票があり、かつ平成２７年度分市町村民税均等割が非課税の方です。ただし、市町村民税課税者の扶養に入っている場合や生活保護制度の被保護者になっている場合は対象外となります。臨時福祉給付金の給付額としましては、対象者１人につき６０００円ということです。

説明欄の２つ目の臨時福祉給付金給付事業は２億４５９４万７０００円で、申請書や封筒等の印刷費３４７万５０００円、申請書及び決定通知書の郵便料９１８万４０００円、申請書のデータ入力パンチャー委託料４２９万８０００円、約３万５７００人分の臨時福祉給付金２億１４２０万円などです。

なお、財源内訳の特定財源のうち国県支出金は、全額、国庫支出金です。

続きまして、７２ページをお願いします。

款３・民生費、項２・児童福祉費、目１・児童福祉総務費で３億６５５２万３０００円を計上しております。

説明欄の６つ目、ひとり親家庭等医療費助成事業３０９２万８０００円は、母子家庭の母及びその児童、父子家庭の父及びその児童等に対し、医療費の一部を助成するものです。

１つ飛びまして、こどもプラザ事業１３１６万８０００円は、主に乳幼児、ゼロ歳から３歳児を持つ子育て中の親子が気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る常設の場として、子育て親子の交流の促進と、子育て等に関する相談、講習会などを実施しておりまして、マックスバリュ２階のこどもプラザすくすくといオン八代の２階のこどもプラザわくわくを開設しております。

３つ飛びまして、放課後児童健全育成事業１億１５３３万２０００円は、昼間保護者がいない家庭の小学生の安全、安心な場所の確保と健全育成活動を行うもので、全額、放課後児童クラブ２６クラブへの委託料です。

次に、１つ飛びまして、病児・病後児保育事業２４２５万円は、病中または病後の児童の一時預かりを行うもので、全額、キッズルーム、キッズケアルーム、病児・病後児ハウスひかりの３カ所に対する委託料です。

次に、５つ飛びまして、子育て相談事業２１２万円は、平成２７年度からの事業で、子供及びその保護者や妊娠している方が、多様な教育・保育施設、地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう、利用者支援専門員をこどもプラザわくわくに配置するもので、子育て相談事業委託料１９５万５０００円などです。

なお、財源内訳の特定財源のうち国県支出金１億４０１２万７０００円は、放課後児童健全育成事業に対する国県支出金などです。

続きまして、同項、目２・児童措置費で２億２１７万２０００円を計上いたしております。

す。前年度に比べ３２３５万７０００円の減ですが、児童手当及び児童扶養手当の対象者数の減少によるものです。

説明欄の１つ目、児童手当事業は２０億５２６７万５０００円です。児童手当の支払い額を簡単に申し上げますと、ゼロ歳から３歳未満の児童に月額１万５０００円、３歳から小学生までの児童で第１子、第２子は月額１万円、第３子以降は月額１万５０００円、そして中学生は月額１万円です。ただし、所得制限を超える場合は一律月額５０００円の支給です。

次の、児童扶養手当事業は７億４９４９万７０００円ですが、父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしている児童に対して支給されるもので、全額支給の場合、４月からは月額４万２０００円ですが、所得による減額があります。

なお、財源内訳の特定財源のうち国県支出金１９億９２１３万９０００円は、児童手当事業に対する国県支出金などです。

続きまして、７３ページをお願いします。

同項、目３・保育所費で５４億６２９７万２０００円を計上いたしておりますが、前年度に比べ５億１７３７万２０００円の増額です。平成２７年度からの子ども・子育て支援新制度への移行に伴う私立保育所保育委託事業の算定方法の変更などによる増加によるものです。

説明欄の４つ目、私立特別保育事業３９６５万４０００円は、私立の全保育園で実施される延長保育等に対する補助金です。

次に、２つ飛びまして、公立保育所運営事業２億７９１５万３０００円は、北新地保育園の民営化後の、職員給与費を除く公立保育園１１園の運営経費で、嘱託医報酬２１４万５０００円、臨時保育士・調理員の賃金１億１９９４万３０００円、給食材料費である賄い材料費５９１４万７０００円、７園の給食業務委託料２億２８万５０００円などです。

次の、私立保育所保育委託事業43億7395万9000円は、私立保育所45園への乳幼児の保育委託料43億7129万5000円と、私立保育所への保育料収納事務委託料で、平成27年度から予算措置しました乳幼児1人当たり720円の事務費です。

次に、4つ飛びまして、障がい児保育事業6952万7000円ですが、私立保育所において障害を持つ児童を受け入れるに当たり、保育士の増員や、その安全性が確保されるよう設備等を整備するために保育所に対して補助を行うもので、全額、補助金です。

次の、施設型給付事業5166万円は、子ども・子育て支援新制度への移行に伴うもので、私立の聖愛認定こども園に対する給付費で、扶助費から支出します。

また、次の、地域型保育給付事業6494万6000円も、子ども・子育て支援新制度への移行に伴うもので、小規模保育事業所のありんこ園、リス託児所や事業所内保育事業所のプチとまと、3園への保育給付費で、扶助費から支出します。

なお、財源内訳の特定財源のうち国県支出金25億8523万9000円は、私立保育所保育委託事業に対する国県支出金などで、また、その他7億4833万5000円は、保育所保育料などです。平成27年度から、18歳までの子供が3人以上の場合、第3子以降の保育料は全額無料とします。

続きまして、同項、目4・子育て世帯臨時特別給付金給付事業費で5993万円を計上しておりますが、前年度に比べ1億468万3000円の減額となりましたのは、支給額が1万円から3000円になったことによるものです。

先ほど、臨時福祉給付金給付事業費のところでも申し上げましたとおり、消費税引き上げに際し、こちらは子育て世帯への影響を緩和するとともに子育て世帯の消費の下支えを図るた

め、臨時的な給付措置として、平成26年度に引き続き給付金を支給するものです。支給対象者は、平成27年6月分の児童手当受給対象となる児童を基本とし、給付額は1人当たり3000円です。事業の内容としましては、先ほどの臨時福祉給付金給付事業とほぼ同じです。また、給付対象者は約1万7000人で、交付金5100万円です。

なお、財源内訳の特定財源は、全額、国庫支出金です。

続きまして、74ページの中ほどをお願いします。

款3・民生費、項3・生活保護費、目1・生活保護総務費で1億8146万4000円を計上しております。

説明欄の2つ目ですが、生活保護事業2680万4000円は、生活保護事業の適正実施のための必要な事務及び職員の技能向上や調査等を行うものです。

なお、財源内訳の特定財源のうち国県支出金578万9000円は、生活保護適正実施推進事業に係る国庫支出金です。

続きまして、同項、目2・扶助費で27億6137万9000円を計上しております。前年度に比べ8210万7000円の増額となっておりますが、生活保護受給者数の増加によるものです。

説明欄の生活保護費給付事業ですが、内容は、生活扶助や医療扶助を初め、8種類の扶助費を支給することにより、生活保護世帯の生活安定と自立の助長を図るものでございます。

それぞれの扶助費ごとの内訳では、最も多い医療扶助費が15億2453万7000円、介護扶助費が7137万9000円、教育扶助費が1002万6000円、住宅扶助費が2億8876万9000円、出産扶助費が165万6000円、生活扶助費が7億7369万4000円、生業扶助費726万8000円、葬祭扶

助費５０４万円等、いずれも増額と見込んでいます。

なお、財源内訳の特定財源のうち国県支出金２０億７６４９万円は、生活保護扶助費に係る国庫支出金などで、また、その他２０２９万６０００円は、生活保護費の返還金などです。

続きまして、７５ページをお願いします。

款３・民生費、項４・災害救助費、目１・災害救助費で、３２７万４０００円を計上しております。これは東日本大震災関連経費で、説明欄にありますとおり、宮城県石巻市への職員の長期派遣に伴う職員手当１５０万円と、派遣のための旅費１６２万４０００円などです。派遣予定の人数は、３人です。

なお、財源内訳の特定財源のうち、その他１４３万６０００円は、石巻市からの災害派遣人件費負担金です。

続きまして、中ほどから、款４・衛生費、項１・保健衛生費、目１・保健衛生総務費で、１３億２１７９万６０００円を計上しております。前年度に比べ２７１５万２０００円の増でございますが、こども医療費助成事業の年齢拡大によるものなどです。

説明欄の３つ目、妊産婦健康支援事業９１３２万５０００円は、最大１４回の妊婦健康診査の熊本県医師会への委託料８９７４万３０００円などです。

次の、養育医療給付事業１４６２万１０００円は、母子保健法第２０条に基づき、身体の発達が未熟なまま生まれ、入院を必要とする乳児が指定医療機関において入院治療を受ける場合に公費で負担する制度で、扶助費１４６１万５０００円などです。

次の、乳幼児健康支援事業１９５１万４０００円は、母子健康手帳の交付、生後４カ月までの全戸訪問事業、４カ月児、７カ月児、１歳６カ月児、３歳児の健診など行っていて、八代市・郡医師会への乳幼児健診委託料５８０万５

０００円などです。

次の、こども医療費助成事業３億６７１０万７０００円は、従来の対象年齢ゼロ歳から小学校３年生までに加え、平成２７年４月診療分から対象年齢を小学６年生まで拡大し、入院・通院に係る医療費の全額を助成するもので、扶助費３億５３３９万円などです。

続きまして、７６ページの説明欄をお願いします。

３つ目の、健康増進事業１億１７７万９０００円は、胃がん、肺がん、乳がん、子宮がん、大腸がん、前立腺のがん検診、腹部超音波検診、ヤング健診等を実施し、それらの健診委託料８８５４万６０００円などです。

次の、フッ化物洗口事業４２４万６０００円は、平成２６年度から、子供の虫歯の状態を改善し、生活の質の向上を図るため、県全体の取り組みとして、保育園、幼稚園、小中学校も対象に加え実施しており、フッ化物洗口液を用いて、１分間ぶくぶくうがい等を行い、歯のエナメル質を強化し、虫歯を予防するものです。

次に、１つ飛びまして、簡易水道特別会計への繰出金１億３０５５万９０００円は、八代、坂本、東陽、泉地区の簡易水道施設の運営に係る分を繰り出すものです。

次の、診療所特別会計への繰出金２８６５万９０００円は、椎原、下岳、泉歯科診療所の運営に係る分を繰り出すものです。

次の、水道事業会計への繰出金２２４１万６０００円は、企業債償還金の一部を繰り出すものです。

次の、病院事業会計への繰出金１億６１２４万４０００円は、結核病床分の補填や企業債償還金などに対し繰り出すものです。

なお、財源内訳の特定財源のうち国県支出金９０９７万８０００円は、こども医療費助成事業や健康増進事業に対する県支出金などで、また、その他２５３５万３０００円は、千丁地域

福祉保健センター使用料などです。

続きまして、同項、目２・予防費では３億５６２３万２０００円を計上いたしております。前年度に比べ４６９７万８千円の増額ですが、高齢者の肺炎球菌及び子供の水痘の予防接種を本年度当初予算で計上したためです。

説明欄の各種予防接種事業は３億４８９５万８０００円です。

まず、予防接種の種類について簡単に説明しますと、Ａ類疾病予防接種があります。すなわち、病気の発生及び蔓延を防止するための予防接種です。これは、これまでの四種混合、麻疹風疹混合、日本脳炎、ポリオに加え、子宮頸がんワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン等の定期予防接種です。

これに対し、Ｂ類疾病予防接種、すなわち病気の発病、重症化を防止するための予防接種で、６５歳以上の高齢者に対するインフルエンザ及び高齢者肺炎球菌の予防接種が、これに該当するものです。

予防接種委託料３億４５５６万６０００円などです。なお、特定財源はありません。

次の、目３・斎場管理費以降は、環境部所管の予算です。

以上、健康福祉部所管の民生費、衛生費の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） はい。以上の部分について質疑を行います。質疑はありませんか。いいですね。

○委員（堀口 晃君） いや、あります、あります。あります、済みません。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） いや、いっぱいあり過ぎて、何から言おうかなと迷っていたところです。

済みません。事前に説明の部分においてですね、平成２７年度の当初予算の概要というのを

いただいております、そちらのほうの部分での質問させていただいてもよろしいですか。

○委員長（中村和美君） いや、とにかく、言ったように、この……。

○委員（堀口 晃君） いや、結局、同じようなことを今おっしゃられて、この最初の部分の今、民生費をおっしゃられた部分の中においては、こっちと説明が異なる部分があって。ページ数を言うのは、こちらのほうの、当初予算が今、議案第６号のほうの部分で言ったほうがいいのか、もしくは、こちらのほうの部分で話しをさせていただいたらいいいのかというようなところで。

○委員長（中村和美君） 新年度予算でございますので、予算関係だったら、もうそれは構いませんので、どうぞ。

○委員（堀口 晃君） はい、ありがとうございます。

はい。じゃあ、まずは、いいですか、予算の概要の中で、フッ化物洗口の部分についてお尋ねをさせていただきたいと思うんですが、今回、４２４万６０００円という部分があるのかなと思います。これは、こちらのほうの予算の概要で見ると、１６ページの一番上になるんですけども、この部分の中において４２４万６０００円、今回上がっている部分と、平成、これは２６年度からされてるんですが、この辺での予算は変わらないのかということと、もう一つは、平成２６年度の効果はどうだったのかという、この辺、お伺いしたいと思います。

○委員長（中村和美君） 蒲生はつらつ健康課長。

○はつらつ健康課長（蒲生尚子君） はい。はつらつ健康課の蒲生です。よろしくお願い致します。

フッ化物洗口の予算でございますが、昨年度から、２６年度から実施いたしておりますが、２学期からの実施でございます。で、２７年度

につきましては1学期から1年分ということになりますので、その分の増額になっております。やり方等は変わっておりません。

効果につきましては、100%の小中学校のほうで実施していただいております。特に疑問点とか苦情等のお問い合わせ等はございません。効果につきましては、単年度でわかるものではなく、県のほうとしましては、5年をスパンとしてフッ化物洗口の効果を見ていくという方向でございますので、市といたしましても同じように考えているところでございます。

以上です。

○委員（堀口 晃君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい、ありがとうございます。全部の学校でされているということは、非常に大変だったんだろうと思います。本当にありがたいことで。

で、今のお話では、5年という部分が1つのスパンである。5年を経過しないと、その効果がわからないということでは、私はないんだろうと思う。例えば、虫歯をこれはなくすというふうな状況があるならば、子供たちが歯医者に行く回数が減ったとかという部分は、これは1つの効果であって、5年を待たないとわからないということはないと思うんですが、その辺、ちょっといかがですか、お聞かせいただきたいと思います。

○委員長（中村和美君） いいですか。はい、蒲生はつらつ健康課長。

○はつらつ健康課長（蒲生尚子君） はい。保育園、幼稚園、また小中学校のほうで実施していく予定でございますが、全校です。5年と言いましたが、一年一年で定期健診、歯科健診のほうは行われております。その中で問診票等もございますし、齲歯の――虫歯ですね、虫歯の罹患状況等もはっきりしてきますので、その経過等で、また要治療者の医療機関への受診

等も学校のほうでわかりますので、そちらのほうで見させていただければというふうに思っております。一年一年、経過を見ながら、評価はしていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。じゃ、それなりのことをお願いいたします。

それと、その424万6000円、この根拠は、何人おって、幾らぐらい1人かかるかということだろうと思うんです。その積算根拠を教えてください。

○委員長（中村和美君） 今すぐわかりますか。わからなければ、また……。

はい、課長でいいですか。はい、蒲生はつらつ健康課長。

○はつらつ健康課長（蒲生尚子君） フッ化物洗口事業に要します費用といたしましては、フッ化物の洗口液オラブリスが約200万円、紙コップ、溶解瓶等の消耗品等が58万9000円、それと溶解液を各学校に配達いたしますので、燃料費を18万7000円、それと洗口液の準備等で2名の臨時職員の賃金が124万円ということに、今、大体、内訳はなっております。1人分につきましては、計算をいたしております。後ほど御報告をいたします。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。はい、ありがとうございました。

○委員長（中村和美君） いいですね。

はい、ほかありませんか。

○委員（堀口 晃君） はい。

○委員長（中村和美君） 堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。続きまして、生活保護費給付事業についてお尋ねをさせていただきたいと思います。

27億6137万9000円、今回上がって、8210万円の増額であるというふうな御

説明をいただきました。その中で、今回、新規事業ということで、就労自立給付金というのが59万7000円上がっておるんですが、今回の新規での事業として、就労自立給付金という、これは何なのか、教えていただきたいと思っています。

○委員長（中村和美君） はい、小藪生活援護課長。

○理事兼生活援護課長（小藪 正君） はい。よろしくお願いします。

就労による自立の促進のために設けられた制度でございます。生活保護を受けられている間は、税とか社会保険料などの負担がないということなんですが、脱却されますと、税、社会保険料等の負担が生じる。こうした点を踏まえた上で、生活保護を脱却するためのインセンティブを強化するとともに、脱却直後の不安定な生活を支え、再度、生活保護に至ることを防止することを目的としてつくられたものです。

支給方法としましては、保護の受給中の収入認定額の範囲内で仮想的に積み立て、生活保護脱却時に一括支給と。

対象としましては、安定した職業についたことにより保護を必要としなくなったと認められる者。

支給額は、上限額が、単身世帯10万円、多人数世帯15万円となっております。

再受給までの期間としましては、一旦、これを受けられますと、3年間は受けることができないような制度となっております。

以上、お答えとします。

○委員（堀口 晃君） はい、委員長。

○委員長（中村和美君） いいですか、はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。今回、この59万円、約600万円を予定されてるんですが、大体何人ぐらいを今回、生活保護脱却というふうな部分で見込んでらっしゃるのか、その

辺はいかがですか。

○委員長（中村和美君） はい、小藪生活援護課長。

○理事兼生活援護課長（小藪 正君） 1世帯当たりの上限額が、単身の場合10万円、多人数が15万円となっておりますので、600万円程度、600万円ですので……。

ごめんなさい。済みません、私が勘違いしておりました。59万7000円の、済みません、要求でございますので、件数としては9件を見込んでおります。大体、1件当たり6万6253円が今までのところの平均でなっております。

済みません。失礼しました。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。ありがとうございます。

新たなことで就労自立給付ということが、社会に出たときに負担があるということで、9件分を見込んでらっしゃるということで、ぜひ、それに上回るような形での生活保護脱却をお願いしたいというふうに思います。

次、質問いいですか。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員、どうぞ。

○委員（堀口 晃君） 関連なんです。済みません。困窮者。——あ、じゃ、後からいいです。

○委員長（中村和美君） いいですか。（委員堀口晃君「はい、済みません」と呼ぶ）

ほかありませんか。

○委員（橋本隆一君） はい、済みません。

○委員長（中村和美君） はい、橋本委員。

○委員（橋本隆一君） 73ページですね、障害児の保育園、私立保育園に対しての保育園事業なんですけども、私立保育所への支援される事業ということで、この事業を使うに当たって、保育所1件につき幾らなのか、児童に対し

て幾らなのか、また、その1件の単価等はどういった根拠によって、それをされるのがちょっとわからないので、お願いします。

○委員長（中村和美君） はい、白川こども未来課長。

○こども未来課長（白川健次君） はい。こども未来課の白川でございます。よろしくお願いいたします。

障害児保育事業といいますのは、障害をお持ちのお子さんを私立保育所のほうが受け入れる場合に保育士の加配が必要になるということで、その分についての助成を行うというような事業でございますけれども、こちらは、障害児に対しまして、1人、月額6万2300円、また軽度の障害1に対しましては、1人、月額3万1150円ということで補助を行うというようなものでございます。

以上でございます。

○委員長（中村和美君） はい、橋本委員。

○委員（橋本隆一君） はい、ありがとうございます。

先ほど、整備事業ということの中に、人件費等も含まれるということでよろしいでしょうか。

施設整備なのか、例えば、品物を買うためにとか、いろいろ整備するためなのか、毎月ということなので、人件費等の充当が可能なのかということですね。パートさんを雇うとかいうことですね。

○委員長（中村和美君） 山田健康福祉部次長——どっち。ちょっと、はっきり、まちょっと質問をせぬと、執行部の答弁がでけぬ。

○委員（橋本隆一君） 済みません。もう1回お尋ねします。橋本です。

○委員長（中村和美君） はい、橋本委員。

○委員（橋本隆一君） 先ほどの説明の中で、月額6万2000円ということの、お金の運用ですけども、保育園側ですね。それを人件費

として充当としていいのか、あるいは物品等に充当していいのか、その辺は自由なのかということをお伺いしたいと思います。

○こども未来課長（白川健次君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、白川こども未来課長。

○こども未来課長（白川健次君） はい。先ほどの障害児保育6万2300円、それから軽度障害児の保育の場合、3万1150円ということで単価を御説明いたしましたが、基本的には、障害をお持ちのお子さんを保育するに当たって必要となる保育士の加配ですね、ということをお前提にしておりますけれども、必要な施設整備という部分についても、それについては充当ができるというふうになっております。

以上です。

○委員長（中村和美君） はい、橋本委員。

○委員（橋本隆一君） はい、理解できました。ありがとうございました。

○委員長（中村和美君） はい。

ほかありませんか。

○委員（堀 徹男君） はい、いいですか。

○委員長（中村和美君） はい、堀委員。

○委員（堀 徹男君） はい。予算書72ページの、八代市母子寡婦福祉連合会補助金事業49万円というの、これは補助金の内容はどういった内容、団体運営費補助なのか、事業費補助なのか。

○委員長（中村和美君） はい、白川こども未来課長。

○こども未来課長（白川健次君） はい。内容としましては、現在は団体運営補助的な感じになっておりますが、外部評価の中でも、その辺についての見直しという御指摘をいただいておりますので、今後は事業費補助という形で見直していきたいというふうには考えているところでございます。

以上です。

○委員長（中村和美君） はい、堀委員。

○委員（堀 徹男君） はい。補助金の支出に当たってはですね、団体運営費補助から事業費補助に移行するというような1つの指針としてですね、この間、打ち出されたというふうに認識していますので、ぜひですね、その方向で進めていただきたいと思います。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。

○委員（堀口 晃君） はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。生活困窮者自立支援事業というのが、いまいち、私、まだよくわからないところがありまして、聞いたところによると、生活保護を受ける前の段階でセーフティーネットみたいな形で、そこを救済するんだという、こういうお話を聞かしていただいているんですが、今回の、この3447万円、これを新しく事業化するわけなんですけども、これに対する効果という部分はどのように見ているのかということと、その前に、この生活困窮者自立支援事業の内容について、少しお尋ねをしたいと思います。そこをちょっとお聞かせいただきたい。内容について。

○委員長（中村和美君） はい、小藪生活援護課長。

○理事兼生活援護課長（小藪 正君） はい。済みません。生活困窮者自立支援事業でございますが、高齢化の進行、経済的な状況など、さまざまな社会的要因により生活保護受給者が大幅に増加した一方で、生活保護は受給していないが、近い将来、生活保護に至る可能性の高い方が多数存在している状況というのがあっております。これは、近年の増加からですが、そういう方、生活保護を受ける手前の方たちに対して、相談窓口を設けまして、そこで相談を受けていただくと。そして、そこの相談員が責任を持って、その方に寄り添って、いろいろな問題を抱えておられる対象者の方の問題を抽出し、

一緒になって考えていくという形を、簡単に言いますと、そういうような相談窓口と。その際に、先ほど、予算を要求しておりましたが、任意事業としまして、住居がない方に対して住居を紹介したり、仕事がない方に対して仕事を紹介したり、それとか、学習を、世代間にわたる困窮というのが続いているということが言われておりますので、学習支援を行ったり、それと、そういうふうに生活に困られる方というのは、よく支出について無計画な方が多いので、そういう方に対する家計相談支援を行ったり、そういうことを行ったり、また、今現にある社会的資源をつないで、例えば、就労を、ちょっと就労前の段階といいますか、余り、例えば、就労の面接も受けたことがないような方に対しては、就労の面接の受け方を指導したりと、そういうようなことを、そこに1カ所ですね、相談窓口1カ所で支援していくと、そういうところに責任を持ってつなげたり、そういうような社会的資源を活用していただいて、自立を目指していただくと、そういうような制度でございます。

よろしいでしょうか。

○委員長（中村和美君） いいですか。

はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。ありがとうございます。大体の内容はわかりました。

今お話しをいただいた分について、市民生活相談というのが今、窓口としてあるんですが、それとほぼ変わらないような感覚がするんですけども、市民生活相談の部分と、今回、自立支援相談窓口、窓口を設けられるんですが、同じところに設けられるのか、もしくは、また別のところで、相談者はそこに相談に行けば、それに乗っていただけるのか、また新たに、この自立支援という方々がそれを探し出すのか、これ、どちらなんだろうね。

○委員長（中村和美君） はい、小藪生活援護

課長。

○理事兼生活援護課長（小藪 正君） はい。
済みません。基本的に、はい、相談、市民相談
窓口なども確かにございます。でも、まず、市
民相談窓口よりも、より包括的にといいます
か、その人全体を見て、その人が抱える問題を
解決するまで一緒に考えていくといいますか、
支援を行っていくというのが今度の窓口で、そ
こが大きな違いになるかなと思います。

それと、新たに、市民相談室の中に設置して
はということもございましたが、新たに本制度
の相談員を配置するスペースが現在のところの
市民相談窓口にはございません。また、そうい
う類似した市民相談室とか、困窮者が相談する
窓口は、ほかにいろいろあるかと思いますが、
そういう方たちとの連携、ネットワークを通
じて、そういうところからも情報が入り、今
度の自立困窮者生活相談窓口へつないでいただ
くか、または、必要であれば相談窓口の人が一
一今度設置する相談窓口の人が対象者に、アウ
トリーチといいますか、面接に行くか、そのよ
うな形で、なるべく掘り起こしてもいきたいと
考えております。

よろしいでしょうか。はい、以上でございま
す。

○委員（堀口 晃君） はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。わかりました。

ただですね、相談窓口を設けられて、また、
この市民相談窓口もある、そして今度は、割と
ワンストップというところで総合窓口を今度設
けられるようになっていきます。で、相談される
方は、どこに行ってもいいのかがわからないとい
うのは、今の現状で、それをまとめましょうと
いうのが今後出てくる庁舎の中の総合窓口にな
るんだろうと思いますけれども、市民相談窓口
もあって、今度はまた自立支援相談窓口がある
という、やはり僕は一緒にしたほうがいいんだ

らうと思うんですけど、その辺のお考えはない
のかということ、もうちょっとお聞かせいただ
きたいと思います。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）
委員長。

○委員長（中村和美君） はい、上田健康福祉
部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）
はい。今回の、この生活困窮者自立支援事業
というのは、生活困窮者に特化してるというの
が、ものですね。ですから、これまでの一般的
な市民相談とは、当然、すみ分けしていかなく
てはいけないと思います。そのために、当然、
周知啓発が必要ですので、ポスターを制作した
り、パンフレットを制作したりして、いろんな
公共施設、ハローワークにしてもですね、県の
施設とか、もちろん公共施設、それぞれのところ
に、そういったものをお配りして啓発をする
予定です。

総合相談窓口とは、仮に市民相談窓口のほう
に来られたとしたときには、こういった困窮者
の窓口がありますよということで御紹介いただ
くような、そういったすみ分けはしていく予定
にはしております。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。できれば、わか
りやすい形でね、市民に啓発をしていただきた
いんですけれども、今、この生活困窮者自立支
援の窓口の部分について、窓口というか、につ
いてお尋ねをするんですけども、今、役所のほ
うで、行政のほうでですね、この生活困窮者と
言われる方たちがどのくらいぐらいいらっしゃ
るのかという部分を把握されているのか、把握
されていないのかという部分をお聞かせいただ
きたいと思います。

○委員長（中村和美君） はい、小藪生活援護
課長。

○理事兼生活援護課長（小藪 正君） 生活保

護の場合、よく言われますのが、全国的に言われますのが、生活保護の捕捉率が3割から、その程度であるということで、今回の相談窓口が経済的困窮に重点を置いておりますので、その点から言うと、3割以外の7割から6割の方がいらっしゃるのかとは思われますが、はっきりした数字は把握しておりません。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい、委員長。

○委員長（中村和美君） 上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい。生活困窮者ということで、低所得者イコール生活困窮者とは限られないと思います。例えば、ある程度給与があっても、借金を背負っておって、生活に困窮している人もいるだろうし、低所得者であっても、そういった借入金となくて、ある程度自立しながらやっていける方もたくさんいらっしゃいますので、ですから、いろんな形で、さまざまな家庭的な事情とか個人の事情とかで生活に困窮していらっしゃる人がおられますので、そういった方々の個別な状況に応じて、相談に対応していくということでございます。

ちなみに、25年度から、これは県のモデル事業で、八代市の場合には市の社協に対して県が委託して実施しております。その中でも、やはり相談を受ける相談員というのは、なかなか、すぐすぐ解決できるような問題ではないと、かなり長引くというふうな傾向がっております。

ただ、先ほど言ったように、アウトリーチというか、家庭訪問などしながらですね、そこに、その家庭に寄り添った形で、やっぱり相談に対応していくということが非常に大切かと思っております。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。わかりました。

今回、3447万円ですね、これは、じゃ

あ、ほとんど人件費というふうな部分で、その相談員というふうな形での予算というふうと考えていいんですかね、これは。

○理事兼生活援護課長（小藪 正君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、小藪生活援護課長。

○理事兼生活援護課長（小藪 正君） 済みません。今回の生活困窮自立支援事業の予算に上げさせていただいていますのは、県と一緒に4事業を行っていきますが、その負担金と、自立相談支援窓口の委託料と、任意事業の負担金となっております。県と任意事業は共同で行っていく予定としております。

○委員（堀口 晃君） はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。理解させていただいております。

任意事業の負担金というのは、県との共同でやるというのが1700万ぐらいあるというような状況、これは約半分ぐらいですよ。その中において、自立相談支援窓口の委託料が1474万2000円ですか、これがあるという状況があるならば、その委託料の中においてのほとんどが人件費で賄われているのか。それとも、そこの中において何人ぐらい、その相談員さんたちを配置されて、対応されようとしているのかということ。

だから、私が言いたいのは、その1474万あたりの部分が、ほとんど、委託はするけども、そこが人件費なんですか、ほかにも何かありますかという、こういう質問なんですけども。

○委員長（中村和美君） はい、小藪生活援護課長。

○理事兼生活援護課長（小藪 正君） はい。

人件費が半分ぐらい、4分の3です。それと、ほかには、事務所の経費というものがほとんどになります。印刷代とか、光熱水費、車両、ア

ウトリーチもありますので、車両費というものに予定しております。

○委員（堀口 晃君） はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい、ありがとうございます。ありがとうございました。

この人件費の4分の3という部分なんですけど、1470万ぐらいの4分の3が人件費。何人ぐらいで今回対応されようとされているのか。

○委員長（中村和美君） はい、小藪生活援護課長。

○理事兼生活援護課長（小藪 正君） 済みません。失礼しました。3名で、内訳としましては、主任相談員、相談員、就労支援員を予定しております。

○委員（堀口 晃君） はい、ありがとうございます。委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。ありがとうございます。ありがとうございました。

この3人でですね、対応されるというのは非常に大変だろうというふうに私は思ってます。

先ほど、私の質問の中で、生活保護受給者の部分の中において、本年度は8200万円の増額というふうな部分での当初予算であります。毎年、年度末になると補正予算で足りないから、また出してくれという状況がありますけども、今回、この8200万ですね、を出している当初予算があり、今回、この生活困窮者、要するに生活保護にならない方たちの救済という部分で、なる前の部分での救済ということですので、当然、生活保護世帯というのは、人であつたりとかというのは減ってこなければならぬんじゃないかなと思いますね。3400万円ぐらいを使って、また生活保護の皆さんがどんどんどんどんふえてきましたよといったら、これは本末転倒な話ですんで、ここのところはですね、

しっかり私も検証していきたいと思っていますんで、執行部の方々も、ぜひその辺はですね、理解をされて、進めていただきたいなというふうに思っています。

何かあれば。

○委員長（中村和美君） はい、上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい。この事業の、やっぱり成果というのは出していかなくちゃいけないと思っておりますが、ただし、先ほどから話がありますように、高齢化というのが進んでおりまして、ひとり暮らしのお年寄りというのが非常にふえてきております。そういった中で、家族というのが、これまではやはり日本の家族というのは同居してて、子供が親が年とったら親の面倒見ていくという、そういったことで、国民年金というの、そういった形でできていったのではないかなと思います。それが国民年金というのが、非常にほかの厚生年金とか社会年金とかと比べますと、共済年金とかと比べますと、非常に低く抑えられています。それだけで生活していくと、ひとり暮らしのお年寄りが生活していくのは、非常に難しい状況になってきています。それで、介護が必要になってくると、もう家庭での生活が非常に難しくなってくるとなると、施設に入所と。施設に入所となると、それだけ今度は介護サービスの利用料がかなり高くなっています。国民年金だけでは賄い切れないということで、結局、そういった方々が生活保護に流れてくるというケースが非常に近年、ふえてきております。

そういったことですので、一概に、確かに、堀口委員おっしゃるように、その成果は出していかなくちゃいけないですけども、全てそうやって、すぐ減るか、数字的にすぐ減るかという、なかなか難しい状況ではないかと思っています。努力はいたします。はい。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） 努力に期待いたします。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。

○委員（堀 徹男君） いいですか。

○委員長（中村和美君） はい、堀委員。

○委員（堀 徹男君） はい。予算書73ページの、八代市保育園連盟補助金事業というのは、こういった補助金の内容になっていますか、教えていただきたいと思います。

○こども未来課長（白川健次君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、白川こども未来課長。

○こども未来課長（白川健次君） はい。保育園連盟の補助金は、公立のですね、保育園12園、それから私立の保育園40園、合計56園が加入しております連盟に対する補助金ということでございますが、保育園単体で研修を行いますと、なかなかやはり専門的な技能の習得というのが難しい部分がございますので、そういった専門的な技術の向上につながるような研修を行われる場合の補助を行うというふうな内容になっております。

以上です。

○委員（堀 徹男君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、堀委員。

○委員（堀 徹男君） はい。じゃあ、事業費補助というような考え方でいいですか。

○委員長（中村和美君） はい、白川こども未来課長。

○こども未来課長（白川健次君） はい。そのとおりでございます。

○委員（堀 徹男君） はい、わかりました。

○委員長（中村和美君） ほかにありませんか。

西濱副委員長。

○委員（西濱和博君） はい。予算書69ページの社会福祉団体育成事業について伺います。

御説明の中にもありましたけれども、社会福祉協議会さんに対する人件費補助だということなのですが、26年度当初予算では、たしか7200万程度で、人件費は対25年度から960万ぐらい、一回減額されての予算だったというふうに私、記憶してるんですけども、今回また、済みません、6000万ぐらい増ということなんですけども、このふえた理由をもう一度御説明いただけますでしょうか。

○委員長（中村和美君） はい、山田健康福祉部次長。

○健康福祉部次長兼福祉事務所次長（山田 忍君） 市の社会福祉協議会に対しましては、これは平成23年度からなんですけども、これは八代市ですね、八代市本体そのものが財政状況的に厳しいというふうなことでですね、そのときに市社会福祉協議会におきましては、積立金といいますか、かなりな額ですね、6億弱の内部留保資金ですか、お金があったと。それに引きかえ、市本体がお金なかったものですから、いわゆる補助金カットということで、当時、人件費ですね、3分の2ということで、平成の23年からしとったんですけども、今回はそれを10分の10、もとにですね、戻してやったということなんですけども、それに至る背景につきましては、実際、市社会福祉協議会の単年度の収支を見ますと、毎年ですね、毎年、大体6000万円程度の収支の不足が生じているというような状況ですから、このままでは社会福祉協議会そのものですね、運営そのものが影響が出るということで、市の財政そのものも厳しい状況であるんですが、市社会福祉協議会のいろんな活動をですね、今後もやっていくということを前提にですね、もとの率に復活したというような状況です。

○委員長（中村和美君） はい、西濱副委員長。

○委員（西濱和博君） はい。済みません、昼

休みになりましたけれども。

これ、スタンスがとても重要なことだと思うんですね、額面じゃなくてですね。3分の2を10分の10に戻したという意義ですね。

いわゆる本来、行政が担うべき福祉サービスを社協さんにも担っていただいているという、その考え方が私、根底にあるかというふうに思うんですね。だとするならば、社協は社協の団体であるんだけど、行政が人件費を補助するという前の段階で、行政が担うべきもの、社協さんをお願いするべきものをしっかりとですね、今後は議論し続けなきゃいけないというふうに思うんですよ。全国の社協さんの活動を見ると、老人福祉関係を重点的にされるところもあるし、子育て関係を一生懸命されるところがある。八代市の場合は、子育てについてはいまだ分野はないんですけど、今まさしく子ども・子育ての議論がですね、必要とされておりますので、社会福祉の関係からいっても、そういうことの議論の前提があって、じゃ、どれだけ補助しましょう、補助率幾らでしょうというのが、今後、私、必要になるかというふうに思いますので、その点、部長、よろしかったらコメントをお願いします。

○委員長（中村和美君） はい、上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい。現在、社会福祉協議会は介護事業を実施しております。そういった中で、これまで収支が黒で来てたんですけど、非常に介護事業も軽度の支援、軽度の介護認定者というのが、非常にあそこ、対象者の場合が多いもんですから、介護報酬も低く抑えられてきて、今後は非常に、今、収支も非常に悪くなってきていると。そういった中において、基金をこれまで3億7000万ぐらい持っていたんですけど、それがもうどんどんどん、そちらのほうに、赤字のほうに繰り入れてきてということで、今

回、もう、あと基金も6000万ぐらいしかないもんですから、それでは、もう、例えば、災害が起きたときに災害ボランティアセンターを設置するとなったときには非常に厳しくなると、それを取り崩してしまうと。そういったことから、今回、前の、合併前が、もう平成17年度前はずっと100%で補助してたっていうことです。

西濱副委員長がおっしゃるとおり、社協についても、今、介護事業を社協がする意義についてですね、こういったものについても見直しをしていくということで、今、社協とも話をしております。

ただし、山間地、民間が手が届かないようなところについては、やっぱり社協の意義というのは、そういったところにあるのだろうということで、そういったところについても一緒に今、話をしているところでございますので、社協の本来の、やっぱり存在意義というものにですね、やっぱり対応していかなくちゃいけないだろうと思っております。

以上でございます。

○委員長（中村和美君） はい、西濱副委員長。

○委員（西濱和博君） はい、了解しました。

○委員長（中村和美君） ほか。

はい、村川委員。

○委員（村川清則君） 75ページの、保健衛生費の肝炎ウイルスの検診事業ですけども、40歳、45歳、区切りのいいところで無料で検査を実施するという事業ですけども、この受診割合というのはわかりますか。

○委員長（中村和美君） はい、蒲生はつらつ健康課長。

○はつらつ健康課長（蒲生尚子君） はい。肝炎ウイルス検診は、40歳から70歳までの5歳刻みの対象に、無料の肝炎ウイルス検査を行っております。B型肝炎、C型肝炎を早期に発

見しまして、肝臓がん等への移行を予防するというものでございます。平成25年度が22.2%、平成26年度は23%を見込んでいますところ。27年度につきましては、25%を予定しているところです。

以上でございます。

○委員長（中村和美君） はい、村川委員。

○委員（村川清則君） はい。せっかくの事業ですんで、もうちょっと周知を、はい、期待しておきます。

以上です。

○委員長（中村和美君） ほか、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 以上で質疑を終了します。意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 蒲生はつらつ健康課長。

○はつらつ健康課長（蒲生尚子君） はい。大変申しわけありません。

先ほど、堀口委員さんから、フッ化物洗口の1人当たりの費用をどのくらいかということ、一応、保育園、小学校、中学校、児童生徒、1万人でございますので、約400円、1人当たり年間の費用がかかっております。（委員堀口晃君「ありがとうございました」と呼ぶ）

○委員長（中村和美君） はい、ありがとうございました。

以上で第3款・民生費及び第4款・衛生費については終了いたします。

午前中の審議はここまでとし、休憩いたします。午後は1時から再開いたします。よろしくをお願いします。

（午後0時05分 休憩）

（午後1時00分 開議）

○委員長（中村和美君） 皆さんこんにちは。

（「こんにちは」と呼ぶ者あり）

休憩前に引き続き、ただいまより会議を開きます。

教育部から、歳出の第9款・教育費について説明願います。

○教育部長（北岡 博君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、北岡教育部長。

○教育部長（北岡 博君） はい。こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）大変お世話になります。（「お世話になります」と呼ぶ者あり）

議案第6号・平成27年度八代市一般会計予算でございますが、第9款・教育費55億5274万2000円をお願いしております。そのうち市民協働部関係分を除く教育委員会関係分は49億2510万1000円でございます。

詳細な内容につきましては、後ほど増住教育部次長が説明をいたしますので、重複する部分もあるかと思いますが、私のほうから、当初予算の編成につきまして重立ったものを説明させていただきます。座っての説明をお許しいただきたいと思います。

○委員長（中村和美君） はい、どうぞ。

○教育部長（北岡 博君） 学校教育関係につきましては、子供たち一人一人の生きる力を育むため、また、地域とともに学校・園の教育力を高めるために、さまざまな施策を実施いたします。

小中一貫・連携教育推進事業でございますが、平成23年3月に策定しました八代市小中一貫・連携教育推進計画に基づいて、これまで取り組みを進めてきたところでございます。平成27年度から市内の全小中学校で完全実施となります。

いじめ対策等推進事業では、現在設置しております学校支援委員会に加えて、新規に八代市

いじめ問題対策連絡協議会を設置いたします。

これは、平成26年4月に、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、八代市いじめ防止基本方針を策定いたしました。

この中で、本市は、いじめ防止等に関係する機関及び団体との連携を図るため、いじめ防止対策推進法の規定に基づき、八代市いじめ問題対策連絡協議会を設置することといたしております。構成員といたしましては、学校、教育委員会、市長部局関係課、児童相談所、地方法務局、警察など、学校支援委員会委員であり、これらの関係機関が連携し、いじめに関する問題やその対応状況等にかかわる情報の共有を図るものでございます。

学校支援職員につきましては、全体で2名増員いたしますとともに、特別支援教育支援員については、学校現場からの短期的な増員要望に対応できるよう臨時職員を新たに2名配置をいたします。また、非常勤職員としての待遇改善を図ります。

図書館指導員、特別支援教育支援員、生徒指導員、保育指導員、看護師といった学校支援職員のほか、適応指導教室——くま川教室の指導員、理科支援員、日本語指導員、また教育サポートセンターの教育サポーター、子ども支援相談員につきましても八代市非常勤職員として雇用いたしますので、通勤手当、年次有給休暇、各種保険などが保障されることになります。

なお、日本語指導員につきましても、海外から転入する児童生徒の増加に対応するため、1名を増員し3名体制といたします。

学校教材充実事業では、小学校の国語のみではございますが、小学校1年生から6年生用のデジタル教科書を購入します。これは、教科書に出ている教材の動画が入ったり、漢字がフラッシュカードになったりしており、子供たちの興味、関心を引くものとなっております。国語

を好きになる子供の割合をふやすことを目標とするものでございます。

学校施設の耐震化につきましては、平成23年度に策定しました八代市立学校施設耐震化計画に基づいて事業を推進しており、平成26年度末、今月の末になりますけれども、耐震化率88.3%を予定としております。

平成27年度では、残りの小学校9施設、中学校5施設について耐震化工事を実施いたします。

このことなどにより、平成27年度末での耐震化率100%の事業完了を目指します。

また、松高小学校校舎増築事業として、特別支援学級の増加により、平成27年度において教室不足が生じることが判明したため、校舎の増築を行います。

また、泉第八小学校の教職員住宅改築事業では、教職員住宅が建っている部分の地盤のずれが原因と見られる建物全体の傾きが生じてきておりますので、安全性を確保するため改築の実施設計を行います。

教育サポートセンターでは、科学発明展やサマー楽習会などの児童生徒のための事業や、いきいき学習やつしろセミナー、教育論文募集などの教職員の資質向上のための事業につきまして、内容の充実に努めてまいります。

また、教育サポーター2名による教育サポート事業及び子ども支援相談員1名による支援相談事業につきましても、事業の周知に努め、事業を実施してまいります。

社会教育関係では、学校、家庭、地域の協働により社会全体の教育力を高めるために、また、生涯を通じて楽しく学ぶことのできる充実した環境を提供するために、これまで実施している生涯学習関係の各事業の充実に平成27年度も努めてまいります。

また、社会教育センターにつきましては、見直しを図ってまいります。

図書館は、平成２７年度から指定管理者制度を導入いたしますが、開館時間を延長するなどの市民サービスの向上に取り組みます。これまで以上に市民の皆様が御利用しやすい図書館、親しんでいただける図書館となることを期待しているところでございます。

博物館では、春季、夏季、秋季、冬季の特別展覧会等の事業を例年実施いたしておりますが、平成２７年度は、この３月中に文化庁がユネスコ無形文化遺産登録に向けて提案する山・鉾・屋台行事に含まれる八代妙見祭に対する市民の理解と関心をさらに高めるために、妙見祭と関係の深い長崎くんちを紹介する春季特別展覧会「豪華絢爛！長崎刺繍～くんちに息づく風流の心」、妙見祭と妙見信仰について楽しく学ぶことができる夏季特別展覧会「なるほど！妙見さん」の開催を計画いたしております。

秋季特別展覧会には、教科書等でもおなじみの国宝の銅鐸、これは神戸市立博物館の所蔵でございますが、この銅鐸が熊本に初お目見えする予定でございます。

また、ふるさと八代元気づくり応援基金を活用事業といたしまして、八代市在住の写真家麦島勝氏から御寄贈いただいた貴重な写真資料などの整理とデジタル化を、平成２７年度より３カ年計画で実施をいたします。博物館ホームページで逐次公開していく予定としております。市民はもとより、本市出身の方にも郷土八代に対しての愛着をなお一層持っていただけるものと思ひますし、八代市のＰＲにも効果があるのではないかと考えております。

教育部といたしましては、やつしろの絆でつむぐ心豊かな人づくりを基本理念として、平成２７年度におきましても教育部の力を結集し、学校教育、社会教育のさらなる充実を目指して、精いっぱい取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

私の方からは、以上でございます。

○教育部次長（増住眞也君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、増住教育部次長。

○教育部次長（増住眞也君） はい。それでは、よろしくお願いいたします。座りまして説明させていただきます。

○委員長（中村和美君） どうぞ。

○教育部次長（増住眞也君） まず、予算書の８ページをお開きをお願いいたします。

まず、市民協働部所管分も含めまして第９款・教育費全体の概要について説明いたします。

当初予算に５５億５２７４万２０００円を計上しております。これは、一般会計予算全体に対する構成比として９．７５％に当たります。

項別の内訳でございますが、項１・教育総務費に６億２４３８万８０００円、項２・小学校費に１８億１６３９万６０００円、項３・中学校費に９億１０１９万６０００円、項４・特別支援学校費に５２２０万６０００円、項５・幼稚園費に２億２２００万２０００円、項６・学校給食費に６億３７５５万１０００円、項７・社会教育費に９億８６５１万３０００円、項８・社会体育費に３億３４９万円をそれぞれ計上しております。

なお、このうち教育部所管分は４９億２５１０万１０００円、残額の６億２７６４万１０００円は市民協働部の所管分でございます。

次に、１６ページをお開きをお願いいたします。

歳出の款９・教育費は、対前年度比較が８億８５５９万８０００円の増額となっております。

予算増の主な理由でございますが、２６年度においては、学校耐震化の予算を２５年度補正へと前倒しをしたため、当初予算にはほとんど計上しておりませんでした。先ほど御審議い

ただきました26年度補正予算・第12号にありましたように、今回の国の1次補正は学校施設耐震化の補強工事が対象となっていないことから、関連予算を27年度の当初予算に計上しているためでございます。

特定財源の国県支出金2億8437万円の主なものは、学校施設耐震化に伴う交付金でございます。

また、地方債13億930万円の主なものは、同じく学校施設耐震化に伴う起債で、緊急防災・減災事業債、全国防災事業債及び合併特例債を活用する予定でございます。

その他の1億1030万9000円につきましては、学校体育館や校区公民館等の施設使用料、それから幼稚園保育料、奨学資金貸付金元金収入等でございます。

それでは、歳出の内容について、主な事業、新規事業、新たな取り組みなどを中心に説明させていただきます。103ページをお開きをお願いいたします。

103ページの下表になります。

款9・教育費、項1・教育総務費の目1・教育委員会費に382万9000円を計上しております。その主なものは、教育長を除く教育委員4人分の報酬296万4000円でございます。

104、105ページをお願いします。

目2・事務局費に5億1039万2000円を計上しております。

対前年度比較6734万1000円の増の主な理由でございますが、説明欄の1行目に、一般職60人とございます。これは通常、教育長及び教育委員会の事務局、教育総務課、教育施設課、学校教育課の職員を指しているんですが、27年4月1日からの図書館の指定管理者制度移行に伴い、図書館職員8人及び26年度の異動2人分、計10人分の人件費を事務局費に加えているためでございます。

それから、特定財源のその他は、奨学資金貸付金元金収入などでございます。

教育施設関係一般事務事業1379万円の主なものは、学校施設の営繕業務に従事している嘱託職員2人分及び工事監理補助を行う嘱託職員1人分の賃金、共済費、また新たに導入予定の営繕積算システムの使用料などでございます。

その次の、人権教育事業53万1000円は、27年度に開催予定の県内各種人権教育研究大会に参加する教職員の旅費及び負担金でございます。

小中一貫・連携教育推進事業225万4000円の主なものは、小中一貫教育の効果を把握するために、中学1年生を対象に実施しますQ-Uテスト、これは学校生活の満足度に関するアンケート調査でございますが、これに要する委託料や小学校、中学校の交流活動に要する活動費などでございます。

1つ飛んで、日本語指導員事業87万1000円は、現在の2人体制から1人増となる指導員3人分の人件費でございます。なお、27年度からは非常勤職員として雇用し、共済費や通勤手当等も支給する予定でございます。

1つ飛んで、教育委員会事務局事務事業629万8000円の主なものは、育児休業に伴う臨時職員の配置に伴う経費、それから会議の開催に要する経費、教育長の旅費等でございます。

なお、新たな経費といたしまして、平成6年に購入され、21年を経過した教育長車の買いかえに要する経費として284万5000円、また毎年行っています事務事業の点検評価において外部評価を取り入れるということから、評価員への報償費4万3000円を計上いたしております。

次の、奨学資金貸付事業でございます。これは、経済的な理由で就学が困難な生徒、学生に

対し資金を貸し付けることで教育を受ける機会を与え、有用な人材の育成に資することを目的としており、27年度においては新規貸付12人分、継続貸付21人分を予定しています。

いじめ対策等推進事業123万8000円の主なものは、弁護士、臨床心理士、精神保健福祉士で構成する学校支援委員会に要する経費、それから及び昨年4月に策定いたしました八代市いじめ防止基本方針に基づき、新たに八代市いじめ問題対策連絡協議会を設置するための経費でございます。

いじめ問題対策連絡協議会の構成メンバーは、学校、教育委員会、市長部局関係課、児童相談所、地方法務局、それから警察署、学校支援委員会委員を予定しており、これらの関係機関が連携して、いじめに関する問題やその対応状況等にかかわる情報共有を図ろうというものでございます。

次に、目3・教育サポートセンター費に233万7000円を計上しています。

説明欄4行目、教育サポート事業232万3000円は、教職経験豊かで、実践的指導力が高い2人の退職教員の配置に伴う経費で、学習指導や生徒指導、保護者への対応などの課題について、学校からの相談への対応や研修会における助言などを行っており、年間300件以上のサポート業務を行っています。なお、27年度からは非常勤職員として配置する予定でございます。

次のページの2行目、研究部会事業211万円の主なものは、小学校で使用するわたしたちの八代市ややつしろ行って見てマップなど、郷土学習用の副読本作成に伴う印刷製本費180万円でございます。

目4・特別支援教育推進費に175万3000円を計上しております。

説明欄の、就学指導適正化事業は、障害のある幼児、児童、生徒の就学環境を確保するため

に、就学指導委員会等による専門的な審議を行っており、事業費132万1000円の主なものは、委員への謝礼や熊本県手をつなぐ育成会等への協議会負担金でございます。

目5・学校保健費に8503万7000円を計上しております。

特定財源のその他361万3000円は、日本スポーツ振興センター共済掛金における保護者負担金でございます。

説明欄5行目に、小・中・特・幼健康診断事業6238万3000円の主なものは、児童生徒及び学校職員の健康診断に伴う学校医187人分、学校歯科医45人分の報酬3840万7000円、医師会等への健康診断や歯科検診の委託料2028万7000円でございます。

保健衛生管理事業は、小中特別支援学校、幼稚園の飲料水やプール水の水質検査や環境衛生検査を行うとともに、学校薬剤師の協力を得て保健室関係備品の整備などを行っており、事業費1165万7000円の主なものは、学校薬剤師への報酬511万1000円、水質検査等の委託料468万6000円でございます。

次の、スポーツ振興センター事業は、学校管理下において、けが等で負傷した場合に見舞金の給付を受けることができるよう、日本スポーツ振興センター災害共済に加入するもので、事業費951万5000円の主なものは、1万285人分の共済掛金でございます。

106ページをお願いいたします。

項2・小学校費、目1・学校管理費に4億1961万7000円を計上しています。

対前年度比較2391万8000円の減の主な理由は、26年度に実施しました非構造部材の耐震化に伴う実施設計や、それから現地調査の委託料、またPCB——ポリ塩化ビフェニールを含む電気設備の旧変圧機器の処理に伴う手数料及び委託料の減によるものでございます。

特定財源のその他344万7000円は、小

学校体育館の使用料が主なものです。

説明欄、小学校管理運営事業１億９７０５万７０００円の主なものは、小学校施設用務員２２人、学校事務員１９人の非常勤職員計４１人に係る人件費６０６４万９０００円、それから電気料等の光熱水費９３６７万８０００円、小学校警備や浄化槽の保守点検等委託料１７１３万７０００円などでございます。

小学校運営事業は各学校への配分予算でございます。その主なものは、消耗品費５９６５万７０００円、それから修繕料６２５万７０００円などでございます。

次の、小学校通学関係事業は、児童の遠距離通学を支援するためのスクールバス運行経費や通学補助金で、事業費４３７３万９０００円の主なものは、八竜小学校のスクールバス運行経費２５７７万７０００円、それから東陽小学校のスクールバス運行経費９８１万２０００円です。

なお、２７年度におきましては、旧宮地東小学校区の新１年生２人と新４年生１人が宮地小学校に通うことから、新たにスクールバス運行に係る経費４６６万５０００円を計上しています。

次の、小学校施設管理事業２３２３万１０００円の主なものは、消防設備の点検や貯水槽の清掃などに伴う手数料１３７５万５０００円、それから電気設備や給水設備の保守点検委託料５２４万６０００円などでございます。

次の、小学校施設整備事業７９４９万円の主なものは、宮地小学校特別教室棟の屋上防水改修工事１２００万、それから文政小学校プールろ過機改修工事８００万、植柳小学校及び松高小学校の難聴教室整備工事、合わせて１４００万などでございます。

次のページの、目２・教育振興費に２億６７８１万３０００円を計上しています。

対前年度比較４９４２万７０００円増の主な

ものは、今年度、４年に一度の小学校教科書の採択を行ったことから、２７年度において教師用の教科書及び指導書を配布するための経費５２３１万２０００円を計上しているためでございます。

特定財源の国県支出金６９７万７０００円の主なものは、要保護児童及び特別支援教育就学援助費補助金３０７万３０００円、それから水俣に学ぶ肥後っ子教室補助金１９２万４０００円などでございます。

その他２３８万５０００円の主なものは、同じく水俣に学ぶ肥後っ子教室実費徴収金１９２万５０００円でございます。

説明欄５行目、学校支援職員配置事業（小学校）では、特別支援教育支援員は前年度から３人増となる３４人、それから学校図書館指導員は１人増となる１８人を配置する予定でございます。なお、２７年度から非常勤職員として雇用されることから、通勤手当、共済費も支給される予定でございます。

次の、学校教材充実事業（小学校）６０７９万円の主なものは、先ほど説明いたしましたとおり、４年に一度の小学校教科書採択に伴い、教師用の教科書及び指導書を配布するための経費５２３１万２０００円でございます。なお、今回、市内の全小学校に国語のデジタル教科書を導入する予定でございます。

それから、４つ飛びまして、要保護・準要保護就学援助事業（小学校）は、経済的な理由により就学困難な児童の保護者に対して援助を行うもので、事業費３０９４万９０００円の主なものは、要保護・準要保護の対象者９８８人に対する学用品費等の扶助費２２０１万１０００円、対象者１９７人分の特別支援教育就学奨励費６０５万７０００円でございます。

教育振興事業（小学校）１８２６万４０００円は、教材備品の整備に要する備品購入費でございます。

次の、図書購入事業（小学校）１７５２万７０００円の主なものは、図書の購入費９９９万５０００円、それから学校図書館システムの保守委託料３４３万６０００円、また古くなりました学校図書館システム用パソコン８台分の更新に要する経費３８９万６０００円でございます。

パソコン教育推進事業（小学校）８７９３万９０００円は、小学校に配備してありますパソコン１５３９台、それからプリンター機器等のリース料及び保守料でございます。

目３・学校建設費に１１億２８９６万６０００円を計上しています。

対前年度比較４億５４３４万９０００円増の主な理由は、先ほど説明したとおり、学校施設の耐震改修を当初予算に計上したためでございます。

特定財源の国県支出金１億７８５０万３０００円は、各小学校の耐震改修事業等に伴う学校施設環境改善交付金、地方債９億２７３０万につきましては、緊急防災・減災事業債、全国防災事業債、それから合併特例債を予定しております。

説明欄の、金剛小学校校舎改築事業４１１１万９０００円は、防球ネットほかグラウンドの整備に要する経費でございます。

次に、小学校の耐震改修事業でございますが、１０７ページから１０８ページの説明欄に記載のとおり、太田郷小学校校舎、それから松高小学校校舎、千丁小学校校舎、龍峯小学校校舎及び体育館、次のページになりますが、鏡小学校給食室、代陽小学校校舎、郡築小学校校舎、日奈久小学校校舎、計８小学校の耐震化工事を予定しております。

特に、１０７ページの下から２行目に、ちょっと戻りますが、千丁小学校校舎耐震改修事業でございますが、外つけブレース工法による耐震改修にあわせて、校舎の老朽化が著しいこと

から床や天井などの大規模改修工事を予定しております。

これらの耐震工事のほか、２行上ですね、２行上の松高小学校校舎増築事業１億６６０万９８０００円は、松高小学校において特別支援学級の増により教室不足が生じる見込みとなったことから、延べ床面積５９８平方メートル、鉄骨造２階建ての校舎を増築するもので、校舎の用途としては、少人数教室２室、図工室１室、理科室２室として利用する予定でございます。

なお、普通教室と特別支援教室の学級数の合計が３１以上となり、文科省の補助基準を上回ったことから、２７年度においては国庫補助対象外となる見込みとなったために、特定財源としては合併特例債のみを活用する予定でございます。

１０８ページをお願いいたします。

上から５行目、泉第八小学校教職員住宅改築事業は、地盤のずれにより職員住宅が傾いていることから、安全確保のために改築を行うものでございます。事業費５５０万円は実施設計に要する経費で、２８年度に改築工事を予定しております。

次に、項３・中学校費、目１・学校管理費に２億４１０６万９０００円を計上しています。

対前年度比較４５２０万２０００円の減の主な理由は、中学校施設において、２６年度に非構造部材の耐震化に伴う実施設計と現地調査を完了したこと、また設備や施設の改修が２６年度に比較して少ない予定であることなどによるものでございます。

特定財源のその他の２８５万７０００円の主なものは、中学校の体育館使用料でございます。

説明欄、中学校管理運営事業１億１４９５万８０００円の主なものは、中学校施設用務員１４人、学校事務員８人の非常勤職員計２２人分に係る人件費３２５９万円、それから電気料等

の光熱水費 5548万4000円、中学校警備や浄化槽の保守点検等委託料 1039万2000円でございます。

次の、中学校運営事業 4368万1000円は各学校への配分予算で、その主なものは、消耗品費 3237万3000円、それから修繕料 392万2000円でございます。

次の、中学校通学関係事業は、児童生徒の遠距離通学支援のために運行するスクールバスの運行経費や通学補助金で、事業費 1397万7000円の主なものは、泉小中学校のスクールバス運行経費 1060万9000円、それから坂本中学校のJR・バス・乗合タクシー通学に要する補助金 329万3000円でございます。

次の、中学校施設管理事業 2286万1000円の主なものは、土地使用料 501万5000円、消防設備点検委託料 479万6000円、給水設備保守点検委託 499万1000円でございます。

次の、中学校施設整備事業 2884万3000円の主なものは、各学校の要望に対応するための一般修繕費 2157万5000円、第六中学校の放送設備改修工事 300万円などでございます。

次の、氷川中学校組合負担金事業 866万1000円は、市内生徒の氷川中学校への通学に伴う一部事務組合負担金で、27年度は6人の生徒が通学する見込みでございます。

なお、27年度におきましては、屋内運動場、それから柔剣道場の天井改修及びプールの改築工事が行われる予定であることから、係る経費 2億128万2000円が案分対象額に含まれておりまして、前年度比較 407万2000円の増となっております。

次の、寄宿舎管理事業は、泉中学校への通学が困難な五家荘地域の生徒の負担を軽減するために設置された石楠花寮の管理運営に要する経

費、27年度は4人の生徒が入寮予定でございます。事業費 808万8000円の主なものは、舎監、指導員及び調理員等の人件費 486万7000円、それから賄い材料費 113万7000円などでございます。

次のページ、目2・教育振興費に2億4570万8000円を計上しております。

特定財源の国県支出金 297万7000円の主なものは、理科教育設備整備費等補助金 125万円、特別支援教育就学奨励費補助 120万2000円などでございます。

その他の 613万2000円の主なものは、外国語指導助手ALTの宿舍使用料などでございます。

説明欄2行目、学校体育振興事業（中学校） 2159万8000円の主なものは、中学校体育大会——中体連の全国大会や九州大会等に出場する生徒等の特別旅費 1633万9000円、それからバスの借り上げ料 186万2000円などでございます。

次の、学校支援職員配置事業（中学校）では、特別支援教育支援員、前年度から1人増となる13人、それから学校図書館指導員は前年度と同数の7人、それから生徒指導員は1人減の8人を配置する予定でございます。

なお、27年度から非常勤職員として雇用されることから、通勤手当や共済費等も支給する予定でございます。

学校教材充実事業（中学校） 861万1000円の主なものは、知能テストや標準学力検査に伴うテスト業務委託 567万2000円などでございます。

1つ飛んで、語学指導外国青年招致事業 525万8000円の主なものは、ALT 10人分の報酬 3678万4000円、共済費 504万9000円、住宅借り上げ料 566万2000円などでございます。

不登校児童生徒の適応指導事業 799万40

00円は、不登校状態にある児童生徒に対し、学校復帰を支援する適応指導教室、くま川教室の運営に伴う経費で、その主なものは指導員8人分の人件費690万5000円でございます。なお、27年度から、指導員も非常勤職員として雇用する予定でございます。

次の、教育振興事業（中学校）1274万4000円は、中学校の教材備品の整備等に要する購入費でございます。

次の、要保護・準要保護就学援助事業（中学校）3792万2000円の主なものは、要保護・準要保護の対象者627人に対する学用品費等の扶助費3406万1000円、対象者50人分の特別支援教育就学奨励費240万4000円でございます。

2つ飛んで、パソコン教育推進事業（中学校）6336万2000円は、中学校に配備しておりますパソコン1078台、それからプリンター機器等のリース料及び保守料でございます。

110、111ページをお願いいたします。

目3・学校建設費に4億2341万9000円を計上しています。

対前年度比較3億2428万4000円の増は、小学校費と同様に各中学校の耐震改修費を当初予算に計上しているためでございます。

中学校における耐震改修事業では、説明欄に記載のとおり、第一中学校校舎、二見中学校校舎、東陽中学校校舎、第四中学校校舎の4校における耐震改修と坂本中学校における技術科室の解体を予定しております。

次に、項4・特別支援学校費、目1・学校管理費に4048万3000円を計上しています。

説明欄の、特別支援学校管理運営事業896万1000円の主なものは、学校施設用務員1人分の人件費149万4000円、電気料等光熱水費378万円などでございます。

3行目、特別支援学校通学関係事業2074万7000円は、スクールバス4台の運行経費でございます。

次のページになります。

目2・教育振興費に1172万3000円を計上しています。

説明欄の2行目、学校支援職員配置事業（特別支援学校）は、645万2000円の主なものは、看護師4人分の人件費364万2000円、それから特別支援教育支援員3人分の人件費281万円などでございます。

4つ飛んで、説明欄の一番下、医療的ケア支援事業153万9000円は、人工呼吸器を装着している児童生徒の保護者の負担軽減を図るために、看護師を派遣する訪問介護ステーションに対して補助を行うものでございます。

112、113ページ、お開きをお願いいたします。

項5・幼稚園費、目1・幼稚園費に2億2200万2000円を計上しています。

特定財源の国県支出金710万円は国の幼稚園就園奨励費補助金、その他1489万4000円は幼稚園保育料などでございます。

説明欄2行目、幼稚園管理運営事業3050万9000円の主なものは、幼稚園用務員6人、それから欠員補充及び育児休業の代替に伴う臨時教諭6人、計12人分の人件費2068万2000円、それから電気料等光熱水費383万8000円などでございます。

3つ飛びまして、幼稚園就園奨励費補助金事業は、幼稚園に通う園児の保護者に対して経済的負担を軽減し、幼稚園教育の振興を図るために、入園料、保育料を補助する事業ですが、27年度から子ども・子育て支援新制度に移行した公立幼稚園、それから聖愛幼稚園が対象から外れ、その他の私立幼稚園が対象となります。

2つ飛んで、説明欄の一番下、学校支援職員配置事業（幼稚園）625万5000円は、幼

稚園保育指導員 7 人分の人件費でございます。
なお、他の学校支援員と同様に、27 年度から
非常勤職員として雇用を予定しております。

次に、項 6・学校給食費、目 1・学校給食費
に 6 億 3 7 5 5 万 1 0 0 0 円を計上していま
す。

次のページになりますが、説明欄の 1 行目、
準要保護就学援助事業 7 1 4 8 万円は、学校給
食費の支払いが困難な児童及び生徒の保護者へ
経済的な支援を行うもので、小学校 9 5 9 人分
で 4 1 2 3 万 7 0 0 0 円、それから中学校 5 9
3 人分で 3 0 2 4 万 3 0 0 0 円を見込んでおり
ます。

説明欄 4 行目、学校給食施設管理運営事業
(単独調理校) 5 7 9 0 万円は、市内にある単
独調理校 9 校、これは代陽小学校、それから八
竜小学校、鏡小学校、鏡西部小学校、有佐小学
校、文政小学校、泉第八小学校、坂本中学校、
鏡中学校の給食室の管理運営に要する経費で、
その主なものは、非常勤調理員 1 4 人分の人件
費、これが 1 9 0 9 万 7 0 0 0 円、それから燃
料費 8 8 7 万円、鏡中学校の給食業務委託 1 0
5 7 万 6 0 0 0 円などでございます。

次の、学校給食施設管理運営事業(給食セン
ター) 1 億 4 5 2 2 万 8 0 0 0 円は、市内 6 カ
所の給食センター、これは麦島、南部、西部、
中部、千丁、東陽のセンターになりますが、管
理運営に要する経費で、その主なものは、非常
勤調理員及び配送員 8 人分の人件費 1 1 7 8 万
8 0 0 0 円、燃料費 3 2 8 1 万 4 0 0 0 円、光
熱水費 2 3 3 7 万 4 0 0 0 円、千丁学校給食セ
ンター調理等業務委託費 1 2 8 1 万 8 0 0 0 円
などでございます。

公益財団法人学校給食会運営補助金事業 3 億
7 2 9 万 6 0 0 0 円は、旧八代市内の 4 センタ
ーと代陽小学校の学校給食の調理、運送を行う
八代市学校給食会への管理運営費補助金で、同
給食会では正職員及び臨時職員合わせて 1 0 2

人が勤務しており、1 日約 9 0 0 0 食を提供し
ております。

次に、項 7・社会教育費、目 1・社会教育総
務費に 1 億 2 2 1 7 万 3 0 0 0 円を計上してお
ります。

特定財源の国県支出金 2 2 1 万 5 0 0 0 円
は、学校、家庭、地域の連携協力推進事業県補
助金と地域人権教育指導員設置費県補助金でご
ざいます。

その他 6 3 1 万 9 0 0 0 円は、八竜山自然公
園、それから、さかもと青少年センター等の使
用料及び教育文化センター建設基金利子などで
ございます。

説明欄の一番下、人権教育事業 6 6 8 万 4 0
0 0 円の主なものは、地域人権教育指導員 1 人
分の人件費 2 0 4 万 1 0 0 0 円、西宮・上日置
集会所の維持管理経費 1 9 0 万 5 0 0 0 円、地
区内人権教育謝礼 1 6 0 万円などでございま
す。

次のページをお願いいたします。

学校・家庭・地域の連携協力推進事業は、学
校、家庭及び地域住民が連携協力しながら、地
域全体で教育に取り組む体制づくりを目指すも
ので、事業費 2 5 6 万 4 0 0 0 円の主なもの
は、放課後子ども教室、これは郡築小、昭和
小、東陽小、泉小で行っておりますが、の安全
管理員への謝礼 1 0 8 万 3 0 0 0 円、それから
地域コーディネーター謝礼 6 2 万 7 0 0 0 円な
どでございます。

次の、社会教育事業 1 1 6 6 万円の主なもの
は、社会教育指導員 3 人分の人件費 4 6 8 万 8
0 0 0 円、成人式企画運営委託 1 1 0 万円、3
つの社会教育団体、八代市地域婦人会連絡協議
会、それから八代市子ども会育成連絡協議会、
それから八代市 P T A 連絡協議会への補助金、
合わせて 3 0 6 万 4 0 0 0 円、教育文化センタ
ー設立基金積立金 1 1 9 万 8 0 0 0 円などでご
ざいます。

1つ飛びまして4行目、青少年センター運営事業553万円は、さかもと青少年センターの運営経費で、その主なものは、窓口業務委託133万2000円、光熱水費155万8000円などでございます。

1つ飛びまして、八竜山自然公園管理事業1479万3000円の主なものは、施設管理運営委託1040万円、光熱水費154万1000円などでございます。

社会教育センター運営事業776万6000円は、坂本町の7センター及び泉町の1センターの維持管理に要する経費でございます。

27年度におきましては、老朽化したトイレや利用頻度が低いトイレを廃止し、簡易トイレ5基を設置することで、利用者の利便性の向上と施設の維持管理経費の削減を図る予定としております。

1つ飛びまして、社会教育センター等整理事業でございますが、老朽化が著しい藤本社会教育センターの旧校舎、体育館、プール施設及び久多良木社会教育センターの体育館、プール施設などを解体したいと考えていることから、事業費70万円は、解体前のアスベスト調査委託料でございます。

次に、目2・公民館費に2億6526万3000円を計上しております。

特定財源のその他は、校区公民館の会場使用料及び公民館講座の受講料でございます。

説明欄3行目、生涯学習講座関連事業では、27年度の新規講座として、健康マージャンや、人生の最後を迎えるに当たり、残された家族が困らないように、自分の希望などを書きとめておくエンディングノート講座関係経費を計上しております。

次の、公民館維持管理事業6584万8000円の主なものは、八代、松高、植柳、麦島、代陽の5公民館の非常勤館長の報酬187万8000円、16公民館の光熱水費2346万6

000円、施設管理委託1895万円、窓口業務委託641万7000円などでございます。

公民館施設整備事業でございますが、まず校区公民館の整備としては、坂本公民館の地下タンク改修工事、それから高田公民館2階大研修室の空調機改修などを予定しております。

次に、自治公民館の整備費補助金では、麦島校区迎町下一公民館の新築1件に対する補助、それから八千把北部コミュニティセンターのトイレ改修とエアコン設置など17件の修繕に対する補助を予定しております。

ページを1つ飛ばしまして、116ページをお願いいたします。

目4・図書館費に1億3829万9000円を計上しております。

対前年度比較2869万2000円の減は、27年4月から指定管理者制度へと移行することに伴う事業費の減額でございます。

説明欄の2行目、図書館管理運営事業1億3049万9000円の主なものは、指定管理に伴う委託料1億2975万2000円でございます。

指定管理者はTRCグループ共同企業体、指定期間は平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間でございます。

1つ飛びまして、小中学生読書運動事業、通称ハッピーブック運動は、1年間で小学生100冊、中学生50冊を目標に読書に取り組むことで児童生徒の学力の向上や情緒豊かな心の育成を図るもので、事業費77万7000円は、表彰状や推薦図書リストなどの印刷製本費や缶バッジの制作に伴う委託料でございます。

なお、27年度からハッピーブック運動は学校教育課、その他の予算は生涯学習課が担当いたします。

目5・博物館費に1億3662万7000円を計上しています。

特定財源のその他760万6000円の主な

ものは、展覧会の観覧料及び図録の販売料42万7000円、ふるさと八代元気づくり応援基金繰入金209万円などでございます。

説明欄2行目、博物館管理運営一般事務事業4958万6000円の主なものは、嘱託職員博物館館長の賃金288万円、警備委託1653万8000円、光熱水費738万1000円などでございます。

4つ飛びまして、博物館特別展覧会事業（春季）ですが、「豪華絢爛！長崎刺繍〜くんに息づく風流の心」と題しまして、八代妙見祭とかかわりが深い長崎くんに用いられた長崎刺繍の名品を、熊本県内で初めて紹介する予定でございます。

1つ飛びまして、博物館特別展覧会事業（秋季）でございますが、仮称ですが、「交流する弥生人〜小銅鐸と弥生時代のクニ・ムラ・やつしろ」と題しまして、神戸市立博物館所蔵の国宝、桜ヶ丘4号銅鐸など、各地の貴重な資料を展示、八代の視点から弥生時代の日本列島における人々の交流を紹介します。

1つ飛んで説明欄の一番下、麦島勝撮影写真デジタルアーカイブ事業は、平成26年度に市に寄贈されました写真家、麦島勝氏の作品を中心とする写真資料約4000点の永久保存と活用を図るために、3年間をかけてデジタルアーカイブ化を行うもので、27年度においては写真資料のデジタルスキャニング作業の業務委託料129万6000円などを計上しております。

なお、特定財源として、全額、ふるさと八代元気づくり応援基金からの繰入金を予定しております。

以上が27年度教育部当初予算の概要でございます。御審議、よろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） はい、お疲れさまでした。

以上の部分について質疑を行います。質疑あ

りませんか。

○委員（村川清則君） ちょっと……。

○委員長（中村和美君） はい、村川委員。

○委員（村川清則君） 小学校も中学校も、校舎の耐震改修事業が数多くあるんですけども、この時期というのは同じ時期でしょうか。夏休みを中心とした時期なんでしょうか。

○教育施設課長（有馬健一君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、有馬教育施設課長。

○教育施設課長（有馬健一君） この小中学校の校舎の耐震化事業につきましては、新年度に入りまして入札を行ってまいります。で、主に夏休み中心にですね、なるべく生徒、児童の学習に影響のないようにということで、夏休みを中心に行いますけれども、どうしても夏休みだけでは工事は終了しませんので、その後もですね、少し、2学期等に、3学期等にかかるところも出てまいりますけども、そういった工期で考えております。

以上です。

○委員長（中村和美君） はい、村川委員。

○委員（村川清則君） これだけ数多くやるとしたら、八千把の、四中の体育館でもそうでしたし、職人さんが不足するとか、そういったことは想定してらっしゃいませんか。

○委員長（中村和美君） はい、有馬教育施設課長。

○教育施設課長（有馬健一君） はい。そのあたり、今までですね、職人不足というのがかなり見えたところですけども、今回、これらの事業につきまして、そこらあたり、請負業者等もですね、早目の準備をすることでですね、なるべくスムーズな工事が行えるように進めてまいりたいと考えております。

以上です。（委員村川清則君「はい」と呼ぶ）

○委員長（中村和美君） はい、ほか、ありま

せんか。

○委員（友枝和明君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、友枝委員。

○委員（友枝和明君） 109ページの教育振興事業の中で、ちょっとこの中身をですね、ちょっと教えてください。教材備品等書いてあるのは、吹奏楽部の楽器なんかはどうなっとですか。この部類ですか。

○教育総務課長（桑田謙治君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、桑田教育総務課長。

○教育総務課長（桑田謙治君） はい。中学校の教育振興事業についてですね。（委員友枝和明君「はいはい、はい」と呼ぶ）

これについては、学校で授業等に使います教育備品の予算をつけてるところでございます。で、先ほど、プラスバンドの（委員友枝和明君「楽器」と呼ぶ）楽器ですね。プラスバンドに限らず、音楽授業等で使います。（委員友枝和明君「うん」と呼ぶ）これにつきましても、この予算の中で（委員友枝和明君「入ってる」と呼ぶ）はい、入っているところでございます。

以上でございます。（委員友枝和明君「はい、わかりました」と呼ぶ）

○委員長（中村和美君） はい。ほか、ありませんか。

○委員（堀口 晃君） はい。

○委員長（中村和美君） 堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。104ページの、いじめ対策等推進事業について、先ほど、冒頭でも部長のほうからも御説明がありましたが、非常に喫緊の課題で、八代市にとっても大きな問題であるというような部分で多分受けとめてらっしゃっての、このような部分だろうと思います。

その中でですね、どのような形で、このいじめ対策の部分、26万8000円を使って、今までとどう違うのか、その辺のところをもう少

し詳しく教えていただきたいというふうに思います。

○学校教育課指導主事兼指導係長兼教育サポートセンター指導主事（入佐正夫君） はい。

○委員長（中村和美君） 松本さんですか。

○学校教育課指導主事兼指導係長兼教育サポートセンター指導主事（入佐正夫君） 入佐です。指導係の係長をしております。（「入佐」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） えっ、誰。（「入佐さん」と呼ぶ者あり）あ、入佐さん。（「入佐」と呼ぶ者あり）入佐……。発言する者あり）ああ、じゃあ、自己紹介をお願いします。このメンバーに書いてありませんので。済みません。

○学校教育課指導主事兼指導係長兼教育サポートセンター指導主事（入佐正夫君） 失礼します。学校教育課指導係係長の入佐と申します。よろしくお願いいたします。

今お尋ねがございました件ですけれども、これは八代市にとっても喫緊の課題でありまして、どう、いじめを減らしていくか、そしてまた、これを改善していくかの問題ということで、今、いじめ対策についてですね、取り組んでまいっているところでございますけれども、これにつきましては、今年度、いじめ対策学校支援委員会というのをやっておりまして、ここに4名の委員さん方に入っていて、会を持って、市の委員会の助言、また学校への助言等を行っております。また、スクールカウンセラー資格を持っておられる臨床心理士、S S W のですね、資格を持っております社会福祉士の皆さん方には、各学校に直接出向いていただいたり、また保護者の皆様に会っていただいて、指導、助言をしていただくことで、いじめの解消に向かうアドバイスだとか、そういうのをですね、しながら取り組みを行いました。今年度は合計26回ほど、その対応等に当たっております。

以上です。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。今までの事業の流れについては、よくわかりました。学校支援員さんがいらっしゃって、4名いらっしゃって、それぞれ学校に出向いてから、いろいろやってるという状況で、今回ですね、このいじめ問題対策連絡協議会という部分を立ち上げられて、その中で26万8000円の経費を使われるわけなんですけども、いじめ対策、今までのね、学校支援委員会の部分と、それで間に合わなかったのかという部分ですよね。連絡がとれなかったのかどうか。今回、新たに連絡協議会というものを立ち上げる意味は何があるのかというですね。今までの部分、やってきた部分が26回あったわけですね。それで、ある程度解決してきたんだろうと思います。その中において、あえてまた、この連絡協議会をつくる意味というのは何なのかということをお聞かせいただければと思います。

○教育部次長（増住眞也君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、増住教育部次長。

○教育部次長（増住眞也君） はい。先ほど話が出ました学校支援委員会が専門の方々に御相談をしながらですね、弁護士だとか臨床心理士、それから御意見をいただいて、そのいじめに対する対応を検討していくというような会議でございます。

で、今回、いじめ問題対策連絡協議会というのは、このいじめ問題を関係課で情報共有をしたいと、する必要があるということで、学校、それから教育委員会、それから市長部局の関係課、あるいは児童相談所、それから法務局とかですね、警察署、それから先ほどの支援員の方々ですね、こういう方々にお集まりいただいて、そのいじめ問題の情報の共有化を図って、みんなで対応していこうというのが、この連

絡協議会の意味でございます。

○委員長（中村和美君） 堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。じゃ、その関係団体というのは、今ちょっと、おっしゃられたように、ちょっと私、よくわからないんで、その辺はちょっと、後からでも教えていただきたいのと、今回は、学校だけではなくて、地域を含めた形での、その全体、グローバル的な形で、このいじめ問題対策について、みんなで話し合っていこうという、こういう話なんですかね。

○委員長（中村和美君） 増住教育部次長。

○教育部次長（増住眞也君） はい、済みません。

○委員長（中村和美君） 誰がよか。次長がする。（「しますか」と呼ぶ者あり）

○学校教育課指導主事兼指導係長兼教育サポートセンター指導主事（入佐正夫君） 済みません。

○委員長（中村和美君） どっち。

○学校教育課指導主事兼指導係長兼教育サポートセンター指導主事（入佐正夫君） はい。

○委員長（中村和美君） じゃあ、入佐指導主事。

○学校教育課指導主事兼指導係長兼教育サポートセンター指導主事（入佐正夫君） はい。失礼いたします。

これまでの、いじめ対策学校支援委員会のメンバー4名で、その対応を行ってきたわけですが、今先ほど増住次長のほうからも御説明がありましたけれど、関係、いろんなですね、今度入っていただくメンバーの方々、広いですね、情報を共有することで、よりですね、多方面からのアプローチ、そういうのが可能になるんじゃないかということもあります。これまでは、いろんな情報、必要な情報はもう持ち合わせながら対応に当たってまいりましたけれども、よりですね、効果的な対策、改善を行う

ためには、よりもっとですね、広範囲な関係機関との連携、そして対策が必要ではないかということで、こういう協議会を立ち上げ、その対応に当たるということでございます。

以上、お答えいたします。

○委員（堀口 晃君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、いいですか。
はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） いや、だから、私が聞いたのは、グローバル的なもので対応していく、そのときの何を期待しているかということですね。今までの支援員さん等は、学校支援委員会があって、4名の方で対応してきた部分と、今後、対策本部をつくった部分について、何を期待して対策本部で、いじめが減ることなんですか、それとも教育的なものなのか、いじめを減らしていく分なのか、何を期待して今回、連絡協議会をつくろうとされているのか。

○委員長（中村和美君） わかりますか。はい、入佐指導主事。

○学校教育課指導主事兼指導係長兼教育サポートセンター指導主事（入佐正夫君） はい。失礼いたします。

具体的に、やはり、その情報の共有をですね、することで、やはり各学校への支援をより具体化するといいますか、これまでも、もちろんやっています。これまでも、もちろんやっていますけれども、いろんな関係機関と連携することによって、そのまたアプローチの仕方、また内容がですね、もっと充実したものになっていくと思われますので、そのような狙いからですね、今回、このような連絡協議会を立ち上げて取り組んでまいるところでございます。

○委員長（中村和美君） よろしいですか。

○委員（堀口 晃君） はい、ちょっといいですか。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。ごめんなさい。
もう一回ですね、その協議会のメンバーさんは、どういったところの方々なのか、何名いらっしゃるのか、学校の関係はどうなのか、地域との関係はどうなのか、そういったところをちょっともう一回教えてもらっていいですか。

○委員長（中村和美君） いいですか。はい、入佐指導主事。（委員堀口晃君「何人ぐらいいらっしゃるのか」と呼ぶ）

○学校教育課指導主事兼指導係長兼教育サポートセンター指導主事（入佐正夫君） はい。失礼します。

全部で17名ですけれども、学校は具体的にですね、申し上げますと、八代校長会より2名、生徒指導部会の担当教諭2名、これは学校関係者ですね、4名になります。それと、教育委員会、これは学校教育課が担当しますので、学校教育課担当、教育サポートセンターからも出ていただき、教育部理事、また学校教育課長、合わせて5名になります。それと、市の人権政策課青少年室長1名、児童相談所1名、警察、生活安全課になりますけど、1名、地方法務局から1名、八代市学校支援委員会の委員、これは先ほどからですね、お話出ていますが、4人おりますが、合わせて17名というメンバー構成であります。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。その中で、この26万8000円という関係経費というのは、どういう性質のものなんですか。

○委員長（中村和美君） いいですか。はい、入佐指導主事。

○学校教育課指導主事兼指導係長兼教育サポートセンター指導主事（入佐正夫君） はい。基本的には、会を持ちますので、その旅費であったり、報償費ということになります。（委員堀口晃君「はい、わかりました」と呼ぶ）

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員、いいですか。

○委員（堀口 晃君） はい。

○委員長（中村和美君） ほか、ありませんか。（委員堀口晃君「後から聞きます」と呼ぶ）

はい、堀委員。

○委員（堀 徹男君） はい。予算書の108ページの泉第八小学校の職員住宅の改築事業ということで、実施設計で550万円ということで、これは工事費は別にして、設計料だけということで550万円なんでしょうか。

○委員長（中村和美君） はい、有馬教育施設課長。

○教育施設課長（有馬健一君） はい。実施設計のみでございます。

○委員（堀 徹男君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、堀委員。

○委員（堀 徹男君） はい。550万円の実施設計って、中身がどんなものかなって、非常に興味があるんですけど、少し詳しく教えてくださいいただけますか。

○教育施設課長（有馬健一君） はい。

○委員長（中村和美君） 有馬教育施設課長。

○教育施設課長（有馬健一君） はい。一応、構造としては木造を考えております。で、今、平家建てか2階建ての、一応、教職員4名ですね、を入っていただく住宅をということで今考えております。あと、場所等もですね、今ちょっと、校舎の北側の傾斜地というか、のり面のちょっと上のほうにあるものですから、場所等については、運動場の中にですね、安全なところということで、場所のほうは今考えているところです。

以上です。

○委員（堀 徹男君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、いいですか。はい、堀委員。

○委員（堀 徹男君） はい。単純に、私が建築に携わったときは、設計料というのは大体1割ぐらいを目安にされていたと思うので、そこだと相当な金額の建物が建つのかなというふうに思ったものですから、ちょっとお尋ねしたんですよね。大体それぐらいでしょうか。

○教育施設課長（有馬健一君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、有馬教育施設課長。

○教育施設課長（有馬健一君） 失礼しました。先ほどのですね、今年度の550万の、ちょっと内訳ですけれども、実施設計とですね、地質調査等も入っております。（委員堀徹男君「ああ、そうでしょう」と呼ぶ）

で、工事のほうを平成28年度に予定しておりますけれども、約5000万程度で今考えているところです。

以上です。

○委員長（中村和美君） はい、堀委員。

○委員（堀 徹男君） はい、わかりました。原因がですね、地盤のずれってということが書いてあったので、多分、恐らく、その地質調査されて、場所を変えられるということだろうと思ったんですけど。はい、わかりました。

○委員長（中村和美君） ほか、ありませんか。

○委員（西濱和博君） はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、西濱副委員長。

○委員（西濱和博君） はい。資料の、予算書の104ページになりますが、説明欄の中ほどにあります学校統合等審議会事業18万円の予算についてお尋ねいたします。

26年度も、この事業名で同額18万計上してあったかというふうに思うんですが、来年度は何について審議し、その審議回数は何回御予定でいらっしゃるのか、また、その審議委員、予定されている審議委員の職名とといいますか、

構成について、以上3点お伺いします。

○学校教育課審議員（塘内正義君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、自己紹介をお願いします。

○学校教育課審議員（塘内正義君） 学校教育課の審議員の塘内と申します。お世話になります。（発言する者あり）塘内、塘内と申します。

○委員長（中村和美君） はい、塘内さん。

○学校教育課審議員（塘内正義君） 来年度も審議会を一応、今年度の7月にですね、審議会の開催いたしまして、審議委員のほうを委嘱しております。で、委嘱の期間が2年間となっておりますので、一応、学校の規模適正化に関して審議会を開催すると、必要に応じてですね、なっておりますので、一応、来年度、具体的にこういったことで審議会を開催するとは計画はしておりませんけれども、必要に応じて開催するということで、昨年度もそうでしたけれども、一応、予算の計上を行っております。

審議会のメンバーは、PTA関係者、それから市政協力員、校長会、それから学識経験者等の委員が今年度の7月に委嘱をされております。

以上、よろしいでしょうか。

○委員長（中村和美君） はい、西濱副委員長。

○委員（西濱和博君） はい。今の答えに対しまして、私なりの私見なんですけれども、予算を上程するっていうプロセスは、何かする目的、必要性があって予算を計上するものであって、何を審議するかもわからないのに、2年間の委嘱期間だから計上するというのは、私自身はなかなか合点がいくものではありません。一般の方、どう受けとめられるかもわかりませんけれども、一応、統廃合、適正化の計画にあっては、後期の取り組みというのがたしかあるはずで、今後予定してある学校は、あたりも見込

みだというふうに思うんですね。今年度対象としてた3校は、一定の答申がなされたわけですので、次のことを審議なさるんでしょう。

やはり、何の目的ですかを明確にお答えいただかないと、18万という金額が高いか安いかわかりませんが、多分、今年度と同じですので、4回ぐらいお見込みなんだろうけども、何回するか自体も、やっぱり審議の状況で変わりますでしょうから、やっぱりこの辺はもう一度詳しく御説明いただきたいと思います。（発言する者あり）お願いします。

○学校教育課審議員（塘内正義君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、塘内学校教育課審議員。

○学校教育課審議員（塘内正義君） はい。失礼します。

来年度から、平成27年度から30年までが第1次の後期計画と一応なっております。その後、31年から第2次の計画が始まりますので、一応、来年度の審議会は後期計画、一応、今、教育委員会のほうで審議中でございますから、また、その教育委員会の決定をもちましてですね、審議内容が出てきたら、そこで審議会を開催していくこと、また、後期計画の後の第2次計画についても、審議会を開催するならば、そこで第2次計画等も審議していただきたいと思います。

以上です。

○委員長（中村和美君） 西濱副委員長。

○委員（西濱和博君） はい。わかりました。私なりにもう一度、基本計画を見直してみます。で、また個別のことについては、直接お尋ねしたいというふうに思います。

そこで、1点なんですけれども、2年間の委員の任期中ではありますが、もちろん、この分野については教育に関係なさっていらっしゃる方々が委員に選任されるというのは当然、納得いくところでございますけれども、地元の意見

をどう酌むかというところが、1回の特別委員の出席だけにとどまっておりましたので、この辺についてもですね、来年度開催されるに当たりましては、教育委員会として思慮深く取り計らいいただければと思います。この点は要望ですけれども、よろしくお願いします。

以上です。

○委員長（中村和美君） はい。ほかにございませんか。

○委員（堀口 晃君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） 済みません。麦島勝撮影写真デジタルアーカイブという部分がございます。209万円。今回、4000点という分を3年間で実施ということなんです、これは、今回、209万円というのが1年分であって、3カ年ですら600万かけて、このデジタルアーカイブ事業をされようとされているのか、その辺、ちょっとお聞かせください。

○博物館未来の森ミュージアム副館長（福原透君） はい、委員長。

○委員長（中村和美君） 自己紹介をお願いします。

○博物館未来の森ミュージアム副館長（福原透君） 市立博物館の福原でございます。

ただいまお尋ねの件でございますが、4000点、デジタル化は、デジタルスキニングは27年度で一括して全部行いたいと考えております。

で、それ以外に、それぞれの写真についてデータの整理というのがございまして、1年間に1300点前後やって、3年間で約4000点をやるということで考えておりますので、28年度が、そのデータを入力しますときに臨時職員を雇います分の56万2000円、29年度も同じく56万2000円ということでございまして、トータルしますと約300万程度の予算ということになります。

以上でございます。

○委員（堀口 晃君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） ありがとうございます。

それでですね、今回、デジタルアーカイブ事業というふうなところでの予算がついてますけれども、このすばらしい麦島さんの写真の、写真展ですね。これをどのように広く公開、活用すると、ここに書いてありますけれども、いつの段階で、どういうふうな形でされるのか。また、博物館の特別展覧会というような形でしようと考えていらっしゃるのか、その辺、お聞かせください。

○博物館未来の森ミュージアム副館長（福原透君） はい、委員長。

○委員長（中村和美君） 福原未来の森ミュージアム副館長。

○博物館未来の森ミュージアム副館長（福原透君） 成果の公表の仕方でございますが、27年度から3カ年かけてデジタルアーカイブ事業を行います、その過程で、整理が進んだものを利用して、28年度の秋あたりに写真展をできないかというふうに考えております。

実は、御記憶の方もいらっしゃると思いますが、もう10年ぐらいになりますか、一度、私も夏展覧会で一度やらせていただいたことがあるんですが、そのときが一月で5000人程度の来館者があり、これはもう八代市の枠を超えて、熊本市内あたりからも大変、おいでの方が多くて、不覚にも涙を流してしまったというような、そういうふうですね、ありがたい御感想なんかもいただいております。で、できますなら、28年度の秋あたりに盛大に展覧会を開催と。

それから、整理がつきましたものについては、1年に1300点程度ですが、博物館のホームページ、これは市役所のホームページの中

にございますが、そこで逐次公開をしていくということを考えております。

それあたりをごらんになられた方が、いろんな、例えば、地域学習ですとか、広報ですとか、それから観光素材とか、いろんな面で引き合いが出てきて、活用できるんじゃないかなと、そのように考えております。（委員堀口晃君「はい、わかりました」と呼ぶ）

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい、ありがとうございます。ぜひ、そういうふうな形ですね、せっかく、こういう伝統文化、歴史をですね、もう刻んでいただいている部分がありますので、ぜひ公開していただきたいのと。

あともう一つはですね、八代市の歴史という部分で、今現在の部分も、何か特徴のあるようなやつとか、いろんな部分を歴史に、後世に残すという意味でもですね、ぜひ、そういったものも事業として取り組んでいただければと思います。

以上です。

○委員長（中村和美君） 要望ですね。（委員堀口晃君「要望」と呼ぶ）

はい。ほか、ありませんか。

○委員（堀 徹男君） 関連でいいですか。

○委員長（中村和美君） はい、堀委員。

○委員（堀 徹男君） はい。私も同じ質問しようと思っていたんですけど、私自身も麦島さんの写真についてはですね、高い評価したいと思うんですけど、これはあくまで自分の主観であってですね、それに対して公金を使って事業化するっていうことに対してはですね、客観的な検証が必要だと思うんですよ。それについてはですね、例えば、何かしらの法に基づくものであったりとか、それから審議会なりなんなり、そういったですね、客観的な評価ができるようなプロセスを踏まえてから、事業化に取り組まれたのかなという点についてお尋ねしたい

と思います。

○博物館未来の森ミュージアム副館長（福原透君） はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、福原未来の森ミュージアム副館長。

○博物館未来の森ミュージアム副館長（福原透君） ただいまの委員の御発言、まことにもっともなことだと存じます。この事業につきましては、私どもでは博物館協議会というのが博物館法の中で設置が義務づけられておりまして、年に2回開催をいたしております、事業の計画、方針について審議をいただいております。それを承認を経まして予算化になっております。

それから、言われておりました主観に走るような部分というのは、確かに心配される面があるんですが、これにつきましては、御記憶の方も多いと思いますが、この1月ですね、麦島さんの作品、これまでの多大な業績に関して、熊本県の第25回の県民文化賞が授与されております。という形で、世間の一定の評価を受けているということ。

それからですね、麦島さんの写真というのは芸術作品としても非常にすぐれておりますが、それ以上にもっと大切なのは、昭和22年からずっと一貫して庶民の暮らしというものをテーマにして写真を撮ってこられておるんですけれども、そういう視点で作品を残してこられた方って、ほとんどいらっしゃらない。有名人だとか、史跡名所の写真を撮られた有名な写真家はたくさんいらっしゃるんですけれども、一定して庶民の暮らしを追い続けた、それも温かい視線で追い続けた方というのはほとんどいらっしゃらない。そういう意味合いもございまして、ここ数年、全国的な写真展でも麦島さんの写真は紹介されておりますし、印刷物、メジャーな、全国規模の写真集もですね、何冊か上梓されております。昨年でしたけれども、東京のほ

うのある美術館で、土門拳を初めとする戦後の
そうそうたる日本の作家の作品に伍してです
ね、麦島さんの写真は紹介されて、世間に一般
的に評価をされておるといことがございま
す。その辺も勘案しての今度の事業化でござい
ますので、御理解いただけたらと存じます。

○委員（堀 徹男君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、堀委員。

○委員（堀 徹男君） はい。世間一般に広く
認知されているっていうことをですね、数値化
して検証できたりできないという部分があると
思うんですね。それに対して、では、どうい
った議論と検証がなされて事業化されたかっ
ていうプロセスが、博物館協議会ですか、その中
でされたというふうに理解していいんですか。
（博物館未来の森ミュージアム副館長福原透君
「はい」と呼ぶ）はい、わかりました。

続けていいですか。

○委員長（中村和美君） はい、どうぞ。

○委員（堀 徹男君） はい。今のですね、予
算は、堀口委員の質問にありましたので、総額
300万の見込みということでありましたけれ
ども、これは随契で3年間、同じ業者がされる
んでしょうか。それとも、単年度ごとに事業は
委託先をですね、公募入札あたりをされるん
でしょうか。

○博物館未来の森ミュージアム副館長（福原
透君） はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、福原未来の森
ミュージアム副館長。

○博物館未来の森ミュージアム副館長（福原
透君） はい。先ほど申しましたように、デジ
タルスキニングの作業というのは27年度1
回ということですので、その1回で指名競争入
札というような形になって、入札の上、決定さ
れます。これはもう28、29はございませ
ん。それ以外の、先ほど申しました56万20
00円ほど毎年、入力委託ということになり

ますが、それは臨時職員を募集するという形で
行います。

以上でございます。

○委員長（中村和美君） よろしいですか。は
い、堀委員。

○委員（堀 徹男君） はい、わかりました。
いや、随契でですね、同じ業者がされるのかな
というふうに、うがった見方をしてしまったの
で、失礼な質問しました。済みませんでした。

続いてですね、維持費がですね、今後発生す
ると思うんですよ。ウェブ上に公開するにしま
しても、保存形式が、例えば、簡単なJ P E Gだ
と、そんなにボリュームがないと思うんですけ
れども、大きなデータとしてですね、例えば、
クラウドあたりに保存して、それから出すとな
ると、結構な額がかかると思うんですけど、そ
れは今後、事業として予算として計画されてる
んでしょうか。

○博物館未来の森ミュージアム副館長（福原
透君） はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、福原未来の森
ミュージアム副館長。

○博物館未来の森ミュージアム副館長（福原
透君） 御心配の、ウェブ上での諸経費の問題
でございますが、現在、市のホームページの中
に博物館のページございますけれども、その中
で既に館蔵資料のデータベースというのが構築
されておまして、5000点程度はもう既に
公開しております。で、それで、行政システム
のほうと相談をしまして、その中に追加という
形で載せていくことになりますので、博物館と
して、とりたてた、そういう維持管理経費はか
かってこないというふうに考えております。

○委員（堀 徹男君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、堀委員。

○委員（堀 徹男君） はい、わかりました。
ありがとうございました。

○委員長（中村和美君） はい、友枝委員。

○委員（友枝和明君） はい。１１６ページの図書館費の件ですが、来年度から指定管理化されるわけです。図書館施設整備事業６９２万３０００円、主なものをひとつお知らせください。

○委員長（中村和美君） はい、濱田図書館館長。

○図書館館長（濱田大祐君） 失礼いたします。

図書館施設整備事業６９２万３０００円の内訳でございますが、非常灯修繕５４０万円、これは図書館本館内にございます非常灯約５０基がバッテリー等が故障しておりますので、その改修を行うものでございます。

それから、ロビー、図書館本館のロビー滑りどめタイルの修繕でございますが、１０５０枚程度、修繕する予定でございます。金額は１５２万３０００円でございます。

以上でございます。

○委員長（中村和美君） 友枝委員。

○委員（友枝和明君） その中でですね、中でといいますか、今の図書館の看板といいますか、玄関の上にありますね。あれはどやんならんとですかね。

○委員長（中村和美君） どやんならんとて、具体的に言ってください。

○委員（友枝和明君） 具体的に。取りかえるのか、どうするのか。

○委員長（中村和美君） はい、濱田図書館館長。

○図書館館長（濱田大祐君） はい。御指摘の、図書館の南玄関の看板といいますか、サインでございますが、これは私どもが手づくりでつくって掲示しているものでございますが、外壁改修工事にですね、伴いまして、そういった予算も御相談したところですけども、なかなか実現に至らなかったわけでございまして、何らかのサインにつきましてはですね、今後整備を

検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員（友枝和明君） はい。

○委員長（中村和美君） 友枝委員。

○委員（友枝和明君） 要望になりますが、私が二、三日、久しかぶり行ったら、見たら、やっぱり今の図書館にはそぐわないというか、これは御無礼な言い方かもしれませんが、誰が見ても、あれは感じると思いますよ。委員長も、きょう帰りにちょっと見ていってください。

○委員長（中村和美君） いいですか。

○委員（友枝和明君） 検討していただきたいと思います。（「はい」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 要望ですので、よろしくをお願いします。

○委員（友枝和明君） 要望。

○委員長（中村和美君） ほか、ありませんか。

○委員（堀 徹男君） いいですか。

○委員長（中村和美君） はい、堀委員。

○委員（堀 徹男君） はい。社会教育センターの運営事業の部分で、浄化槽を廃止して、簡易トイレを導入されるということですけども、これでどれくらい浮きますか。

○委員長（中村和美君） はい、宮崎生涯学習課長。

○生涯学習課長（宮崎和喜君） はい。社会教育センターの浄化槽を廃止して、簡易トイレを設置することによりまして、１１０万程度の経費が浮くものと、単年度ですけれども、浮くものと思われまして。その後、簡易トイレを設置した後につきましては、維持管理費がずっと減っていきますので、５年間で考えますと、３００万程度ですかね、その減額がしてくるものだと思っております。

○委員長（中村和美君） はい、堀委員。

○委員（堀 徹男君） はい。御尽力ありがとうございます。

うございました。

○委員長（中村和美君） はい、ほか、ありませんか。

○委員（堀口 晃君） いいですか。

○委員長（中村和美君） はい、それじゃ、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。117ページの目の文化財保護費がございますよね。この中に、どこにあるか、ちょっとわからないんで聞きたいんですけども、今月の1日の日に八代サミットというのがございまして、これは、きょうここにもありますように、ユネスコ無形文化財遺産の登録について機運を盛り上げていこうという、こういうお話だったんだろうと思います。

その中で、いろんな質問等々が出てきたときにですね、今、八代市の中の妙見祭に出している9基の笠鉦がそれぞれのところで保管されているという状況がある。これ、火災であつたりとか、湿度の問題であつたりとか、あと津波の問題であつたりとか、いろんな問題があつたときに、災害があつたときに、これがなくなってしまうのではなかろうかという、こういう部分での保護というような部分、これは県の指定も受けているところでございますし、国の指定も受けたところでございますので、その辺の保護についての、文化財の保護ですよ、この保護費の中に、どこかに入っているのか、もしくは、その、今、各町内がそれぞれ管理しているところの部分の中において、どういうふうな管理体制をして、そこにどういう補助をやっているのか。もし補助がなければ、補助がないと言っていいですし、そういう文化財の保護という意味、観点からですね、妙見祭の笠鉦なり、いろんな出し物がございますよね。それをどうやって保護されていこうとされているのかという部分を教えてください。

○委員長（中村和美君） これは総務委員会だ

そうでございます。

○委員（堀口 晃君） あ、総務委員会なの。

○委員長（中村和美君） うん。だろう。

○教育部長（北岡 博君） 文教福祉委員会なんです、市民協働部の管轄に分かれておりますので、で、総務……。

○委員（堀口 晃君） 委員長、じゃあ、委員長、いいですか。

○委員長（中村和美君） はい。

○委員（堀口 晃君） 委員長。

○委員長（中村和美君） 堀口委員。

○委員（堀口 晃君） じゃ、文化財の保護というのは、文化財に指定された部分について保護は、教育委員会のこの教育委員会の教育、社会教育費の中の文化財保護には当たらないということではないんですか。文化財の保護ではないということですか。

○委員長（中村和美君） はい、誰が、どちら。はい、増住教育部次長。

○教育部次長（増住眞也君） 済みません。内容としては文化財保護でございますので、教育委員会になります。

しかし、今現在、文化財保護も含めて文化の振興について文化まちづくり課が担当しておりますので、市民協働部の所管ということになっております。

以上です。

○委員（堀口 晃君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） わかりました。じゃ、ここでは聞けないということなんですか。

○委員長（中村和美君） そのとおり。いない。

○委員（堀口 晃君） いないじゃなくて。委員長、ちょっといいですか。

○委員長（中村和美君） はい、どうぞ。

○委員（堀口 晃君） 文化財保護という観点から、僕はお話を聞いているところなんで、そ

れは所管が違うから、うちではございませんよと、知りませんよというふうなところは、僕は、文化財の保護費という部分が目の中にあるならば、その保護するための部分については、いや、これは総務委員会だけが、なら、この目についてはね、目については、うちの委員会で扱えませんよっていう、こういう話にならせますか。文教福祉委員会ではありませんよと。これは、この目だけ、目の文化財の保護費についてはね、これは総務委員会で審議してくださいというふうな話にならせますか。少なくとも、全国山・鉾・屋台連合会、この部分、そうですし、ユネスコの遺産ね、文化遺産の登録なんかにしても、これは文化財の保護というふうな部分であるならば、総務委員会で審議する必要があるならば、ここの文教福祉委員会で審議する必要はないじゃないですか。委員長、どうですか。

○委員長（中村和美君） 済みません。あのね、堀口委員ね、これは文化財保護費というのは、担当所管が総務委員会になっております。歳入歳出とも。ですから、ここにいませんので、だったら、もう総務委員会ということで、なかなか教育部としては返答はできないんじゃないかというふうに思います。

○委員（堀口 晃君） 委員長、だから、確認なんです。文化財保護費という部分が総務委員会の所管というふうに委員長おっしゃられたわけね。

○委員長（中村和美君） そうそう。

○委員（堀口 晃君） であるならば、えっ、何か違う、ここは言っていないか。

○委員長（中村和美君） ないないない。

○委員（堀口 晃君） 説明してない。説明されたですよ。

○委員長（中村和美君） はい、北岡教育部長。

○教育部長（北岡 博君） 先ほど言いました

ように、市民協働部の所管を除く教育部の所管分が幾らというふうな説明の仕方をしていますので、ここの部分については一切、説明はいたしておりません。

○委員（堀口 晃君） してないか。

○委員長（中村和美君） あなたが勉強のし過ぎ。

○委員（堀口 晃君） ごめん。じゃあ、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。その辺についてはですね、もう少しね、整理する必要があるんだろうと思うんですよ。教育費の中においてね。だけん、いいです、総務委員会で結構です。先ほど、教育部長がね、ユネスコの部分のお話をしなかったけど、その辺については当然、今後、文化財の保護であったりとか、いろんな部分があるのかなと思って、ちょっと質問させていただきました。済みませんでした。

○教育部長（北岡 博君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、北岡教育部長。

○教育部長（北岡 博君） 先ほど、冒頭で申しましたのは、博物館のほうで長崎くんちとか妙見祭に関するですね、特別展覧会を行います、それは、要するに市民協働部の管轄ということになりますが、ユネスコともですね、連携したような意味合いでの、そういうような事業を展開するというようなところでの御説明を申したということです。博物館の事業に関して、先ほどはお話しをさせていただいたというところでございます。（「よかです」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） はい、西濱副委員長。

○委員（西濱和博君） はい。今からお尋ねするのは、個別の事業ではないんですけども、大枠のところですね、教育委員会機構改編で、

4月から教育総務課が教育政策課になられるということで、いわゆる教育行政におけるところの政策企画立案、部内の調整を行われることになるかと思うんですが、とりわけ来年度ですね、政策的な分野で何かトピックスといいますか、こういったところを政策、企画していきますよというものがありませんでしたら、御教示いただきたいし、それは例えば、予算書で言うところとどこにリンクするというものがありましたら、あわせてお願いしたいと思います。

○教育総務課長（桑田謙治君） はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、桑田教育総務課長。

○教育総務課長（桑田謙治君） 今、西濱委員のほうからありましたように、4月から教育委員会制度改革がスタートするということで、あわせて市のほうにも組織再編をされていらっしゃるということで、そこで、今、教育総務課のほうで教育政策課というような形で政策係というのを1つつくっていただきましてですね、大きな、予算的に申し上げますと、1つは、教育事務の活動の点検評価がございしますが、先ほども次長のほうからも説明あったかと思いますが、外部評価、第三者の評価を法律上なっていましたものの、これまで第三者評価をしておりませんでしたのを、今年度の予算のほうでは第三者評価委員の予算のほうを要求をしているところでございます。それによりまして、来年度から教育活動点検評価におきましては、第三者評価委員をお願いしまして、外部の視点から点検評価をしていただくようにしているところでございます。

それとあわせまして、今度の制度改革に伴いまして、市長のほうで総合教育会議というのを設置して会議を開くようになっております。で、これにつきましては、より市長と教育委員会が連携した教育政策が実現できるように、総

合教育会議の新設がされましたが、これにつきましても教育に関することということでございしますので、総合教育会議は、市長のほうで招集するという事になっておりますが、内容が教育に関することということでございまして、その事務局につきましては、補助執行という形で教育政策課のほうで会議の事務局をするようにしているところでございます。教育政策課政策係が設置することによりまして、これまで教育振興基本計画等についての進行管理等も、また、今回の制度改革におきまして教育委員会の教育委員さんの教育長に対するチェック機能等も強化されますので、そういった教育委員会の会議そのものがまた充実、回数等も多くなるんじゃないかということで、そういった意味の充実等も図れるんじゃないかというふうに考えております。

以上でございます。

○委員（西濱和博君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、西濱副委員長。

○委員（西濱和博君） はい。政策部門というのは市長部局のみならず、教育委員会にもぜひ置いていただきたいと私もかねてから申し上げていましたので、たくさん御予定があられるんでしょうけど、代表的なものをですね、挙げていただきました。

私自身も、とても期待していますので、新年度スタートを楽しみにしています。ありがとうございました。

○委員長（中村和美君） はい、ほか、ありませんか。

○委員（堀 徹男君） はい、いいですか。

○委員長（中村和美君） はい、堀委員。

○委員（堀 徹男君） はい。予算書の中で説明がありました小中学校関連の、何だっけ、施設管理でしたか、施設整備でしたっけ。学校から要望があつて配分されている予算という説明

があった部分なんですけれども、それは大体どれぐらいの予算要求があって、何割ぐらい要望に応えられているのかっていうのは数字で、毎年違うんだとは思いますが、例えば、1000万、大きなお金で1000万あったけれども、大体400万程度しか毎年、その配分できてないとかですね、そういった数字的なものがありましたら教えていただければと。

○教育総務課長（桑田謙治君） はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、桑田教育総務課長。

○教育総務課長（桑田謙治君） 今、堀委員さんの御質問でございますが、学校に配分している予算ということでもいいですか。消耗品とか。

○委員（堀 徹男君） 済みません。委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀委員。

○委員（堀 徹男君） それは学校への配分予算ということで、運営事業というくりでしたよね、説明だったと思うんですけど、違いましたっけ。（教育総務課長桑田謙治君「小学校運営事業。はい」と呼ぶ）それは予算要求もあっての、何ですか、予算づけだと思うんですけど。別に、その下、施設整備でしたっけ、施設管理でしたっけ、施設整備のほうだったかな。例えば、こういった施設をしてくださいという要望が学校から上がってくると思うんですけれども、毎年おしなべて予算要求されても、確実に応えられない部分があると思うんですよね。

○委員長（中村和美君） 違うよね。はい、有馬教育施設課長。施設の話だったら、有馬教育施設課長に。（委員堀徹男君「はい」と呼ぶ）

○教育施設課長（有馬健一君） はい。学校からの要望につきましては、今手元にちょっと数字はございませんけども、数百単位ですね、学校からそれぞれ要望が上がってまいります。

その年度年度でですね、予算の範囲内で対応しているところでございますけども、27年度

につきましては、小学校の施設整備としてですね、一応4550万、それと中学校施設整備として500万、幼稚園施設整備事業で400万、特別支援学校の施設整備で440万ということで予算の計上を行っておりますけども、学校からの要望自体は、かなりの件数に上がっておりますして、中身をチェックしながらですね、優先的なものから取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○委員長（中村和美君） はい、堀委員。

○委員（堀 徹男君） はい。結構、小中学校等からのですね、設備に対する要望って多いと思うんですよね。いろんな、ほとんど年数がたってますから。できればですね、ここに限らず、予算で少しでも応えられるような心配りをしていただければと要望しておきます。

○委員長（中村和美君） はい、要望です。

ほか、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） それでは、なければ、以上で質疑を終了します。意見がありましたら、お願いします。

○委員（西濱和博君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、西濱副委員長。

○委員（西濱和博君） はい。予算書の113ページですけども、説明欄の一番上に、準要保護就学援助事業ということで7100万超の予算計上してございます。先ほどの説明の中に、これに該当する子供さんは小学校で約960名、中学校で約590名というお話があったかと思います。合わせまして1500人超でございます。

これ、ちょっとお願いになるんですけども、先ほどは健康福祉部の新年度からの新しい事業の中で、生活困窮者自立支援法、これを任意で八代市は、経済的に困窮されている子供さ

んたちの学習支援を県と連携して行うということをはっきり明言、御説明があったところです。そういった方々にどうやって接するかということは、パンフだとかチラシだとか広報紙で御周知なされるんでしょうけれども、今申し上げました事業だけ見ましても、保護以外に、やはり生活困窮なさっていらっしゃる方が1500人ぐらい子供さんいらっしゃるということで、健康福祉部の事業ではございますけれども、例えば、学校教育の関係の中でですね、保護者だとか子供さんたちに、この分についてはですね、御説明いただくとか、あるいは、それ以外の任意事業もございます。生活の就労だとか、いろいろありますので、教育委員会と健康福祉部、連携してですね、そういった御対応いただければというふうな、要望なんですけれども、いかがでしょうか。

○教育部長（北岡 博君） はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、北岡教育部長。

○教育部長（北岡 博君） はい。その点につきましては、健康福祉部とも協議をいたしまして、連携できる部分についてはですね、連携して、周知等については協力をしてまいりたいというふうに考えます。

○委員（西濱和博君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、西濱副委員長。

○委員（西濱和博君） はい。ありがたいお返事いただきました。よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（中村和美君） ほか、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） はい、ないようでございます。

それでは、これより採決いたします。

議案第6号・平成27年度八代市一般会計予算中、当委員会関係分について、原案のとおりに決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） はい、挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

それでは、14時55分まで休憩いたします。

（午後2時44分 休憩）

（午後2時55分 開議）

○委員長（中村和美君） それでは、お疲れさまでございます。休憩前に引き続き、会議を始めます。

◎議案第7号・平成27年度八代市国民健康保険特別会計予算

○委員長（中村和美君） 次に、議案第7号・平成27年度八代市国民健康保険特別会計予算を議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君） はい。本当にお疲れさまでございます。

続きまして、国民健康保険特別会計ということでございますが、ここで私のほうから、健康福祉部が所管します特別会計の国民健康保険、後期高齢者保険、そして介護保険につきまして、27年度予算におきます所管を述べさせていただきます。座って説明させていただきます。

○委員長（中村和美君） はい、どうぞ。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

まず、国民健康保険特別会計につきましては、27年度予算が205億4921万円を計上しております。26年度当初予算と比較いた

しまして12.9ポイントのプラスとなっております。これは後ほど説明があると思いますが、保険財政共同安定化事業において前年度よりも約22億円増額となったことが大きな要因でございます。

なお、一時期、医療費の伸びの鈍化傾向が見られましたものの、再び増加傾向と転じる一方で、国保加入者数の減員が大きく影響し、国保会計の収支バランスが大変厳しいものとなってきております。

そのようなことから、国は平成30年度を目途に、都道府県を財政運営の責任主体とすることにしたものでございますが、市町村はそういった中で、賦課徴収や特定健診などの保健事業等を担うこととなります。

私どもとしましては、収納率向上とあわせて、特定健診の受診率の向上を含め、さまざまな医療費抑制策にこれまで以上に取り組み、健全な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

次に、後期高齢者医療特別会計につきまして16億6548万円を計上しており、前年度とほぼ同額となっております。

この後期高齢者医療は、熊本県後期高齢者医療広域連合で運営されておりますが、急速な高齢化の進行に伴い、広域連合への負担金等が増加の傾向をたどっております。しかしながら、これからは平均寿命だけでなく、健康寿命を延ばすことのできるよう、若いときから高齢期に至るまで、さまざまな健康づくりの推進を図ってまいりたいと考えております。

次に、介護保険特別会計につきましては、27年度当初予算は136億189万円を計上しており、前年度と比較いたしまして3319万円、率にして0.24ポイントの伸びとなっております。前年度の伸び率が4.2ポイントでありましたので、これまでと比較いたしますと伸び率が非常に低いのではないかと考えられます。

が、これは御承知のように、今般の介護保険法の改正に伴い、介護報酬が全体で2.27%引き下げられたことが大きく影響しているものでございます。

ただ、今後は地域包括ケアという観点から、中・重度の要介護者や認知症高齢者への対応の強化、さらに介護職員の安定的な確保、そして介護サービスの効率的、効果的な提供が重点になってくると思われます。

また、今回は、第6期の介護保険事業計画の策定に当たり、介護保険料の改定を行い、第1号被保険者の基準月額を5800円とし、これまでよりも400円のアップをお願いしなければなりません。

また一方で、医療や介護が必要とならないよう、高齢者みずからが気軽に取り組むことのできる介護予防や生きがいづくり、健康づくりの推進に力を入れていかなければならないと考えております。

それでは、議案第7号・八代市国民健康保険特別会計予算につきまして、国保ねんきん課の中村課長より説明させますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○国保ねんきん課長（中村伸也君） はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、中村国保ねんきん課長。

○国保ねんきん課長（中村伸也君） はい。こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）国保ねんきん課です。よろしくお願いします。座って説明させていただきます。

○委員長（中村和美君） はい、どうぞ。

○国保ねんきん課長（中村伸也君） それでは、別冊となっております平成27年度八代市特別会計予算書をお願いします。5ページをお願いいたします。

議案第7号・平成27年度八代市国民健康保険特別会計予算でございます。

第1条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、205億4921万5000円といたしております。

第2条で、債務負担行為の設定を行っております。その内容は、8ページになります。

第2表・債務負担行為におきまして、平成28年度から市税にあわせ、国保税につきましてもコンビニ収納の導入を予定しておりますが、平成27年度中に納税通知書等の印刷、封入封緘業務の委託業者及び収納代行業者を選定する必要がありますので、記載のと通りの期間と限度額を設定いたしております。

11ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でございますが、歳入歳出合計の比較欄に示しておりますように、前年度比23億5440万4000円の増となっており、率にして12.9%の増となっております。

その主なものでございますが、歳入につきましては、上段の上の表、右側の比較の欄で、款1・国民健康保険税で6514万円の減、款3・国庫支出金で7611万9000円の減、款4・療養給付費等交付金で1億2236万1000円の減、款5・前期高齢者交付金で3億1102万6000円の増、款7・共同事業交付金につきましては22億2196万6000円の増、款9・繰入金は1億5468万8000円の増となっております。

増減の主な理由でございますけれども、款1・国民健康保険税は、被保険者数の減少が主な要因でございます。

款3・国庫支出金は、医療費に係る国の負担分は増となりますものの、主に調整交付金において減額を見込んでおります。

款4・療養給付費等交付金は、退職被保険者の医療費に充てるものですが、退職被保険者数の減少による影響を見込んでおります。

款5・前期高齢者交付金は、社会保険診療報

酬支払基金からの交付金でございますが、前期高齢者の被保険者数増加による増額を見込んでおります。

款7・共同事業交付金は、保険財政共同安定化事業、先ほど部長からも説明がありましたけれども、制度改正により大幅な増額となっております。

款9・繰入金は、低所得者への税負担軽減対策として国の財源措置分の増額を見込んでおります。

次に、歳出でございますが、下段の表、中ほどの比較の欄で、款1・総務費で1810万1000円の増、款2・保険給付費は1億5018万1000円の増、款6・介護納付金で8307万5000円の減、款7・共同事業拠出金で23億1511万7000円の増となっております。

増減の主な理由でございますけれども、款1・総務費は給与改定に伴います人件費の増、款2・保険給付費は医療費の伸びによる増、款6・介護納付金は介護保険第2号被保険者数の減少により、款7・共同事業拠出金の増は、保険財政共同安定化事業の改正によるものでございます。

それでは、内容につきまして、歳出から主なものについて御説明いたします。20ページをお願いいたします。

款1・総務費、項1・総務管理費、目1・一般管理費では1億9729万3000円を計上いたしております。職員19人分の人件費1億3953万4000円、並びに国民健康保険事務事業といたしまして、被保険者証及び納付書の発行、レセプト点検などに要する費用5775万9000円を計上いたしております。

前年度と比べ1800万円ほどの増額となっておりますけれども、給与改定に伴います人件費の増と国保連合会に支払う共同電算委託料の支出費目変更による増が主な要因でございま

す。

目２・連合会負担金は６３４万９０００円を計上いたしております。これは、国民健康保険団体連合会の共同事務に対する負担金でございます。

次の、項２目１・運営協議会費は、国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議していただく国民健康保険運営協議会の委員報酬など３６万８０００円を計上いたしております。

２１ページの、款２・保険給付費、項１・療養諸費でございますが、目１から目４までは、一般被保険者及び退職被保険者それぞれの医療機関での受診に係る医療費に対して保険者が負担するものでございます。

目１・一般被保険者療養給付費１０１億３３８０万７０００円と、目２・退職被保険者等療養給付費４億８９４６万円は、医療機関の窓口での自己負担額を医療費から差し引いた額で、保険者が負担すべき費用でございます。

なお、退職被保険者とは、６５歳未満の国保加入者で、厚生年金や共済年金等の加入期間が２０年以上、あるいは４０歳以降に１０年以上あり、老齢厚生年金等の受給権者が対象で、６５歳未満の扶養家族も対象となります。

なお、この制度は平成２６年度で終了となりますため、平成２７年度以降は、さかのぼっての適用はありますものの、新規の適用はございません。

目３・一般被保険者療養費１億９５万４０００円と、目４・退職被保険者等療養費３９６万４０００円は、医師の同意を受けたはりきゅう施術やコルセットなどの治療用装具を購入した際など、一旦１０割支払った後に、被保険者へ現金給付するものでございます。

目５・審査支払手数料３５８８万３０００円は、医療機関からの診療報酬明細書、いわゆるレセプトの審査と支払いに係る手数料で、約６７万件分を見込んでおります。

これらを合わせまして、計の欄、１０７億６４０６万８０００円を計上いたしております。

被保険者数の減少は見込まれますものの、１人当たりの医療費は増加傾向であり、前年度比で１億４７５１万１０００円の増を見込んでおります。

項２・高額療養費、目１・一般被保険者高額療養費１４億４１８６万３０００円と、目２・退職被保険者等高額療養費６０１１万７０００円は、自己負担額が高額となった場合、限度額から超えた分を支給するものでございます。

目３・一般被保険者高額介護合算療養費６３万４０００円と、目４・退職被保険者等高額介護合算療養費７万１０００円は、１年間の医療保険と介護保険の自己負担の合計額が基準額を超える場合、被保険者の負担を軽減するために支給するものでございます。

２２ページをお願いします。

１つ飛びまして、項４・出産育児諸費、目１・出産育児一時金で７６０２万円を、目２・支払手数料で３万９０００円を計上いたしております。国保加入者が出産されたときに、子供１人につき４０万４０００円、産科医療補償制度に加入の場合は４２万円を支給するもので、１８１件分を予定しております。

次の、項５・葬祭諸費では７４４万円を計上いたしております。国保加入者が亡くなられたときに、その葬儀を行った方に対して、１件当たり３万円を支給するもので、２４８件分を予定いたしております。

２３ページの、款３項１目１・後期高齢者支援金で２１億８２４万５０００円、また、目２・後期高齢者関係事務拠出金では１６万円を計上いたしております。これは、７５歳以上の方が加入されます後期高齢者医療制度に対する保険者負担分と、その事務費拠出金でございます。

次の、款４項１目１・前期高齢者納付金で９

5万7000円、また目2・前期高齢者関係事務拠出金では14万6000円を計上いたしております。65歳から74歳までの前期高齢者の医療費について、各保険者間の医療費負担の不均衡を調整するため、75歳未満の加入者数に応じた保険者負担分と、その事務費拠出金でございます。

次の、款5項1・老人保健拠出金、目1・老人保健事務拠出金8万6000円は、老人保健医療の精算に係る事務拠出金でございます。

24ページをお願いします。

款6項1目1・介護納付金9億776万8000円は、国保加入の40歳から64歳までの介護保険第2号被保険者に係る納付金でございます。社会保険診療報酬支払基金に概算で納付し、2年後に精算することになっております。

款7項1・共同事業拠出金、目1・高額医療費共同事業医療費拠出金の4億1006万2000円は、高額な医療費の発生により国保財政への影響の緩和や保険者の運営基盤の安定化を図るため、都道府県単位で費用負担を調整するもので、国保連合会が実施している事業への拠出金でございます。

なお、この事業では、レセプト1件当たり80万円を超える医療費を対象といたしております。

また、目2・保険財政共同安定化事業拠出金43億8322万8000円も保険財政の安定化を図るものでございますが、前年度比22億8106万円の増額となっております。これまで対象医療費が1件当たり80万円以下、30万円以上を対象にしておりましたけれども、制度改正によりまして、平成27年度から全ての医療費が対象となりますことから増額となっております。

目3・その他の共同事業費拠出金80万円は、国保連合会が事務局となり共同で行うテレ

ビ・ラジオCM、広報事業などへの拠出金でございます。

25ページの、款8項1・保健事業費、目1・疾病予防費では5204万4000円を計上いたしております。

内訳でございますが、右側の説明欄で、医療費適正化推進事業として、不適切な保険請求防止のためのレセプト点検体制の充実、強化やジェネリック医薬品の使用促進など、国保ねんきん課分で510万8000円。及び、重症化予防講演会の開催や、健診未受診者への受診勧奨を目的に新たに雇用します看護師の関連経費を含めた、はつらつ健康課分で602万円。また、国保保健指導事業としまして、重複受診、頻回受診解消のための訪問指導保健師1名に係る経費等で238万8000円。疾病予防事業として、疾病傾向の現状把握と医療給付業務の効率化のため、国保連合会による共同電算処理とレセプトデータの分析委託や、症状の緩和や疾病の早期発見のためのはりきゅう等助成、脳ドック助成などのほか、新たに人間ドックの検査記録を提供していただいた被保険者に3000円を報償金として支払う人間ドック情報提供事業90万円を含む3852万8000円を計上いたしております。

節の区分の主なものとしまして、節13・委託料1323万9000円は、疾病予防事業におきます共同電算処理委託283万5000円のほか、レセプトデータの分析委託422万8000円などが主なもので、節19・負担金補助及び交付金2100万円は、疾病予防事業におきますはりきゅう等助成960万円と、脳ドック助成1140万円が主なものでございます。

項2目1・特定健康診査等事業費では、1億493万2000円を計上いたしております。

事業の内訳は、右側の説明欄にございますように、特定健診事業で9246万2000円、

特定保健指導事業で1247万円を予定しております。

この特定健診事業は、40歳以上の国保加入者を対象に、メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病発症のリスクを確認するための健康診査で、特定保健指導事業は、特定健診の結果、生活習慣の改善が必要な対象者に対し、自主的な取り組み等の保健指導を行う事業でございます。

節区分のうち主なものといたしまして、節13・委託料9500万8000円は、特定健診事業における健診委託8826万円や特定保健指導事業における動機づけ支援業務委託536万4000円などでございます。

次に、26ページをお願いします。

款9・諸支出金、項1・償還金及び還付加算金、目2・一般被保険者還付加算金1263万8000円及び目3・退職被保険者等還付加算金38万4000円は、一般及び退職被保険者のうち、社会保険加入や転出等により国保の資格が喪失した場合など、納め過ぎの国保税をお返しする還付金と加算金でございます。

項2・基金費、目1・財政調整基金費250万円は、国民健康保険財政調整基金の預金利子を積み立てるものでございます。

次の、項3・繰出金、目1・他会計繰出金100万円は、市立病院において実施します医師、看護師等の確保対策に要する費用などに対し、調整交付金等で財源手当がされますが、対象事業費相当分を繰り出すものでございます。

27ページの、款10・予備費では1000万円を計上いたしております。

次に、歳入でございますが、恐れ入ります。12ページをお願いいたします。

款1項1・国民健康保険税でございますが、目1・一般被保険者国民健康保険税で、一般被保険者に係る国保税収入として30億2773

万1000円を計上いたしております。

節区分の1から3までは現年課税分、4から6までは滞納繰越分でございます。

節1・医療給付費分現年課税分で21億3832万6000円、節2・後期高齢者支援金分課税分5億5094万9000円、節3・介護納付金分課税分2億5045万6000円、節4・医療給付費分滞納繰越分6250万円、節5・後期高齢者支援金分滞納繰越分1740万円、節6・介護納付金分滞納繰越分で810万円を、それぞれ見込んでおります。

また、目2・退職被保険者等国民健康保険税では、退職被保険者に係る国保税収入として1億6742万7000円を計上いたしております。

節1・医療給付費分現年課税分で1億1068万4000円、節2・後期高齢者支援金分現年課税分2800万円、13ページの、節3・介護納付金分現年課税分2674万3000円、節4・医療給付費分滞納繰越分140万円、後期高齢者支援金分滞納繰越分30万円、介護納付金分滞納繰越分30万円を、それぞれ見込んでいるところでございます。

国民健康保険税の合計といたしまして、合計の欄、31億9515万8000円といたしております。

なお、被保険者数の減少などによる影響により、前年度との比較で6500万円ほどの減少を見込んでおります。

次の、款2・使用料及び手数料、項1・手数料、目1・督促手数料は、300万円を予定いたしております。

14ページをお願いいたします。

款3・国庫支出金、項1・国庫負担金でございます。

目1・療養給付費等負担金では35億6653万1000円を計上いたしております。これは、八代市が負担します医療費等について、対

象となる医療費の額の32%を国が負担するものでございます。内訳といたしましては、説明欄のとおり、医療費に係る療養給付費等負担分が26億1648万8000円、介護納付金負担分で2億9048万6000円、後期高齢者医療費支援金負担分といたしまして6億5955万7000円を見込んでおります。

次の、目2・高額医療費共同事業負担金では1億251万5000円を予定いたしております。これは、歳出予算で御説明いたしました高額医療費共同事業医療費拠出金の4分の1を国が負担するものでございます。

次の、目3・特定健康診査等負担金2275万9000円は、特定健診事業、特定保健指導事業に係る国の負担分で、負担割合は対象事業基準額の3分の1となっております。

次に、項2・国庫補助金、目1・財政調整交付金は20億871万5000円を計上いたしております。内容としまして、節1・普通調整交付金が15億7370万8000円、節2・特別調整交付金で4億3500万7000円を予定いたしております。

普通調整交付金は、各市町村保険者の財政力の不均衡を調整するために国から交付されるもので、特別調整交付金は、各市町村保険者の特別事情や特別の事業の実施に対して交付されるものでございます。

なお、前年度の比較で1億8000万円ほど減少しておりますのは、調整交付金の需要額の算定におきまして控除すべき、差し引くべき前期高齢者交付金が大幅に増加する見込みによる影響でございます。

15ページの、款4項1目1・療養給付費等交付金7億738万5000円は、退職被保険者の医療費に充てるため、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございます。

次に、款5項1目1・前期高齢者交付金35億4158万2000円は、65歳から74歳

までの前期高齢者の医療費について、各保険者間の加入割合に応じて調整を行い、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございます。前期高齢者数の増加により、前年度との比較で3億1102万6000円の増額を見込んでおります。

次の、款6・県支出金、項1・県負担金、目1・高額医療費共同事業負担金1億251万5000円は、国の負担金と同様に、高額医療費共同事業医療費拠出金の4分の1を県が負担するものでございます。

目2・特定健康診査等負担金2275万9000円も、国庫負担金と同様、特定健診事業、特定保健指導事業に係る県の負担金で、負担割合は3分の1となっております。

16ページをお願いいたします。

項2・県補助金、目1・県調整交付金で、8億2288万4000円を計上いたしております。このうち、節1・普通調整交付金は7億5810万4000円、節2・特別調整交付金は6478万円でございます。県の普通調整交付金は、県内市町村の財政調整のため県から交付されるもので、特別調整交付金は、収納率の向上や医療費の適正化、保健事業の実施などに対して交付されるものでございます。

次に、款7項1・共同事業交付金、目1・高額医療費共同事業交付金は3億5360万5000円を見込んでおります。これは、高額医療費共同事業の対象となった医療費の財源として、国保連合会から交付されるものでございます。

次の、目2・保険財政共同安定化事業交付金は43億8322万7000円を見込んでおります。これも国保連合会から交付されるもので、保険財政共同安定化事業の対象となった医療費の財源とするものでございます。

いずれも、交付割合は100分の59でございます。

なお、保険財政共同安定化事業交付金の大幅な増につきましては、歳出で御説明いたしました制度改正により対象となる医療費が拡大されることによるものでございます。

17ページの、款8・財産収入、項1・財産運用収入、目1・利子及び配当金250万円は、国民健康保険財政調整基金の利子を積み立てるものでございます。済みません。積立金の利子でございます。

次の、款9・繰入金、項1目1・一般会計繰入金は13億1719万3000円を計上いたしております。これは、全て法定内繰り入れ分でございます。

内訳の節のとおり、19人分の人件費であります節1・職員給与費等繰入金1億9936万8000円を人件費や被保険者証の発行、郵送等に要する費用として繰り入れます。

節2・出産育児繰入金5068万円は、出産育児一時金の事業費の3分の2相当額を、節3・保険基盤安定繰入金8億5070万6000円は、一般被保険者の低所得世帯における保険税軽減分に係る財源補填分として、節4・財政安定化支援事業繰入金2億1643万9000円は、低所得世帯や病床数が多いなど、地域の特性による国保財政の負担の増加に対する支援分として繰り入れるものでございます。

なお、計の欄、前年度の比較で1億6468万8000円増加しております主な要因は、保険基盤安定繰入金におきまして、低所得世帯への税負担軽減対策として、国からの財源措置分の拡充を見込んでおります。

18ページをお願いいたします。

項2・基金繰入金、目1・財政調整基金繰入金は3億7000万円を計上いたしております。これは、急な医療費の上昇などに備え、保険給付費の支払いに支障が生じないように計上するものでございます。

次の、款10項1目1・繰越金は1000円

を計上いたしております。

次の、款11・諸収入、項1・延滞金加算金及び過料、目1・一般被保険者延滞金300万円及び目2・退職被保険者等延滞金1000円は、被保険者の国保税の滞納に対する延滞金でございます。

最後に19ページの、項3・雑入、目1・一般被保険者第三者納付金2309万1000円及び目2・退職被保険者等第三者納付金78万9000円は、国保加入者が交通事故などで第三者行為の被害者となられた場合、治療のため一時的に国保を使用された分について加害者からの徴収額を見込んでおります。

以上で、平成27年度当初予算の主な内容についての説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） はい。以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（堀口 晃君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） 25ページの款8・保健事業費、特定健診診査等事業費というようなことで、非常によく頑張ってもらっしゃるというお話は、よくお聞きしとるんですが、たしか目標値があったようにお聞きしております。40%ぐらいを目標にされていると、全体の。これは義務ですので、40歳以上の方は全て、そこに健診を受けなさいということなんですけども、本市においてはどの程度の今、受診率なんでしょうか。

また、その指導はどのくらいぐらい受けてもらっしゃるかというところ、わかれば、お聞かせいただきたいですが。

○委員長（中村和美君） はい、中村国保ねんきん課長。

○国保ねんきん課長（中村伸也君） はい。目標値ですけれども、45%、いや、45%ですけど、27年度については40%で一応設定を

いたしております。目標値。（委員堀口晃君「下がった」と呼ぶ）はい。

で、受診率ですけれども、平成25年度で32.5%だったかと思います。24年度は33%ほどございましたけれども。特定健診ですね。

それと、特定保健指導事業については、目標率が45%ですけれども、そちらのほうは一応クリアしたところで、詳しいところは、はつらつ健康課の課長にお願いしてよろしいですか。

○委員長（中村和美君） はい、蒲生はつらつ健康課長。

○はつらつ健康課長（蒲生尚子君） はい。失礼します。

ただいま、中村課長のほうから御報告がありましたとおりでございますが、25年度の特定健診の受診率に関しましては、24年度の33.8から32.5ということで少し下がった状況でございます。

特定保健指導に関しましては、八代市は24年度が45.5%でしたが、25年度につきましては49%の実施状況でございます。これにつきましては、県内でも4位の実績でございます。14市の中で。（「14市の中で」と呼ぶ者あり）はい。

○委員（堀口 晃君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。ありがとうございます。部長が最初おっしゃられたように、健康づくりという部分が非常に大切だということで、この保健指導というのは非常に大切だろうと思います。

その前には、やっぱり健診する必要があるんだろうと思います。私も含めてですね。

ところが、今回の予算について、9246万2000円、昨年は1億895万円という当初予算だったんですが、今回、1000万円以上減額をしている状況があるんですけども、それ

については何か理由か何かがあるのか、教えていただければ。

○委員長（中村和美君） はい、蒲生はつらつ健康課長。

○はつらつ健康課長（蒲生尚子君） はい。目標の受診率ですけれども、今までは45%を目標に、国の目標に沿って予算計上等行っておりますが、外部評価委員会等の指摘がございまして、実績に見合った受診率の設定をするべきではないかと、予算上はということがございまして、本年度から40%ということで、目標値を少し下げまして、それに向かって受診率を上げていきたいというふうに考えております。その分の減額ということになっております。

○委員（堀口 晃君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。ありがとうございます。

前年度まで45%であって、今回、平成27年度は40%の目標にいく、その差額が1600万ぐらいあるというようなお話でございましたけれども、先ほど、健康指導のほうについては、熊本県下14市の中で4位というようなお話なんです、特定健診の受診率という部分については、今、平成25年度の段階で32.5%、14市の中でどのくらいぐらいの位置を占めているかというのは、おわかりですか。まさか1位じゃなからう。

○委員長（中村和美君） はい、蒲生はつらつ健康課長。

○はつらつ健康課長（蒲生尚子君） はい。25年度の実績が14市で9位でございます。24年度が7位、23年度が5位でございました。（委員堀口晃君「5位。ああ、だんだん下がってきているちゅうこと」と呼ぶ）

以上です。

○委員（堀口 晃君） はい、ありがとうございます。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。保険を使わないのが一番いいと思いますんで、これからも受診率向上に頑張っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（中村和美君） はい、ほか、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で質疑を終了します。意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第7号・平成27年度八代市国民健康保険特別会計予算については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） はい、挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

◎議案第8号・平成27年度八代市後期高齢者医療特別会計予算

○委員長（中村和美君） 次に、議案第8号・平成27年度八代市後期高齢者医療特別会計予算を議題とし、説明を求めます。

はい、中村国保ねんきん課長。

○国保ねんきん課長（中村伸也君） はい。引き続き、よろしくお願いします。後期高齢者医療特別会計予算でございます。座って説明させていただきます。

○委員長（中村和美君） はい、どうぞ。

○国保ねんきん課長（中村伸也君） それでは、平成27年度八代市特別会計予算書の39ページをお願いいたします。

議案第8号・平成27年度八代市後期高齢者医療特別会計予算でございます。

第1条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億6548万4000円といたしております。

次に、第2条の債務負担行為ですが、41ページをお願いいたします。

41ページの、第2表・債務負担行為におきまして設定を行っております。これは先ほど、国民健康保険特別会計でも御説明いたしましたように、後期高齢者医療の保険料につきましても、28年度からコンビニ収納を予定しており、27年度中に収納代行業者を決定する必要がありますことから、債務負担行為を設定するものでございます。

なお、期間及び限度額は記載のとおりでございます。

45ページをお願いいたします。

歳入歳出事項別明細書でございます。歳入歳出の比較の合計欄に示しておりますように、197万9000円、率にしまして0.1%の増額となっております。

主な増減の内容でございますが、まず上段の歳入、一番右の列、比較欄をごらんください。

款1・後期高齢者医療保険料で477万6000円の減となっております。減額の主な理由でございますが、保険料の軽減対象者の増加によるものでございます。

次に、1つ飛ばしまして、款3・繰入金で434万6000円の増となっております。繰入金のうち、主に、保険料軽減分を公費で補填するための財源であります保険基盤安定繰入金が増加したことによるものでございます。

なお、この基盤安定分の4分の3は県が負担することとなっております。

次に、歳出でございますが、款1・総務費において499万2000円の減額となっております。

また、款2・後期高齢者医療広域連合納付金は、歳入で受け入れた後期高齢者医療保険料と

保険基盤安定繰入金を広域連合へ納付するもの
でございますが、保険基盤安定繰入金の増額に
より429万7000円の増となっております。

内容につきましては、49ページをお願いい
たします。

歳出でございますが、主なものを歳出のほう
から説明いたします。

款1・総務費、項1・総務管理費、目1・一
般管理費6613万7000円を計上いたして
おります。ここでは、職員8名分の人件費、保
険証の交付事務などに要する費用を計上いたし
ております。

次に、項2目1・徴収費768万5000円
は、保険料の徴収事務に要する費用でございま
す。主に、納付書の印刷製本費や郵送料、臨時
職員の賃金などでございます。

50ページをお願いいたします。

款2項1・後期高齢者医療広域連合納付金で
ございます。

目1・被保険者保険料納付金10億7291
万1000円は、被保険者から徴収いたしまし
た保険料を熊本県後期高齢者広域連合へ納付す
るものでございます。

目2・保険基盤安定分担金4億9114万1
000円は、保険料軽減分を補填するため、一
般会計から繰り入れ、分担金として広域連合へ
納付するものでございます。

款3・保健事業費、項1目1・健康保持増進
事業費は2337万円を計上いたしております。

説明欄の、国保ねんきん課といたしまして、
はりきゅう等助成事業に係る経費911万90
00円と、はつらつ健康課が実施いたします高
齢者の健康診査に係る経費1425万1000
円でございます。

51ページの、款4・諸支出金、項1・償還
金及び還付加算金は、これは保険料の過誤納に

伴います還付金及び還付加算金でございます。

続きまして、歳入でございます。恐れ入りま
すが、46ページをお願いします。

款1項1・後期高齢者医療保険料でございま
す。

目1・特別徴収保険料は、年金からの天引き
でございますが、7億2952万8000円、
目2・普通徴収保険料で3億4338万200
0円、合計で10億7291万円を見込んでおり
ます。

1つ飛びまして、款3・繰入金、項1・一般
会計繰入金、目1・事務費繰入金で8031万
4000円を計上いたしております。これは、
職員の人件費や保険料の徴収などに要する経費
を一般会計から繰り入れるものでございます。

目2・保険基盤安定繰入金は4億9114万
1000円を予定しておりますが、広域連合へ
納付する保険基盤安定分担金を一般会計から受
け入れるものでございます。

款4項1目1・繰越金は、100万円を計上
いたしております。

48ページをお願いいたします。

款5・諸収入、項4・受託事業収入、目1・
後期高齢者医療広域連合受託事業収入1667
万9000円は、はつらつ健康課が実施します
被保険者の健康診査費用及び事務費などに対し
まして広域連合から委託料として受け入れるも
のでございます。

以上で、平成27年度八代市後期高齢者医療
特別会計予算の説明を終わらせていただきま
す。御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員長（中村和美君） はい、以上の部分に
ついて質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（堀口 晃君） 委員長。

○委員長（中村和美君） 堀口委員。

○委員（堀口 晃君） いいですか、済みませ
ん。50ページ、健康保持増進事業の部分にお
いて、済みません、ちょっと私も、なかなかよ

くわからないので、教えてほしいんですが、国保ねんきん課で911万9000円、はつらつ健康課で1425万を使ってらっしゃるということなんですが、この内容について少しお聞かせいただきたいのと、もう一つは、節の13・委託料1412万3000円、こちらのほうの委託はどちらのほうにされているのかというふうな部分を、2点お聞かせください。

○委員長（中村和美君） はい、中村国保ねんきん課長。

○国保ねんきん課長（中村伸也君） はい。まず、私のほうから国保ねんきん課分の911万9000円の内容について御説明いたします。

これは、はりきゅうの助成事業でございます、911万9000円を予定いたしております。

○委員長（中村和美君） いいですか。

○委員（堀口 晃君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、次。

○はつらつ健康課長（蒲生尚子君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、蒲生はつらつ健康課長。

○はつらつ健康課長（蒲生尚子君） はつらつ健康課分でございますが、これは後期高齢者の健康診査料の委託料でございます。がほとんどでございます。被保険者の8%、後期高齢者の被保険者8%ですが、平成27年度については6%の予算を計上いたしております。

健診の委託先につきましては、JA厚生連の健診機関と医師会、医療機関健診への委託と、総合保健センターへの委託ということになります。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員、いいですか。

○委員（堀口 晃君） わかりました。はい。

○委員長（中村和美君） ほか、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で質疑を終了します。意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） ないようでございます。なければ、これより採決いたします。

議案第8号・平成27年度八代市後期高齢者医療特別会計予算については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

◎議案第9号・平成27年度八代市介護保険特別会計予算

○委員長（中村和美君） 次に、議案第9号・平成27年度八代市介護保険特別会計予算を議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君） はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君） はい。続きまして、議案第9号ですね、平成27年度八代市介護保険特別会計予算につきまして、長寿支援課の小林課長より説明させますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） はい、小林長寿支援課長。

○長寿支援課長（小林眞二君） はい。長寿支援課、小林です。よろしくお願いいたします。失礼して、座って説明させていただきます。

○委員長（中村和美君） はい、どうぞ。

○長寿支援課長（小林眞二君） それでは、平成27年度八代市介護保険特別会計当初予算の説明をいたします。特別会計予算書の61ページをお願いいたします。

議案第9号・平成27年度八代市介護保険特別会計予算につきまして、第1条で歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ136億189万7000円と定めております。

次に、第2条で、地方自治法第214条の規定によりまして債務負担行為に関し定めておりますが、その内容につきましては64ページをお願いいたします。

第2表に示しておりますように、介護保険料につきまして市税と同様、平成28年度からコンビニ収納を予定しており、平成27年度中に収納代行業者を決定する必要があることから、債務負担行為を設定するものでございます。期間及び限度額は記載のとおりでございます。

また、平成27年度の予算総額は前年度と比較しまして3319万8000円、率にして0.24%の増となっております。

それでは、内容について、まず歳出から説明したいと思います。75ページをお開きください。

また、少額なものにつきましては、一部説明を省略させていただきたいと思います。

まず、款1・総務費、項1・総務管理費、目1の一般管理費ですが、1億8855万6000円を計上しております。

内容につきましては、右側の説明欄にありますとおり、まず、一般職26人分の人件費が1億8346万円でございます。前年度と比較しますと791万6000円の増となっております。これは昨年の給与改定に伴う人件費の増によるものでございます。

次の、介護管理一般事務事業50万5000円、介護給付一般事務事業245万8000円、地域支援一般事務事業199万3000円は、介護保険事業の実施に必要な一般的な事務経費でございます。

次の、介護保険事業計画策定事業14万円は、介護保険事業計画等策定・評価審議会の開

催に要する費用でございまして、平成27年度は計画策定後の評価の年となり、年1回の開催を予定いたしております。

内訳としまして、節2から節4までは職員の人件費、節8の報償費22万5000円は介護保険事業計画等策定・評価審議会及び地域密着型サービス運営委員の委員出席謝礼でござい

ます。次に、節11の需用費272万7000円は、封筒、パンフレットなどの印刷費、そのほか本庁及び支所の事務用品や事務機器に要する経費でございます。

節12・役務費は109万5000円、これは給付決定通知等の郵送料など、節13・委託料の103万円は、介護給付の審査支払いなどの事務を委託しております国民健康保険団体連合会への共同処理委託料などでございます。

続きまして、項の2・徴収費、目1・賦課徴収費では、1003万7000円を計上しております。これは、説明欄にあります介護保険料賦課徴収事業として、介護保険料の賦課及び徴収に要する経費でございます。

内訳としましては、節11の需用費で191万9000円、これは主に保険料の納付書やはがきなどの印刷製本費、節12・役務費の605万1000円は、納付書等を送るための郵便料、節13・委託料168万2000円は、28年4月から開始しますコンビニ収納関係の準備経費などが主なものでございます。

次に、76ページをお願いします。

項3・介護認定費でございますが、目1の介護認定審査会費で2556万4000円を計上しております。ここでは、説明欄にあります介護保険認定審査事業として、要介護認定申請を行った方の介護度を決定するために介護認定審査会の開催及び運営を行っております。

内訳としまして、節1の報酬2321万6000円は、介護認定審査会委員97名の報酬

で、認定申請件数を年間1万700件、審査会の開催回数を318回と見込んでおります。

次の節8・報償費は61万3000円、これは審査会委員の研修などへの出席謝礼、節9・旅費56万9000円は、研修などに伴う費用弁償、節12・役務費47万7000円は、審査会開催通知、資料送付などの郵便料、節14・使用料、賃借料は、審査会の会場使用料でございます。

次に、目2・認定調査費では1億1757万円を計上しております。

説明欄にあります介護保険認定調査事業としまして、認定調査員によります訪問調査や主治医意見書の作成、介護認定審査会の資料作成などを行うための経費でございます。

節4・共済費の701万6000円、節7・賃金の4223万4000円は、訪問調査を行う介護認定調査員20名と事務補助員3名分の人件費でございます。

次に、節11・需用費275万4000円は、消耗品、封筒などの印刷製本費、訪問調査用公用車の燃料代などでございます。

節12・役務費5052万2000円は、主治医意見書作成手数料4715万9000円のほか、認定結果通知、主治医意見書などの郵便料が主なものでございます。

節13の委託料880万3000円は、介護認定システム保守委託、法改正や個人番号制度導入に伴うシステム改修委託が主なものでございます。

節14・使用料、賃借料353万2000円は、主に介護認定システムリース料などでございます。

節18・備品購入費261万3000円は、認定調査用の公用車3台分の買いかえに係る費用でございます。

なお、この目2・認定調査費では、前年度と比較しまして1307万円の増額となっております。

ますが、これは要介護認定申請件数の増加による主治医意見書作成料の増、申請の増加に対応するため認定調査員1名の増員、調査用公用車3台の買いかえなどによるものでございます。

なお、75ページから76ページまでの款1・総務費の財源内訳では、事務費に対するルール分といたしまして、全額、一般会計からの繰入金となっております。

続きまして、77ページお願いします。

款2の保険給付費についてでございます。

まず、78ページの上段の表をごらんください。

上段の表の計の欄ですけれども、保険給付費合計欄で130億5300万円を計上いたしております。これは、過去の実績、最近の動向、サービス受給者数の伸びなどを勘案しまして、前年度と比較し1990万円、約0.15%の増となっております。

それでは、済みません。77ページに戻っていただきまして、まず、目1・介護サービス給付費で114億6800万円を計上いたしております。

これは、要介護1から5までの認定を受けた方の給付費で、内訳としまして、説明欄にありますように、居宅介護サービス給付事業53億9400万円、施設介護サービス給付事業40億2000万円、地域密着型サービス給付事業15億400万円、居宅介護サービス計画給付事業5億5000万円を見込んでおります。

次の、目2・介護予防サービス給付費では8億180万円を計上いたしております。これは、要支援1、2の認定を受けた方の給付費で、内訳としまして、介護予防サービス給付事業7億580万円、介護予防地域密着型サービス給付事業1500万円、介護予防サービス計画給付事業8100万円を見込んでおります。

次に、目3・高額介護サービス費で2億4500万円を計上しております。これは要介護の

方が介護サービスを利用された際、その自己負担額が一定の額を超えた部分を、申請によりお返しするものでございます。

目４・高額介護予防サービス費は、要支援の方の分として３０万円を計上しております。

次に、目５・高額医療合算介護サービス費では、３２００万円でございます。これは、毎年８月１日から翌年７月３１日までの１年間ににおいて医療保険と介護サービスの自己負担分を合算した額が一定の額を超えた場合に払い戻しが受けられるものでございます。

目６の高額医療合算介護予防サービス費も同じく医療保険との合算による払い戻しで、予防サービス分として２０万円を計上いたしております。

次に、目７・審査支払手数料で１５００万円を計上しております。これは、各介護事業所から国保連合会へ提出されます介護報酬請求書の審査及び各事業所への支払手数料でございます。

次に、目８・特定入所者介護サービス費で４億９０００万円です。これは、利用者が施設へ入所した場合、食費、居住費は自己負担となりますが、低所得者については、施設利用が困難にならないよう、負担能力に応じて３段階の負担限度額を設け、限度額を超えた部分を保険から補足的に給付しているものでございます。

次に、７８ページをお願いします。

目９の特定入所者介護予防サービス費で７０万円、これは要支援認定者の施設利用に係る分でございます、短期入所利用によるものでございます。

なお、款２・介護保険給付費の予算の財源内訳としましては、給付費に対し、国庫支出金で居宅系サービスが２０％、施設系サービスが１５％、調整交付金が８．１８％、県支出金で居宅系サービスが１２．５％、施設系サービスが１７．５％、繰入金として八代市が負担するル

ール分といたしまして、一般会計からの繰入金が１２．５％、事業収入で、４０歳から６４歳の第２号被保険者の保険料に当たります社会保険診療報酬支払基金交付金が２８％及び６５歳以上の第１号被保険者保険料をそれぞれ目ごとに計上いたしております。

続きまして、款３の地域支援事業費です。

地域支援事業費は、６５歳以上の全ての高齢者を対象としまして、介護予防事業、包括的支援事業、任意事業の３つの事業を実施するものでございます。

まず、項１・介護予防事業費、目１・二次予防事業費で１９０万６０００円を計上しております。この二次予防事業費では、要介護状態となるリスクの高い高齢者を対象に、状態改善のための予防事業を行っております。

説明欄にあります、介護予防が特に必要な高齢者を把握します二次予防対象者把握事業７２万６０００円、把握した二次予防事業対象者に対して運動機能向上や栄養改善、口腔機能の向上などの介護予防を実施する訪問型介護予防事業９２万４０００円と通所型介護予防事業２５万６０００円でございます。

節の主な経費としましては、節１３・委託料１４７万３０００円は、介護になるおそれの高い高齢者を把握して、予防につなげるための介護予防健診委託料、運動器の機能向上を目的とした予防教室の事業者への委託料、口腔機能向上を目的とした、専門スタッフが個別に訪問、指導を行うための事業者への委託料などでございます。

次に、目２・一次予防事業費では４４２１万９０００円でございます。この一次予防事業は、できる限り健康状態を維持し、虚弱化や介護を要する状態にならないよう予防するほか、高齢者の社会参加や生きがいを支援し、介護予防につなげる事業などを実施しております。

説明欄にあります、高齢者の社会参加の促進を図る老人社会参加事業に4080万円、介護予防の知識と技術を普及するための介護予防普及啓発事業131万4000円、介護予防に関するボランティア等の育成を図る地域介護予防活動支援事業149万3000円、そして介護予防・日常生活支援事業61万2000円となっております。

一番下の介護予防・日常生活支援事業が新規で出ておりますけれども、これは今回の法改正によります新たな事業で、要支援の方の予防給付のうち、訪問介護、通所介護について市町村が実施します地域支援事業に移行され、介護予防事業とあわせて多様なサービスを提供いたします、いわゆる新しい総合事業として、本市では平成29年の4月を予定しているところではございますけれども、ここの予算は、本市の被保険者が他の市町村の保険者が実施しますサービスを受けた場合の費用として見込まれる額を計上したものでございます。

節の主なものとしましては、節13・委託料の4053万2000円は、各町内の公民館等において、健康づくり、仲間づくり、生きがいづくりなどを目的にして開催しております、いきいきサロン事業委託1817万5000円、転倒や閉じこもり予防を目的に、やつしろ元気体操教室等を開催する、やつしろ元気づくり事業委託1708万9000円、生きがいの発見や社会参加を目的に趣味や文化伝承の講座を行う社会参加事業委託270万円等でございます。

次に、79ページをお願いします。

節の18・備品購入費81万2000円は、いきいきサロン事業の指導車1台を買いかえるものでございます。

節19・負担金補助及び交付金の131万2000円は、市老人クラブ連合会のシルバーヘルパーがひとり暮らしなど高齢者宅を訪問し、

相談相手や日常生活の支援を行う、ふれあい高齢者訪問奉仕事業の活動補助金などでございます。

なお、この地域支援事業のうち、目2の一次予防事業費で、前年比較で1536万8000円の増額となっておりますが、これは老人社会参加事業のうち、やつしろ元気体操教室の拡充と、新しい総合事業の開始に向けた取り組みとして、新規に短期集中型予防教室、緩和型教室、基幹型介護予防拠点サポーター養成講座を実施するための委託料の増などによるものでございます。

また、この介護予防事業費の財源としましては、国庫補助金が25%、県補助金12.5%、市負担分の繰入金12.5%、事業収入として、第2号被保険者の保険料が28%、第1号被保険者の保険料が22%となっております。

次に、項2・包括的支援事業・任意事業費、目1・包括的支援事業費では1億2612万2000円を計上しております。

説明欄の、地域包括支援センター運営委託事業1億2122万円ですが、地域包括支援センターは、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員を配置し、高齢者の介護や生活に関する総合相談、権利擁護や虐待防止の相談、支援、要支援認定者のケアプラン作成、地域のケアマネジャーからの相談や助言などを行っておりまして、地域の拠点として市内6カ所に設置いたしております。

次の、包括的支援事業490万2000円は、地域包括支援センター運営協議会、地域ケア会議、高齢者虐待防止に関する検討会、認知症サポーター養成講座などの開催を行うものでございます。

主な経費としまして、節4・共済費と節7の賃金につきましては、認知症に関し、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関をつなぐ連

携支援や、認知症の人やその家族を支援する相談業務などを行います認知症地域支援推進員を今回新たに設置するための人件費でございます。

節８・報償費の７５万３０００円は、包括支援センター運営協議会や地域ケア会議の医師、弁護士等の出席謝礼、認知症サポーター養成講座への謝礼などでございます。

節１１・需用費の１４０万７０００円は、事務用品、認知症サポーター養成講座用の教材費などでございます。

次に、節１３・委託料の１億２１３５万円は、地域包括支援センターと坂本地区、泉地区の山間部に設置しております地域包括支援センターのサブランチの運営委託料が主なものでございます。

目１の包括的支援事業費全体で前年比２０５１万６０００円の増加となっておりますが、主な要因としましては、地域包括支援センターの委託料におきまして、高齢化に伴い業務量が増加してきたこと、介護保険法の改正に伴いまして、今後さらに業務量がふえることが見込まれますことから、高齢者人口に応じ人員を追加配置することとしたため、前年度より１７３６万円の増額となったものでございます。

次に、目２の任意事業費では３３４５万円を計上しております。

内容は、説明欄にあります介護給付等費用適正化事業１３５万３０００円は、介護給付の適正化を図ることを目的として、サービス利用者への介護給付実績通知書の発送やサービス内容のチェックなどを行っております。

次の、家族介護支援事業６１８万７０００円は、家族介護者の支援を目的に、介護知識や介護技術、介護サービスの適切な利用方法を習得する介護技術教室、家族の負担を軽減するための介護用品の支給や家族介護者の交流事業、そのほか、高齢者の一時預かり事業などを行って

おります。

また、地域自立生活支援事業２５９１万円は、高齢者が地域で自立した日常生活を送れるよう、ひとり暮らしの高齢者に緊急通報システムを貸与し、緊急時の対応や定期的な安否確認を行います安心相談確保事業、食事の準備が困難な高齢者を対象に配食サービスを行います食の自立支援事業、認知症などにより判断力の低下が見られる高齢者に対し、成年後見人制度の活用を支援する成年後見制度利用支援事業などを実施いたしております。

主な経費としましては、節８・報償費７０万円で、成年後見人制度を利用された場合の成年後見人への報酬、節１２・役務費１１９万４０００円は、介護給付実績通知書に係る郵便料、成年後見制度の申し立て手数料などでございます。

次に、８０ページをお願いします。

節１３・委託料の２５５９万円は、安心相談確保事業委託１３１５万９０００円、食の自立支援事業委託１１３９万４０００円などでございます。

節２０・扶助費５１３万６０００円は、家族介護用品支給事業として、住民税非課税世帯で、要介護３以上の家族を在宅で介護されている介護者に対し、紙おむつなどの介護用品を支給するものでございます。

また、この項２・包括的支援事業・任意事業費の財源内訳は、項１の介護予防事業費とは割合が異なりまして、事業費に対し、国３９％、県１９．５％、市１９．５％、第１号被保険者２２％の財源構成となっております。

次に、８０ページでございます。

８０ページの中段ですね、款４・基金積立金で１７万７０００円を計上しております。これは、介護給付費準備基金の預金利子を基金に積み立てるものでございます。

次に、款５・諸支出金、項１・償還金及び還

付加算金では129万6000円を計上しております。介護保険料の過年度分を還付するものでございます。

以上が歳出となります。

続きまして、歳入の説明ですが、戻りまして68ページをお願いいたします。

款1・保険料、項1・介護保険料で25億248万5000円を計上しております。節1・現年度分特別徴収保険料で22億7800万円、節2・現年度分普通徴収保険料2億1706万3000円、節3は滞納繰越分保険料で742万2000円でございます。

保険料全体で、前年比およそ1億2900万円の増加となっておりますが、これは被保険者の増加と第6期の保険料の改定によるものでございます。

なお、保険料の改定につきましては、この後、議案第39号の条例改正で提案しておりますので、後ほど説明させていただければと思います。

次の、款2・使用料及び手数料で督促手数料48万円でございます。

次に、款3・支払基金交付金、項1・支払基金交付金、目1・介護給付費交付金では36億5484万円で、介護給付費総額の28%分でございます。これは40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料で、加入されている各医療保険の中で徴収されまして、社会保険診療報酬支払基金に集められた後、給付額に応じて交付されるものでございます。

69ページをお願いします。

目2・地域支援事業支援交付金で1291万5000円は、介護予防事業費の28%分でございます。

続いて、款4・国庫支出金、項1・国庫負担金、目1・介護給付費負担金では23億8510万円を計上しております。国庫負担金の割合は、保険給付費に対し、居宅系サービス2

0%、施設系は15%となっております。

次に、項2・国庫補助金、目1の調整交付金で10億6773万4000円でございます。これは、保険給付費に対し、交付率を8.18%として見込んでおります。

目2の地域支援事業交付金1153万円は、介護予防事業費の25%でございます。

続きまして、70ページでございます。

目3の地域支援事業交付金6262万8000円は、包括的支援事業・任意事業費の39%分。

目4は社会保障・税番号制度システム整備費に係る補助金126万円でございます。

以上の目2の国庫補助金全体で11億4315万2000円といたしております。

次に、款5・県支出金、項1・県負担金、目1・介護給付費負担金は18億5712万5000円でございます。負担金の割合は、保険給付費の居宅系サービスで12.5%、施設系で17.5%となっております。

71ページでございます。

項2・県補助金は、地域支援事業に係る補助金で、目1・地域支援事業交付金576万7000円は、介護予防事業費の12.5%。目2の地域支援事業交付金3111万6000円は、包括的支援事業・任意事業費の19.5%を計上し、県補助金合計を3688万3000円としております。

次の、款6・財産収入17万7000円は、介護給付費準備基金の利子でございます。

次に、款7・繰入金、項1・一般会計繰入金で20億812万7000円でございます。

内訳は、節1・介護給付費繰入金としまして16億3162万5000円で、これは保険給付費に対します市の負担割合12.5%分を繰り入れるものでございます。

次に、72ページです。

節2・地域支援事業繰入金としまして576

万 7 0 0 0 円、これは介護予防事業費に対する 1 2. 5 % 分でございます。

節 3 ・地域支援事業繰入金 3 1 1 1 万 6 0 0 0 円、これは包括的支援事業・任意事業費の 1 9. 5 % 分でございます。

節 5 ・その他の一般会計繰入金としまして 3 億 3 9 6 1 万 9 0 0 0 円は、介護保険特別会計の人件費 1 億 8 3 4 6 万円及び事務費 1 億 5 6 1 5 万 9 0 0 0 円を繰り入れるものでございます。

7 3 ページでございます。

款 8 ・繰越金、款 9 ・諸収入、項 1、項 2 につきましては、それぞれ 1 0 0 0 円ですので、省略いたします。

7 4 ページをお願いいたします。

項 3 ・雑入でございますが、目 3 ・雑入で 6 0 万 8 0 0 0 円を計上しております。これは、介護認定調査員の雇用保険料、介護報酬返還金等でございます。

以上で、平成 2 7 年度八代市介護保険特別会計予算の説明といたしたいと思えます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） はい、御苦労さまでした。以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） はい、なければ、以上で質疑を終了します。意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） ありませんね。

（「はい」と呼ぶ者あり） はい。なければ、これより採決いたします。

議案第 9 号・平成 2 7 年度八代市介護保険特別会計予算については、原案のとおりに決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） はい、挙手全員と認

め、本案は原案のとおり可決されました。

（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

◎議案第 1 4 号・平成 2 7 年度八代市診療所特別会計予算

○委員長（中村和美君） 次に、議案第 1 4 号・平成 2 7 年度八代市診療所特別会計予算を議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい。大変お疲れのところでございますが、続きまして議案第 1 4 号・平成 2 7 年度八代市診療所特別会計予算につきまして、泉支所市民福祉課の小川課長より説明させますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○泉支所市民福祉課長（小川正芳君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、小川泉支所市民福祉課長。

○泉支所市民福祉課長（小川正芳君） 泉支所市民福祉課長の小川でございます。座って説明させていただきます。

○委員長（中村和美君） はい、どうぞ。

○泉支所市民福祉課長（小川正芳君） 八代市特別会計予算書の 1 7 9 ページをお開きください。

議案第 1 4 号・平成 2 7 年度八代市診療所特別会計予算について御説明いたします。

第 1 条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 7 7 5 9 万 4 0 0 0 円といたしております。

それでは内容について、歳出から説明をさせていただきます。1 8 9 ページをお願いいたします。

款 1 ・総務費、項 1 ・総務管理費、目 1 ・一般管理費は 5 3 2 5 万 5 0 0 0 円を計上してお

ります。

その内訳でございますが、節２・給料、節３・職員手当等、節４・共済費のうち１１８万５０００円の合計１５０４万５０００円が椎原診療所の医師１名の人件費でございます。

節７・賃金７４３万２０００円は、椎原診療所看護師２名、医療事務員１名、患者送迎車運転手１名の賃金でございます。

節１１・需用費１８１万７０００円は、施設の電気、ガス等の光熱水費９１万１０００円、医療機器等の修繕料３３万１０００円、患者送迎車用ガソリン代３３万２０００円などが主なものでございます。

節１３・委託料２０９０万５０００円は、下岳診療所医師派遣委託１６１５万円、歯科診療所医師派遣委託２３４万６０００円が主なものです。

節１８・備品購入費２４９万円、これは椎原診療所の心電図検査装置購入費用２１６万円が主なものです。

目２・研究研修費でございますが、４１万７０００円を計上しております。これは椎原診療所医師研究研修費でございます。

目３・医療費でございますが、２１６６万９０００円をお願いしております。その主なものが、節１１・需用費２０８１万９０００円の椎原診療所、下岳診療所及び歯科診療所で使用する医薬品等でございます。

次に、１９０ページをお願いいたします。

款２・公債費、項１・公債費、目１・元金２１６万８０００円で、これは起債元金償還金でございます。

次に、歳入について御説明いたします。１８６ページに戻ります。

款１・診療所事業収入、項１・診療収入、目１・保険収入で、３３７７万４０００円を見込んでおります。

これは節１・保険診療報酬で、内訳は椎原診

療所２０５０万円、下岳診療所１３１０万円、歯科診療所１７万４０００円となっています。

目２・一部負担金収入６０２万円は、個人負担分でございます。

次に、１８７ページをお願いいたします。

款３・県支出金、項１・県補助金、目１・へき地診療所県補助金６８１万２０００円をお願いしております。これは、へき地診療所運営費補助金５５８万４０００円と医療施設等整備費補助金１２２万８０００円でございます。

款４・繰入金、項１・一般会計繰入金、目１・一般会計繰入金２８６５万９０００円で、この内訳は椎原診療所１６２４万８０００円、下岳診療所１００６万３０００円、歯科診療所２３４万８０００円でございます。

次に、１８８ページをお願いいたします。

款７・市債、項１・市債、目１・診療所事業債１２０万円で、これは椎原診療所の心電図検査装置などの設備整備に伴うものです。

以上で平成２７年度八代市診療所特別会計予算の説明を終わります。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○委員長（中村和美君） はい、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（百田 隆君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、百田委員。

○委員（百田 隆君） １８９ページですね、椎原診療所研究研修事業とありますけれども、具体的にはどういうことでしょうか。

○泉支所市民福祉課長（小川正芳君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、小川泉支所市民福祉課長。

○泉支所市民福祉課長（小川正芳君） はい。内訳がですね、旅費、日当、宿泊費でございます。椎原診療所のドクターがですね、熊本市のほうの熊大病院でありますとか日赤病院のほうでの研修をする際のものでございます。

○委員長（中村和美君） いいですか。

○委員（百田 隆君） はい、いいです。

○委員長（中村和美君） ほか、ありませんか。

○委員（堀口 晃君） はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。なかなか、診療所に私が行くことできないんで、ちょっと教えてほしいんですが、今回、椎原診療所の一般管理事業であつたりとか、下岳診療所のいろいろ予算が上がっているんですけども、大体、年間にどのくらいぐらいの患者さんがそこにお見えになって治療受けてらっしゃるかというのを、わかれば教えてください。

○泉支所市民福祉課長（小川正芳君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、小川泉支所市民福祉課長。

○泉支所市民福祉課長（小川正芳君） はい。まず、椎原診療所、平成25年度の診療日数が年間の188日、患者数が2520人でございます。

同じく25年度、下岳診療所の診療日数が年間98日、患者数が2828名でございます。

同じく平成25年度、歯科診療所の診療日数が年間41日、患者数が47名でございます。

○委員（堀口 晃君） はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） 疑問に思う点ですが、今、下岳診療所が98日で2828人、そうすると倍、仕事、あけてらっしゃる椎原のほうが一88日で2500と、少ないという。間違いないですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） その要因というのは何ですかね。短期にお見えになるというか、人口の違いなのか、それについて、ちょっと。年間360日ある中に、3分の1しか開業されてないという状況があるにもかかわらず、下岳のほ

うが多いというのはなぜでしょう。

○委員長（中村和美君） いいですか、わかりますか。

○泉支所市民福祉課長（小川正芳君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、小川泉支所市民福祉課長。

○泉支所市民福祉課長（小川正芳君） 一番の要因は、五家荘地区の人口が下岳あるいは栗木、柿迫、そちらの泉地区の中心部のほうと比べますと少ないということが一番の要因ではないかというふうに思います。

開所日数なんですが、椎原診療所が週に4日、これは月曜、火曜、水曜、金曜日の開所ということでやっております。下岳診療所が毎週火曜日と金曜日、週2日の開所という形で行っております。歯科診療所が毎週土曜日の開設で、これはもう午前中だけというふうな形で終わっております。

○委員（堀口 晃君） はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。ありがとうございました。

診療日数が多いっていうか、多くて少ない受診率、受診率……、患者の数という。だから、下岳のほうを多いんで、ここを逆にするっていう話とか、もしくは週4日あけるとかっていう、そういうことにはならないわけなんですかね。

○泉支所市民福祉課長（小川正芳君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、小川泉支所市民福祉課長。

○泉支所市民福祉課長（小川正芳君） 現在行ってます医療体制というのが、椎原診療所につきましては熊本県のほうから派遣されています医師が常勤するような形で行っておりまして、こちらのほうはもう常時あけるような形で行っているわけなんです、下岳診療所及び歯科診療所につきましては、医師会あるいは八代市歯

科医師会のほうと医師の派遣契約を結んでおりまして、来られる先生は、ふだんは自分の病院のほうをされていらして、そして、こちらで契約した日にちだけ来ていただくというふうな契約を結んでいる関係で、そのような形をとらせていただいています。

○委員長（中村和美君） いいですか。はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい、わかりました。派遣されてるところがまるきり違うという話ですね。了解しました。

○委員長（中村和美君） はい、ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） はい、なければ、以上で質疑を終了します。意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第14号・平成27年度八代市診療所特別会計予算については、原案のとおりに決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） はい、挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

◎議案第37号・八代市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正について

○委員長（中村和美君） 次に、条例議案の審査に入ります。

議案第37号・八代市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、上田健康福祉

部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい。続きまして、議案第37号・八代市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正につきまして、こども未来課の白川課長より説明させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○こども未来課長（白川健次君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、白川こども未来課長。

○こども未来課長（白川健次君） はい。皆さんこんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）こども未来課の白川でございます。座って説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） はい、どうぞ。

○こども未来課長（白川健次君） 議案第37号・八代市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正についてでございます。議案書は75ページからになります。

提案の理由でございますが、医療費助成の対象である子供の年齢を引き上げることに伴い、所要の改正を行う必要があるというものでございます。

お配りしております、こちらですね、新旧対照表のほうをごらんいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

改正内容は、第2条第1号のこどもの定義というところにおきまして、これまで満9歳到達後最初の3月31日までの間にある子供ということをしていたものを、満12歳到達後最初の3月31日までの間にある子供ということに、つまり医療費助成の対象とする子供の年齢を、これまでの小学校3年生から小学校の6年生までに引き上げるというものでございます。

なお、施行日は、4月診療分から実施するため、平成27年4月1日といたしております。

また、附則のほうでですね、経過措置といた

しまして、医療費につきましては請求できる期間が受診の翌月から1年間ございますことから、施行日より前の診療分につきましては従前のとおり取り扱うということを定めたところでございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（中村和美君） はい、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 以上で質疑を終了します。意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第37号・八代市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） はい、挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

◎議案第38号・八代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の制定について

○委員長（中村和美君） 次に、議案第38号・八代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の制定についてを議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君） はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君） はい。引き続き、議案第38号につきまして、こども未来課の白川課長より説明させます。どうぞよろしくお願いいたします。

○こども未来課長（白川健次君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、白川こども未来課長。

○こども未来課長（白川健次君） はい。それでは、引き続きまして説明をさせていただきます。座って説明をいたします。

○委員長（中村和美君） はい。

○こども未来課長（白川健次君） 議案第38号・八代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の制定についてでございます。議案書は77ページからになります。

提案の理由でございますが、本条例は、平成27年4月からスタートいたします子ども・子育て支援新制度におきまして、新制度の対象となります特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業、つまり幼稚園や保育所、認定こども園、小規模保育事業所などで教育や保育を受けられた場合に御負担をいただきます利用者負担額、いわゆる保育料について、必要な事項を定めるものでございます。

議案書の78ページのほうをごらんください。

まず、第3条では、利用者負担額は、政令で定める額を限度として、市長が規則で定めるとしております。また、第4条では、利用者負担額を決定または変更したときは、保護者と施設等に通知すること、第5条第1項では、市長は、市立幼稚園と市立保育所の利用者負担額を徴収することを、同条の第2項では、市長は特定保育所、つまり私立保育所の利用者負担額を徴収すること、第6条では、それ以外の施設等を利用する保護者は、施設等に利用者負担額を直接納付しなければならないことを規定しております。これにつきましては、国が示しております利用者負担額の新制度での取り扱いをそのまま条文としたものでございます。

また、第7条では、利用者負担額の納期は、

教育や保育を受けた月の月末であることを、第8条では、特に必要があると認めるときは利用者負担額を減免できるということを定めております。

なお、施行日は、子ども・子育て支援新制度が始まります平成27年4月1日といたしております。

また、本条例では、幼稚園の保育料についても定めるということになりますことから、附則の第2項におきまして、現行の八代市立幼稚園条例のうち、保育料に関する規定を削除いたしますとともに、経過措置といたしまして、附則の第3項におきまして、施行日より前の幼稚園の保育料につきましては、従前のお取り扱いということを定めたところでございます。

条例につきましては、以上でございますけれども、引き続きまして、規則で定めます利用者負担額について、少し御説明させていただきたいと思います。

お配りしております資料、こちらですね、子ども・子育て支援新制度の利用者負担額（保育料）の設定についてという資料をごらんいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

はい。まず、平成27年度における本市の対応についてというところでございますが、国が示した基準も、おおむね現行の私立幼稚園や保育所の実質的な保育料の水準と同程度としております。そのため、（1）の基本方針といたしまして、新制度への移行に伴う保護者負担の増加を抑制するため、現在の保育料と実質的な負担が同額程度となるように保育料の設定と減免を実施するをしたいと考えております。

そして、この基本方針に沿いまして、（2）の1号から3号までの支給認定区分別、それから施設別の保育料を設定いたしております。

詳しくは2ページをごらんいただきたいと思います。

上の表をまずごらんください。こちらは、1

号認定の子供が公立の幼稚園を利用する場合の保育料表ということになります。なお、左側が現行の表、そして右側が新制度移行後の平成27年度の表ということで見ていただければと思います。

左側の現行の表を見ていただきますと、わかりますように、現在の公立幼稚園の保育料の月額が一律5900円でございますことから、右側の平成27年度の表では、一番下の第3階層であります市町村民税所得割課税世帯の月額を5900円といたしまして、その他の階層につきましては、国が示す基準のとおり第1階層と第2-1階層につきましてはゼロ円、第2-2階層につきましては3000円といたしております。

続きまして、その下の表をごらんいただきたいと思います。

こちらは、1号認定の子供が公立幼稚園以外の私立の幼稚園ですとか認定こども園の幼稚園部分を利用する場合の保育料表ということになります。なお、平成27年度は新制度に移行される認定こども園であります聖愛幼稚園のみの適用ということになります。

こちら、左側の現行の表を見ていただきますとわかりますように、現在の聖愛幼稚園の保育料の月額が一律1万4500円でございますことから、右側の平成27年度の表では、一番下の第5階層であります世帯の月額を1万4500円といたしまして、その他の階層につきましては、現在の就園奨励費補助後の年額保育料と実質的な負担が同額程度というふうになるように、保護者の負担に応じて階層ごとに減額をいたしております。つまり、左側の現在の表の一番右の列にあります就園奨励費補助後の年額保育料、それと右側の平成27年度の表の右側の列にあります年間保育料、この2つが同額程度となるように設定したということでございます。

なお、国の制度によりまして、同一世帯において満3歳から小学校3年生までの範囲内にある子供が複数人いる場合は、2人目は半額、3人目以降は無料となりますけれども、半額となった場合で、現行の保育料よりも負担が大きくなられる場合には、実質的な負担が同額程度となるように減免措置を講じたいというふうに考えております。

それでは、3ページをごらんください。

こちらが2号認定子どもや3号認定子どもが公立、それから私立の保育所、そして認定こども園の保育所部分、小規模保育事業等を利用される場合の保育料表ということになります。

右側の新制度の表は、保育標準時間と短時間というふうに分かれておりますけれども、標準時間が最長で11時間の保育でありますのに対して、短時間は最長で8時間の保育ということになりますことから、保育料は国の基準に従いまして、1.7%ほど低く設定してあるというところでございます。

現行の保育所の保育料は、所得税額に応じた応能負担ということで階層区分が設定されておりますけれども、新制度では市町村民税額を基本に階層区分が設定されているというところが大きな違いということになるかと思えます。

しかしながら、新制度での階層区分は、国の基準を細分化いたしまして、現在と同じ14階層にいたしますとともに、同一階層であれば同一の金額となるように設定していますことから、ほぼ現行どおりと考えていただいて結構かと思っております。

また、国の制度によりまして、同一世帯に保育所や幼稚園等に同時に入所する子供が2人以上いる場合、最も年齢の高い子供は全額負担ということになりますけれども、2番目に年齢の高い子供は半額、3番目以降は無料ということになります。

また、さらに来年度からは、本市独自の軽減

策といたしまして、18歳以下の兄弟が3人以上おり、第3子以降の子供が保育園に入園している場合は、年齢にかかわらず保育料は無料としているところでございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（中村和美君） はい。以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） それでは、なければ、以上で質疑を終了します。意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第38号・八代市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の制定については、原案のとおりに決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） はい、挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

◎議案第39号・八代市介護保険条例の一部改正について

○委員長（中村和美君） 次に、議案第39号・八代市介護保険条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい。続きまして、議案第39号・八代市介護保険条例の一部改正につきまして、小林課長より説明させますので、よろしく願いします。

○長寿支援課長（小林眞二君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、小林長寿支援課長。

○長寿支援課長（小林眞二君） はい。よろしく願いいたします。それでは、失礼して、座らせていただきます。

それでは、議案書の 81 ページでございます。

議案第 39 号・八代市介護保険条例の一部改正について御説明を申し上げます。

82 ページに改正文がございますけれども、説明につきましては、この事前にお配りしております、こちらの資料に基づいて説明したいと思います。よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）はい。

それでは、今回の条例改正は、主に平成 27 年度から 29 年度の第 6 期介護保険事業計画期間内の保険料を設定するものでございます。

なお、保険料の改正につきましては、本市介護保険事業計画等策定評価審議会へ諮問を行いまして、先月、2 月 13 日に審議会から市長へ改正案を了承する旨、答申を受けたものでございます。

まず、資料の 1 です。

第 6 期介護保険料の改定についてということで、（1）ですが、今回、第 6 期介護保険事業計画策定に伴いまして、介護保険料基準月額を 5800 円とするものでございます。前回、当委員会で計画の策定状況を報告させていただいた際には、月額はおよそ 5900 円になると見込みだと説明しておりましたが、その後、介護給付費等の精査などを行いました結果、100 円減額となりました。

ちなみに、第 5 期の保険料基準月額は 5400 円ですので、400 円の引き上げとなったものでございます。

続きまして、（2）保険料所得段階の変更ですが、こちらも前回御説明いたしましたとお

り、介護保険法施行令の改正により、保険料所得段階が 9 段階に変更されましたので、本市もそれに合わせ改正をいたしております。

第 1 号被保険者の保険料は、負担能力に応じた段階が定めておりまして、平均額である基準額を中心に、所得の多い方はより多くの保険料を、所得の少ない方はより少ない保険料を負担していただく仕組みとなっております。

表には、第 5 期と第 6 期の各所得段階区分ごとの保険料率を比較を示しております。右側の第 6 期では、ごらんいただきますとおり、第 1 段階から第 9 段階と、国の示した割合で料率を設定しております。

次の（3）です。介護保険料基準額の算定方法ですが、第 6 期の事業計画期間 3 年間で、保険料として収納する必要がある額をおよそ 76 億 3600 万円と見込みまして、収納率、各所得段階ごとに補正した第 1 号被保険者の人数をもとに算定しました結果、5800 円となったものでございます。

次の（4）です。保険料基準額上昇の要因といたしまして、6 点ほど挙げております。まず、①の給付費の増加でおよそ影響が 220 円、②の負担割合の引き上げでおよそ 270 円が主な引き上げ要因となっております、③の介護報酬のマイナス改定、④の償還金の終了による引き下げ要因などと合わせまして、400 円の引き上げとなっております。

続きまして、裏面の 2 ページをお願いいたします。

（5）介護保険法施行令改正に伴う低所得者の保険料軽減でございます。これは、新たな公費を投入し、軽減を拡充するもので、表題の右側に記載しておりますけれども、国の政令改正は今月末ごろを予定しております。保険料軽減の内容ですが、前回の報告では、第 1 段階から第 3 段階までの方に軽減が行われる予定で御説明をしておりましたが、その財源となります消

費税の税率8%から10%への引き上げが延期されたことによりまして、この図にありますように、今回は第1段階のみ保険料率を0.5から0.45に引き下げられるものでございます。この部分につきましては、施行令がまだ公布されておりませんので、今回の条例改正には含んでおりませんけれども、政令公布後は速やかに第1段階の保険料率を引き下げる条例改正を市長の専決処分で行う予定としておりますけれども、現在、国会で当初予算審議がおこなわれているようでございますので、その状況を見ながら適切に対応したいと考えております。

次の(6)ですけれども、第5期と改正後の第6期保険料の比較をお示ししておりまして、第1段階の保険料率を0.5から0.45に引き下げたところで現在保険料月額と年額を比較をいたしておりますので、御参考としていただければと思います。

今回、条例改正の第3条関係では、以上の保険料に関する改定につきまして、所得段階の変更と各所得段階ごとの保険料の年額を定めたものでございます。

続きまして、大きな2番目の、介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置、附則第5条の改正内容についてですが、今回の介護保険法改正により、要介護認定者のうち要支援の方の介護サービスの一部につきまして、予防給付から市町村が実施します地域支援事業へ移行され、あわせて、これまでの予防事業を住民やNPOなど多様な主体による介護予防と生活支援サービスの充実を図ります介護予防・日常生活支援総合事業として見直されたところでございます。

この事業は、法の施行日の平成27年4月1日より実施とされておりますが、円滑な移行のための準備期間としまして、平成29年4月1日までの経過措置が設けられております。今回、本市での実施期日を平成29年4月1日と

して定めるものでございます。

なお、下の図にありますように、本市では平成27年度にモデル事業を開始しまして、サービス体制を整えながら、平成29年4月の実施を目指しております。

以上が改正の主な内容となりますが、今回、保険料改定によりまして、被保険者の皆様にさらなる負担をお願いすることになりますけれども、今後、より一層、介護予防の推進と給付の適正化に努めるなど、保険料の上昇抑制を図ってまいりたいと思っておりますので、御理解いただきますよう、お願い申し上げます。

以上、説明とさせていただきます。御審議、よろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） はい、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（堀口 晃君） はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） ちょっと尋ねたいのですが、第5期と第6期に比べてですね、第5期の段階で、その人数は多いところが、例えば、第3段階だったのか、第4段階が一番、層が厚かったのかという、そういうお話なんです、この第6期になると、大体、どの層が一番厚いのかなという、人数が多いのかなというところ、ちょっと教えていただきたいんですが、パーセンテージでもいいですから。

○長寿支援課副主幹兼管理係長（相澤 誠君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、相澤副主幹兼管理係長。

○長寿支援課副主幹兼管理係長（相澤 誠君）

はい。こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）今お尋ねの件なんですけれども、一番、被保険者の層が厚い、多いところはですね、第1段階ということで、一応、人数、大体9500人ぐらいいらっしゃいまして、23.4%を占めるところでございます。全部で9段

階ございますけれども、次に多いのが第4段階（委員堀口晃君「第4段階」と呼ぶ）はい。そこが7500人ぐらいいらっしゃいまして、18.5%というふうな分布になっております。

以上です。（委員堀口晃君「はい、ありがとうございます」と呼ぶ）

○委員長（中村和美君） いいですか。

はい、ほか、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で質疑を終了します。意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第39号・八代市介護保険条例の一部改正については、原案のとおりに決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） はい。挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

◎議案第40号・八代市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について

○委員長（中村和美君） 次に、議案第40号・八代市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい。引き続きまして、議案第40号・八代市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備

及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正につきまして、小林課長より説明させますので、よろしくお願いします。

○長寿支援課長（小林眞二君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、小林長寿支援課長。

○長寿支援課長（小林眞二君） はい。引き続きまして、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第40号・八代市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正についてでございますが、こちらもお配りしております資料に基づいて説明をしたいと思います。

まず、資料の大きな1番の改正の趣旨でございますけれども、昨年6月に成立いたしました地域医療介護総合確保推進法の施行に伴いまして、省令の改正が行われましたため、その内容に沿って、本市の条例を改正するものでございます。

大きな2番の改正の概要でございますけれども、この議案の中で3つの条例につきまして今回改正を行っております。

まず、（1）の八代市地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正でございます。ここでは、市町村が指定します地域密着型サービス事業に関する基準につきまして、①から⑥まで国の基準に合わせ改正しております。

①の定期巡回・随時対応型訪問介護看護では、1つ目に、契約に基づいて他の訪問看護事業所にサービス提供を行わせることを可能とする、2つ目は、オペレーターの配置について、対象となる施設、事業所の場所などを追加すると、3つ目につきましては、事業所の評価につきまして、自己評価を行い、第三者が出席する介護・医療連携推進会議に報告し、公表する仕組みとすると。

次の②の小規模多機能型居宅介護では、1つ

目に、定員が25人までであったものを29人までと引き上げる、2つ目は、看護職員の配置につき、兼務可能な施設、事業所の種別を追加するものです。3つ目は、管理者の総合事業との兼務を可能とするもの、4つ目に、事業所の評価につきまして、先ほど同様の改正となっております。

このように、今回は法改正に伴いまして報酬改定とあわせまして、事業の運営をしやすくするために各種基準の緩和を行っているものでございまして、国の省令に合わせて条例を改正するものとなっております。

裏面の2ページをお願いします。

(2)でございます。

(2)の八代市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正ということになっておりますけれども、こちらも先ほどと、1番目の条例と同様に、予防事業に係ります地域密着型サービスにおきまして、①から③の事業におきまして基準を緩和されたものでございます。

次に、(3)でございます。

八代市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正についてでございます。

この条例は、要支援の認定を受けている方に対して、介護予防ケアマネジメントを行います介護予防支援事業の人員や運営に関する基準を定めているものでございます。

改正の内容としましては、事業の適切な運営を図るため、指定介護予防支援の基本取り扱い方針につきまして、次の2項目が追加されたものでございます。

まず①で、介護予防支援事業所と居宅サービス事業所等の意識の共有のため、計画に位置づ

けたサービス事業者から個別サービス計画の提出を求めることを追加したものでございます。

また、②では、今回の法改正で法制化された地域ケア会議に対し協力する努力規定を追加するものとなっております。

最後に、3の施行日は、27年4月1日となっております。

以上、議案第40号の説明でございます。御審議、よろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） はい。以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で質疑を終了します。意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第40号・八代市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） はい、挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

◎議案第41号・八代市坂本地域福祉センター条例等の一部改正について

○委員長（中村和美君） 次に、議案第41号・八代市坂本地域福祉センター条例等の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい。続きまして、議案第41号・八代市坂

本地域福祉センター条例等の一部改正につきまして、山田次長より説明させますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○健康福祉部次長兼福祉事務所次長（山田 忍君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、山田健康福祉部次長。

○健康福祉部次長兼福祉事務所次長（山田 忍君） はい。それでは、座らせていただきます。

○委員長（中村和美君） はい、どうぞ。

○健康福祉部次長兼福祉事務所次長（山田 忍君） それでは、議案書の95ページをお願いいたします。

議案第41号・八代市坂本地域福祉センター条例等の一部改正についてを説明いたします。

まず、提案理由ですが、介護保険法の改正に伴いまして、坂本地域福祉センター等で実施しています事業の名称等を改めるための所要の改正です。

次に、96ページをお願いします。

改正の内容ですが、先ほど議案第39号でありました八代市介護保険条例の一部改正についてで説明がありましたとおり、平成27年4月1日からデイサービス事業が介護予防事業から地域支援事業に移行されたことに伴いまして、引用条文を介護保険法第115条の4第1項第1号のロに、また事業名を第1号通所事業に改めるものです。

また、施行についても、介護保険条例の一部改正についてに経過措置がありますことから、同様に平成29年3月31日までは改正前の条文が効力を有することと規定しています。

ここで一括で説明しますのは、第1条で坂本地域福祉センター、第2条で東陽地域福祉保健センター、第3条で鏡老人デイサービスセンター、第4条で五家荘デイサービスセンターの4施設の条例です。この関係で、条例改正はほか

にも2施設必要となりますが、千丁地域福祉保健センター及び泉地域福祉センターの2条例は、料金改正を伴いますので、別にそれぞれ改正をしておりますことから、後ほど御説明を申し上げます。

以上、八代市坂本地域福祉センター条例等の一部改正についての説明といたします。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） はい。以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で質疑を終了します。意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第41号・八代市坂本地域福祉センター条例等の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） はい、挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

◎議案第42号・八代市千丁地域福祉保健センター条例の一部改正について

○委員長（中村和美君） はい、次に、議案第42号・八代市千丁地域福祉保健センター条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君） はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい。あとしばらくでございます。続きまして、議案第42号・八代市千丁地域福祉保健セ

ンター条例の一部改正につきまして、千丁支所市民福祉課の鶴田課長よりですね、説明させます。どうぞよろしくお願いします。

○理事兼千丁支所市民福祉課長（鶴田英治君）はい。

○委員長（中村和美君） はい、鶴田千丁支所市民福祉課長。

○理事兼千丁支所市民福祉課長（鶴田英治君）はい。千丁支所市民福祉課の鶴田です。よろしくをお願いします。それでは、座ってから説明させていただきます。

○委員長（中村和美君） はい、どうぞどうぞ。

○理事兼千丁支所市民福祉課長（鶴田英治君）それでは、議案書の97ページでございます。

議案第42号・八代市千丁地域福祉保健センター条例の一部改正について御説明いたします。

今回の改正理由ですけれども、この施設は福祉施設ということで、低料金でのサービスを提供してきましたけれども、施設も19年がたちまして老朽化が進み、多額の補修を要しております。また、維持管理の人件費や物件費等も上昇しております。

このようなことから、当センターの収支の改善を図る観点から、入館料を改正するものです。

また、料金の還付と障害者等の定義に関する規定がなかったため、これも今回、追加するものです。

それでは、資料としてお配りしております新旧対照表で御説明したいと思います。ありますでしょうか。

はい、それでは、新旧対照表で御説明いたします。

第3条につきましては、議案第41号と同じ改正内容でございますので、省略いたします。

次の、使用料の還付ですが、この規定がなか

ったため、10条の2に「既に納付された使用料は、還付しない。ただし、天災その他利用者の責めに帰することができない理由により施設等を利用することができないときは、その全部又は一部を還付することができる。」の条文を追加するものです。

次に、別表第1ですが、入館料を改正するもので、市外からの利用者の割合が1%程度と少ないことから、料金を同一にし、市外からの集客を図るため、市外をなくし、それぞれ100円の値上げをするものです。大人、中学生以上を300円から400円に、65歳以上及び障がい者等ですが、障害の「がい」を平仮名にしまして、等と、介助者のこととございますけれども、等がなかったため、これを加えまして、200円から300円に、子供は4歳以上小学生以下とし、200円から300円に、乳幼児は3歳以下としまして、これは無料のままです。

次に、回数券ですけれども、近隣の温泉施設の回数券の枚数に合わせるとともに、引き上げに伴う利用者の負担感を少しでも軽減するため、中学生以上3000円の11枚つづりを4000円の12枚つづりに、65歳以上及び障がい者等と4歳以上小学生以下については2000円、11枚つづりを3000円の12枚つづりに改正するものです。

次に、表内の備考の「食堂で食事をする場合に限り入館料を免除する。」は、改正案の備考の2、最後のほうに移しております。

なお、表の区分や表記につきましては、他の条例と整合を図った表としております。

次に、障がい者等の定義がなかったため、（1）にうたったもので、（1）は障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者となっております。

また、（2）は、それぞれの手帳の方で、1種や1級の方の介助を行う者ということになっ

ております。

次に、施行期日でございますけれども、27年の4月1日からお願いしたいと考えております。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○委員長（中村和美君） 以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（堀口 晃君） はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。今度、現行から改正案に変わるわけなんですけども、変わったときの影響額というのは、どのくらいぐらい考えていらっしゃるんですか。

○理事兼千丁支所市民福祉課長（鶴田英治君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、鶴田千丁支所市民福祉課長。

○理事兼千丁支所市民福祉課長（鶴田英治君） はい。100円上げた場合、440万ほどの増収があると見込んでおります。（委員堀口晃君「はい、わかりました」と呼ぶ）

○委員長（中村和美君） よろしいですか。

○委員（堀口 晃君） はい、ありがとうございます。

○委員長（中村和美君） はい。ほか、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で質疑を終了します。意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第42号・八代市千丁地域福祉保健センター条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） はい、挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

◎議案第43号・八代市泉地域福祉センター条例の一部改正について

○委員長（中村和美君） 次に、議案第43号・八代市泉地域福祉センター条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君） はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君） はい。続きまして、議案第43号・八代市泉地域福祉センター条例の一部改正につきまして、泉支所市民福祉課の小川課長より説明させます。どうぞよろしく申し上げます。

○泉支所市民福祉課長（小川正芳君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、小川泉支所市民福祉課長。

○泉支所市民福祉課長（小川正芳君） はい。泉支所市民福祉課長の小川です。座って説明をさせていただきます。

○委員長（中村和美君） はい、どうぞ。

○泉支所市民福祉課長（小川正芳君） 101ページの議案第43号・八代市泉地域福祉センター条例の一部改正につきまして御説明いたします。

提案理由につきましては、介護保険法の改正に伴い、泉地域福祉センターが実施する事業の名称等を改めるとともに、同センターの施設の区分の見直し等を行うに当たり、条例の改正が必要であるためでございます。

それでは、改正内容について御説明いたします。

八代市泉地域福祉センター条例新旧対照表、

こちらお配りしてあるかと思えますけれども、新旧対照表、議案第43号もあわせてごらんいただきたいと思えます。

なお、定例会議案書の102ページにつきましては正誤表が配付されているかと思えます。第3条第2号については、第8条の2第7項を第115条の45第1項第1号ロに改めるほか、介護予防通所介護を第1号通所事業に改めることとしております。おわびして訂正いたします。

先ほどからの御説明にありますように、これは介護保険法の一部改正に伴うものでございまして、重複いたしますので、説明は割愛させていただきます。

第3号、第4号については、それぞれに「に關すること。」を加え、1号、2号の表記に合わせるようにしております。

次の第13条・使用料についてですが、これは使用料を定めた別表を改正することによるものです。

新旧対照表の別表をごらんいただきたいと思えます。

現行では、別表が1・使用料と次のページの2・居住部門利用者負担基準とに分かれておりますが、改正案では、これを1つにまとめ、簡潔にしております。

別表については、第13条において使用料についての内容としていますので、現行の入浴料・居住設備使用料の表記を浴場・居住設備の表記に改めております。

また、居住設備利用者の使用料は、基本使用料に収入区分別使用料を加算することとしていますが、現行では居住部門利用者負担基準において区分上、重なる部分があること、例えば、現行のAの欄は120万円以下の区分となっておりますが、Bの欄では120万円以上130万円以下の区分となっておりまして、収入額が120万円ちょうどの場合、AにもBにも該当

することになります。

改正案では、120万1円以上というように、以上の額にそれぞれ1円ずつ加え、重複しないようにしております。

条文の方に戻りまして、第16条をごらんいただきたいと思えます。

第16条第3号につきましては、施設利用許可の権限を、改正案では居住設備は市長、その他の施設等は指定管理者にあることを明確化するようにしています。

以上、議案第43号・八代市泉地域福祉センター条例の一部改正について御説明いたしました。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○委員長（中村和美君） はい、以上の部分を質疑行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で質疑を終了します。意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第43号・八代市泉地域福祉センター条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） はい、挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

◎議案第44号・八代市立椎原診療所条例の一部改正について

◎議案第45号・八代市立下岳診療所条例の一部改正について

◎議案第46号・八代市立泉歯科診療所条例の一部改正について

○委員長（中村和美君） 次に、議案第44

号・八代市立椎原診療所条例の一部改正について、議案第45号・八代市立下岳診療所条例の一部改正について及び議案第46号・八代市立泉歯科診療所条例の一部改正についての3件については関連がありますので、本3件を一括議題とし、採決については個々に行いたいと思います。

それでは、本3件について執行部から説明をお願いします。

はい、上田健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（上田淑哉君）

はい。最後となります。議案第44号、第45号、第46号、それぞれ関連がありますので、一括して泉支所の市民福祉課長の小川課長より説明させます。どうぞよろしく申し上げます。

○泉支所市民福祉課長（小川正芳君） はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、小川泉支所市民福祉課長。

○泉支所市民福祉課長（小川正芳君） それでは、済みません。また座って説明させていただきます。

○委員長（中村和美君） はい、どうぞ。

○泉支所市民福祉課長（小川正芳君） 105ページ、議案第44号・八代市立椎原診療所条例の一部改正について御説明いたします。

泉地域には3つの診療所がございますが、それぞれに診療所条例が設けてあります。

今回の提案理由ですが、診療費等に関する規定の新設等を行うに当たり、条例の改正が必要であるためでございます。

それでは、改正内容について御説明させていただきますが、関連いたしますので、3診療所続けての説明とさせていただきます。

まず、八代市立椎原診療所条例の一部改正について御説明いたします。

五家荘にございます椎原診療所は、昭和32

年に国立熊本病院五家荘診療所として開設され、昭和49年に泉村立椎原診療所となりました。昭和57年からは自治医科大学卒の常勤医師が熊本県から派遣され、合併後は八代市立の診療所として現在に至っております。

お配りしております八代市立椎原診療所条例新旧対照表、議案第44号をあわせてごらんいただきたいと思います。

第3条の前に、先に第6条の方から説明をさせていただきます。

改正案では、新たに第6条・診療費を加えております。保険診療収入等、診療に伴う収入については条例で規定すべきであります。現行では当該規定が存在しないことから、新たに設けるものです。

本市の市立病院条例では、診療費の名目で診療収入等の規定がされており、本市の診療所条例はこの市立病院条例に合わせ、診療費の名目での改正案としております。

第6条第1項で診療費の納付方法、第2項で診療費の額の算定根拠、第3項で第2項の例外規定を設けております。

この第6条を加えることにより、現行の第6条から第8条までが第7条から第9条へ繰り下がることとなります。

現行の第9条をごらんいただきたいと思えます。

現行では「地方公営企業法第34条の2ただし書の規定に基づき」とありますが、八代市の診療所は公営企業ではありませんので、地方公営企業法の適用となりません。よって、この第9条の規定につきましては削除することを御提案させていただきます。

戻りまして、第3条の説明をさせていただきます。

第3条・経営の基本ですが、現行では「診療所事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに」とありまして、表現が公営企業の経営基本

となっており、公営企業ではない八代市診療所にはそぐわないため、別の言い回しに改める必要があります。

第1条にて設置目的が別に示されており、第3条では、診療所の収支状況に配慮しつつ公共の福祉を増進する運営を行うという趣旨となることから、前段の表現を現行よりもっと抑えたものとし、「健全な医業経営を推進する」と改めております。

以上、八代市立椎原診療所条例の一部改正について御説明いたしました。

委員長。

○委員長（中村和美君） はい、小川泉支所市民福祉課長。

○泉支所市民福祉課長（小川正芳君） はい。引き続き、107ページの議案第45号・八代市立下岳診療所条例の一部改正について御説明いたします。

下岳診療所については、八代市が医師会と兼任管理委託契約を結び、現在、泉町柿迫の横田診療所医師に、毎週火曜日と金曜日に下岳診療所での診療をお願いしております。

お配りしております八代市立下岳診療所条例新旧対照表、議案第45号をごらんいただきたいと思います。

改正案では第5条を新たに設けておりますが、これは椎原診療所条例の一部改正同様、診療収入については条例で規定すべきために行うものです。内容は椎原診療所条例と同じです。

これに伴い、第5条が第6条に繰り下がりますが、改正案では第6条の次にさらに第7条を加え、新たに住宅使用料の規定を行っております。

診療所に併設される医師住宅については、現在、医師の休憩所として使用されており、合併以前から使用料をいただいておりますが、診療費同様、この収入については公の施設の使用によるものであり、条例で規定すべきですが、現

行ではその規定が存在しないことから新たに設けるものです。

現行の第8条については、地方公営企業法の適用規定ですので、椎原診療所条例同様、この規定を削除することを御提案しております。

以上、八代市立下岳診療所条例の一部改正について御説明いたしました。

じゃ、引き続き、109ページの議案第46号・八代市立泉歯科診療所条例の一部改正について御説明いたします。

泉歯科診療所については、八代歯科医師会と医師派遣委託契約を結び、現在、氷川町の松ヶ枝歯科医院の歯科医師に、毎週土曜日に振興センターいずみ内の泉歯科診療所での診療をお願いしております。

お配りしております八代市立泉歯科診療所条例新旧対照表、議案第46号をごらんいただきたいと思います。

改正内容については、椎原診療所及び下岳診療所条例同様、第5条にて診療収入に係る規定を新たに設けることと、現行の第8条にあります地方公営企業法の適用規定を削除することとしています。

さらに、泉歯科診療所では、診療所の利用者から徴収する手数料について定めております別表の改正を御提案しております。別表をごらんいただきたいと思います。

現行では、さまざまな診断書を規定しております。現行の一番上にあります普通診断書から、一番下の身体障害者手帳申請診断書までの診断書を、改正案では単に診断書でまとめるよう提案させていただいております。現行では、妊娠中絶用診断書や死体検案書など、およそ歯科診療所では使用しない診断書が多く見受けられます。歯科診療所での診断書発行は極めて少なく、手数料区分としては診断書と証明書の2種類のみで十分対応できるところから、今回改正案を提出させていただくものです。

以上、八代市立泉歯科診療所条例の一部改正について御説明いたしました。

議案第44号・八代市立椎原診療所条例の一部改正について、議案第45号・八代市立下岳診療所条例の一部改正について及び議案第46号・八代市立泉歯科診療所条例の一部改正についての3件につきまして、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○委員長（中村和美君） はい、本3件について質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（堀 徹男君） はい、いいですか。

○委員長（中村和美君） はい、堀委員。

○委員（堀 徹男君） はい。済みません。ちょっと勉強不足で、前回質問したときにですね、病院も地方公営企業法の一部適用を受けるというような一文を読んだような気がするんですけど、今回、公営企業法を外されるというのは、何か上位の法に基づくものなのかという、こういった観点からされるのか。

○委員長（中村和美君） はい、小川泉支所市民福祉課長。

○泉支所市民福祉課長（小川正芳君） これは、法の解釈がもともと間違っておりまして、地方公営企業法の第2条において、この法律の適用を受ける企業の範囲が定められており、診療所は適用の対象とはなっておりません。この地方公営企業法の第2条第2項において、地方公共団体が経営する企業のうち、病院事業には適用される旨の規定がされております。ただ、この病院の定義とは、ベッド数が20以上の入院施設を持つものでありまして、八代市の診療所は、この基準を満たしていませんので、病院ではなく、この法律の適用は受けません。

○委員長（中村和美君） いいですか。はい、堀委員。

○委員（堀 徹男君） はい。確かに、そうだろうと思いました。病院と医院と診療所、定義の違いからかなというふうには推察したんです

けど、今までが、やってしまっていたということで、改めるということですかね。

○委員長（中村和美君） いいですね。

○委員（堀 徹男君） わかりました。はい。

○委員長（中村和美君） はい。ほか、ありませんか。

○委員（堀口 晃君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。現行の部分において、別表の部分においては、いろいろ説明がありましたけども、必要ないものがたくさん書かれてあったからこそ、今回、診療所というふうな部分で、もう1つにまとめてしまったという、診断書ですね、診断書としてまとめたというお話があるんですが、これ、1080円、手数料見ると、高い部分もあるけども、1080円もありますけども、これは別に定めるというふうな、そういう書き方をしなくてもいいんですか、診断書については。ほかの診断をした場合には、別途、どっかの参照するとか、規定料金を払うとかという、こういう分はしなくてもいいのか。

○委員長（中村和美君） はい、小川泉支所市民福祉課長。

○泉支所市民福祉課長（小川正芳君） はい。八代市の診断書条例別表につきましては、合併の際に八代市立病院条例の手数料の別表の規定をそのまま準用したものでございまして、歯科診療所の手数料の規定としては、かなり重厚なものとなっております。ほかの自治体の歯科診療所条例を見ますと、もっと簡易なものでありまして、また泉歯科診療所では、記録にある限り、1件も診断書発行の実績がないこともあり、今回の提案内容とさせていただきます。

仮に診断書の発行がある場合には、診断書業務を受託しております歯科医師には、一律1080円での対応をお願いしたいというふうに考えております。

○委員（堀口 晃君） あ、なるほど。はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。ということは、例えば、ここにある死体検案書みたいなやつは4320円、これを書く分についても1080円ということでもいいということですね。確認。

○委員長（中村和美君） はい、小川泉支所市民福祉課長。

○泉支所市民福祉課長（小川正芳君） はい。おっしゃるとおりです。（委員堀口晃君「はい、わかりました」と呼ぶ）

○委員長（中村和美君） はい、ほか。

○委員（堀 徹男君） 関連。

○委員長（中村和美君） はい、堀委員。

○委員（堀 徹男君） 結局、これ、泉歯科診療所の条例ですね。（「そうです」と呼ぶ者あり）もうそもそも、何ですか、妊娠中絶診断書と違って、歯科医さんの、何ですか、範疇外の分ですよ。こういったものを外されるちゃうことでしょう。

○泉支所市民福祉課長（小川正芳君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、小川泉支所市民福祉課長。

○泉支所市民福祉課長（小川正芳君） はい。おっしゃるとおりです。

○委員長（中村和美君） はい。ほか、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、以上で質疑を終了いたします。意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） ないようでございますので、これより採決いたします。

議案第44号・八代市立椎原診療所条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） はい、挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

次に、議案第45号・八代市立下岳診療所条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） はい、挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

次に、議案第46号・八代市立泉歯科診療所条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） はい、挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

しばらくお待ちください。

◎議案第47号・地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○委員長（中村和美君） 次に、議案第47号・地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とし、説明を求めます。

○教育部長（北岡 博君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、北岡教育部長。

○教育部長（北岡 博君） はい。こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）議案第47号・地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、説明を桑田教育総務課長が行いますので、よろしくお願いいたします。

○教育総務課長（桑田謙治君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、桑田教育総務課長。

○教育総務課長（桑田謙治君） こんにちは。
（「こんにちは」と呼ぶ者あり）教育総務課の桑田でございます。

それでは、議案第47号・地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律——以下、地教行法と省略させていただきます。の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について御説明いたします。座って説明させていただきます。

○委員長（中村和美君） はい、どうぞ。

○教育総務課長（桑田謙治君） それでは、議案書は111ページからになります。

提案理由でございます。本条例は、平成27年4月1日から実施されます教育委員会制度改革に伴い、地教行法等の一部改正が行われたことによります本市の関係条例の廃止及び改正を行うためのものでございます。

参考までに、今回の教育委員会制度改革の主な内容でございますが、まず第1点としまして、教育長と教育委員長を一本化し、市長が直接任命する新教育長の設置、教育委員長職の廃止。2点目に、教育委員会は教育長と教育委員の4人で構成されることとなり、教育長の権限拡大に対する教育委員の教育長に対するチェック機能の強化。3点目としましては、市長との連携強化のため、市長が招集、主宰します総合教育会議の設置。4点目に、教育の目標や施策の根本的な方針を定める教育に関する大綱を市長が策定することができるというのが今回の主な内容でございます。

今回の条例の廃止及び改正は、先ほども申し上げましたように、教育長と教育委員長が一本化に伴い、教育委員長の廃止によるもの、2点目に、教育長が一般職から特別職へ変更によるもの、3点目に、地教行法の条項を引用してい

る本市条例の条項を移動させるもの、以上が主な改正理由でございます。

それでは、議案書112ページをごらんいただきたいと思います。

まず第1条でございます。第1条は、八代市教育委員会の教育長の給与等に関する条例及び八代市教育委員会の教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の廃止でございますが、これは一般職である教育長の給与及び勤務時間等につきましては、従来、教育公務員特例法第16条の規定により、他の一般職の職員とは別個に条例で定めることとなっておりましたが、今般、教育長が特別職と位置づけられ、教育公務員特例法第16条が削除されましたことから、当該条例を廃止するものでございます。

続きまして、第2条の説明になりますが、第2条からの説明に当たりましては、お手元にお配りしております新旧対照表をもとに説明をしていきたいと思っております。お持ちでしょうか。

それでは、第2条でございます。第2条は、八代市公告式条例の一部改正でございます。第5条中、第14条第2項を第15条第2項に改めるもので、地教行法の改正に伴います——ありますでしょうか。2枚……。

○委員長（中村和美君） ありますか。（「はい」と呼ぶ者あり）どうぞ。

○教育総務課長（桑田謙治君） 地教行法の改正に伴いまして、14条第2項が第15条第2項へ変更したため、改正するものでございます。

ちなみに、第14条第2項は教育委員会の規則及び規定の公布に関する必要事項は、教育委員会規則で定めるというふうに規定しているものでございます。

第3条でございます。第3条は、八代市特別職報酬等審議会条例の一部改正でございますが、第2条中、「副市長」を「副市長、教育長」に改めるものでございます。これは、教育

長が一般職から特別職になることから、教育長の給料についても市長、副市長等の給与と同様に、特別職報酬等審議会の諮問事項とするために改正するものでございます。

続きまして、第4条でございます。第4条の八代市教育委員会委員の報酬及び費用弁償条例の一部改正でございますが、第2条中、「次のとおり」を「月額6万7000円」に改め、同条各号を削ると改めるものでございまして、これは教育委員長が廃止されるため、教育委員の報酬の定めは残しまして、教育委員長の報酬の額を削除するものでございます。

続きまして、第5条関係でございます。第5条は、八代市長等の給与に関する条例の一部改正でございますが、第1条中、「副市長」を「副市長、教育長」に改めるとともに、給料額を定めた別表に副市長の項の次に教育長の給料月額6万39000円を加えるものでございます。これも教育長が特別職の位置づけになることから、第1条でも御説明いたしましたように、八代市教育委員会の教育長の給与等に関する条例を廃止して、市長、副市長等特別職の給与を定める当該条例に教育長の給与を定めるものでございます。

続きまして、第6条関係でございます。第6条の八代市職員等の旅費に関する条例の一部改正でございます。第1条中、「（教育長を除く。）」を削る。それと、別表第1、区分の欄中、「副市長・監査委員」を「副市長・教育長・監査委員」に改めるものでございます。これも教育長の旅費につきましては、これまで八代市教育委員会の教育長の給与等に関する条例で規定をしておりましたが、先ほど申し上げましたように、教育公務員特例法第16条が削除されたことから、当該条例が廃止され、当教育長の旅費についても市長等の旅費同様に、八代市職員等の旅費に関する条例に規定し、額については副市長及び常勤監査委員と同額とするた

めに改正するものでございます。

続きまして、第7条関係でございます。八代市教育委員会の職員の給与等に関する条例の一部改正でございますが、第1条中、第22条を第20条に改めるものでございます。これは、教育長及び指導主事、その他事務局職員の任免、給与及び服務等を定めた地教行法第22条が第20条に改正されたために、引用条項として使っている当該条を改めるものでございます。

最後に、第8条でございます。八代市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例の一部改正でございますが、本則中、第24条の2第1項を第23条第1項に改めるものでございまして、これは教育に関する事務であるスポーツに関すること、文化に関することに関しては、条例で定めるところにより市長が管理し、執行することができる職務権限の特例を定めた条項でございます。本市はこれによりスポーツ及び文化に関する事務については市長部局で執行しているところでございます。この根拠となります地教行法が改正に伴いまして、第24条の2から第23条に変更されたために改正をするものでございます。

次に、附則でございます。113ページのほう見ていただきたいと思います。

附則の説明でございますが、第1項で本条例の施行期日を平成27年4月1日としております。

第2項、第3項には経過措置を規定いたしております。今回の地教行法の一部改正法の附則には、次の経過措置が設けられております。施行日、平成27年4月1日において在任中の教育長が、その教育委員としての任期が終了するまで、現行制度の教育長として在職してる間は、現行制度の教育委員会が継続することとなるため、従来どおり教育長と教育委員長が併存

することと経過措置でうたっております。

そこで、第2項では、第1条で廃止します教育長の給与等に関する条例と教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例については、教育長が委員として在職する場合は、その間は、なお、その効力を有するという経過措置を設けるものでございます。

第3項でも同様に、第3条から第6条までの規定による特別職報酬等審議会条例、教育委員会委員の報酬及び費用弁償条例、市長等の給与に関する条例及び職員等の旅費に関する条例の改正規定につきましては、教育長が委員として在職すれば、その間、なお、その効力を有するものとする経過措置でございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（中村和美君） はい。以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） はい、ないようでございます。以上で質疑を終了します。意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第47号・地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） はい、挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第48号・八代市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について

○委員長（中村和美君） 次に、議案第48号・八代市教育長の職務に専念する義務の特例

に関する条例の制定についてを議題とし、説明を求めます。

○教育部長（北岡 博君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、北岡教育部長。

○教育部長（北岡 博君） はい。議案第48号・八代市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について、説明を桑田教育総務課長が行います。どうぞよろしくお願いいたします。

○教育総務課長（桑田謙治君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、桑田教育総務課長。

○教育総務課長（桑田謙治君） はい。それでは、議案第48号・八代市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について御説明いたします。座って説明させていただきます。

○委員長（中村和美君） はい。

○教育総務課長（桑田謙治君） それでは、議案書115ページをごらんいただければと思います。

まず、提案理由でございますが、これまで教育長は一般職として職務専念義務及び職務専念義務免除につきましては、一般職と同様に、地方公務員法の規定が適用されておりましたが、今回の地方教育行政の組織及び運営に関する法律——地教行法でございますが、改正に伴いまして、教育長が一般職から特別職に変更になることから、教育長の職務専念義務については、地方公務員法の規定が適用されずに、新たに今般、地教行法に規定をされることとなったところでございます。

教育長の服務等を定める地教行法第11条第5項には「教育長は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職

務にのみ従事しなければならない。」と、職務専念義務が地教行法に規定をされたところでございます。

そこで、教育長につきましても職務に専念する義務の特例を定める必要があるために、本条例を制定するものでございます。

116ページをあけていただきたいと思います。

第2条に、職務に専念する義務の免除の場合を規定しておりますが、内容につきましては教育長が一般職の際の内容と同じ内容を規定しているところでございます。

附則に施行期日を定めておりまして、平成27年4月1日施行日といたしております。

経過措置につきましては、先ほどの条例説明と同様に、同じような内容で経過措置を設けているところでございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（中村和美君） はい。以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） はい。なければ、以上で質疑を終了します。意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） なければ、これより採決いたします。

議案第48号・八代市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

◎請願第1号・鏡西部小学校存続について

○委員長（中村和美君） 次に、請願・陳情の審査に入ります。

今回、当委員会に付託となっておりますのは請願1件です。

それでは、新規に付託となりました請願第1号・鏡西部小学校存続についてを議題とし、要旨は文書表のとおりですが、念のため書記に朗読いたさせます。

（書記、朗読）

○委員長（中村和美君） はい、本請願について質疑、御意見等ありませんか。

○委員（橋本隆一君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、橋本委員。

○委員（橋本隆一君） はい、橋本隆一です。今の請願を読んでいただいたとおりでございますけれども、私も紹介議員として名を連ねておりますので、一言ここで意見を申し上げさせていただきます。

今の文書の中にありましたように、経緯については、もう読んでいただいたらわかると思いますが、住民の方からの要望として、やっぱり大きく2点あるかなと思います。1つは、ここに書いてありますように、子供たちの声が、この地域からなくなるということは非常に、140年間続いていた歴史の中でも初めてのことであるということと、それが地域の活性化を失うということ、そして心のよりどころとなっている小学校がなくなるということで、やっぱり地域の方たちも寂しい思いをするということ。

それと、2点目は、ここにありますように、子供たちが鏡西部小学校を離れるということになると、当然、そこから保護者も、もう鏡西部小学校というのがないから、よそから来る方も、多分ここを視野に入れなくなるんだと、そして小学校がないところに、わざわざ引っ越してくる人もいませんで、やっぱり小学校のあるところに当然、外部から来る方は引っ越しをしてくると。そして、中には、今現在住んでい

る人も、もう小学校が遠くなったので、アパート暮らしの方は、できるだけ近い、どこになるかわかりませんが、地元の鏡の小学校に異動するという、そういうことで、どんどん、この地域の過疎化が進行して、本当に将来的には高齢者だけの地域になってしまう、活性化もなくなる、余計、そういう悪循環を繰り返してしまうという、その中で、やはり、今やらなければならないことは、西部小学校を存続することによって、これから先に、この地域の活性化を図るということを、これも地域住民の方は、我々も努力すると言っておられますし、また、それにあわせて市も行政としての支援をしていただきたい、そういうことをやっぱり念願しておられますので、私としては、議員として、この鏡西部小学校の存続を切に願うものであります。

以上、意見といたします。

○委員長（中村和美君） はい。ほか、ありませんか。

○委員（村川清則君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、村川委員。

○委員（村川清則君） 同じようなことなんですけれども、先日の鈴木田議員の一般質問でも、例えば、運動会にしても地域住民が総出でやってらっしゃるということで、非常に各地で地域のつながりというのが希薄になっている中ですので、何かこう、学校規模の適正化といえ、何かこう、その陰に隠れているのは費用対効果、よく費用対効果とか言われますけれども、何か、殊、教育に関しては、何か、余りそぐわないような気もいたします。

ですから、この請願については、私は採択でお願いしたいと思います。

○委員長（中村和美君） はい。ほか。

○委員（友枝和明君） 私もちよっと。

○委員長（中村和美君） はい、友枝委員。

○委員（友枝和明君） 私も、村川委員、橋本

委員と同じでございます。特に、今の子供たちというのは、自然環境の中で生活するということは、本当に将来に向けての、いろんな、お年寄りからの、何というか、声かけとか、いろんな面で、特に農村地帯の子供たちというのは素直なところもありますし、そういうことで、ここに書いてありますように、私も子供たちのために、また地域のために存続していくための判断でお願いしたいと思います。

○委員長（中村和美君） ほか。

○委員（百田 隆君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、百田委員。

○委員（百田 隆君） 過疎化が進む中で、こういうことで、廃校になるということになればですね、さらに過疎化を進むというふうになると思います。やはり、これからは地方創生の時代にある中でですね、こういうことは、やっぱり断じて許してはならないというふうには、私は思っております。そのいい例で、私は、田浦の井牟田小学校というところを卒業しとるんですけれども、廃校になっております。ですから、帰ったとき、子供なんか、父兄なんか、ほとんど見ることはできません。地域の活性化は全くなくなっています。

子供がおることによって、やはり、そこを地域が活性化することになるだろうと私は思っておりますので、この存続はぜひやってもらいたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（中村和美君） ほか、異論はありませんか。

はい、西濱副委員長。

○委員（西濱和博君） はい。学校規模適正化の件につきましては、私も昨年の6月議会で、分校という枠組みで八千把の古閑浜分校、それから金剛の敷川内分校を取り上げさせていただいた経緯がございます。その関連で、教育委員会と対象となっている地域の皆様方の対話の機

会がどうだったかというあり方を勉強させていただきました。

端的に申し上げますと、前期の中で、西部小学校を初め、両分校も含めて、過去の期間の中に対話するというのが方向性、計画も、ひもとかれてたんですけれども、それが無い中に今年度、非常に唐突感が地域の方にはあったかというふうに思います。で、協議の機会も、教育委員会が設定したところでのスケジュールで進んだものですから、私が見た中で、やはり地域の皆様が要望なり相談なり意見なりしたい機会は、やっぱり潤沢にとっていくべきかなというふうに思うところです。

で、12月に、ここにもありますように、答申が出されて、今現在の現状としては、教育委員会の5名の委員の皆さんで、この件について御協議、審議なさっていらっしゃる過程かと思うんですけれども、今、2回なされました。で、年度末には一定の整理をというふうなお話も聞くところなんですけれども、その市側の整理がなされるまでの間に、こういった地域の声を上げるというのは非常に大事なプロセスかなというふうに私も思いますので、長くなりましたけれども、私も請願採択して、しかるべき、教育委員会にもしっかりお伝えする。

先般、市長のほうにも鏡の地域の皆様、意見書を出していらっしゃいますので、そういう事柄も踏まえて、私は採択すべきだというふうに思います。

以上でございます。

○委員長（中村和美君） はい。それでは、大体、皆さん方、意見一緒でございます。これより採決したいと思いますが……。

○委員（堀 徹男君） 委員長、ちょっといいですか。確認させていただいて。

○委員長（中村和美君） 堀委員。

○委員（堀 徹男君） はい。請願書の内容を読みますとですね、前段の部分は教育委員会の

説明責任が余りうまく果たせていないというところで、地域の住民の方々は不安や怒りを覚えたということを書いてあります。

執行部にですね、この辺の事実関係を少し確認させていただきたいんですけれども、よろしいでしょうか。

○委員長（中村和美君） いいですか。いかがでしょうか、今、堀委員から、執行部をというようにありますが。執行部呼びますか、それとも……。〔聞いていいんじゃないですか〕と呼ぶ者あり〕

はい、どうですか。〔「もう聞いていいと思います」「はい、お願いします」と呼ぶ者あり〕

では、聞くことでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（中村和美君） はい、それでは、執行部を呼びたいと思いますので、しばらく休憩します。

（午後5時56分 休憩）

（午後5時57分 開議）

○委員長（中村和美君） 休憩前に引き続き、会議を続行いたします。

ただいま委員から、執行部の説明を聴取したいとの意見がございました。

堀委員、もう一度よろしくをお願いします。

○委員（堀 徹男君） はい。請願の内容がですね、要旨の前段の部分が、説明がうまく果たされてないというようなことで書いてあるかというふうに思いますので、教育委員会としてですね、事前にその説明をされて、保護者、また地域住民の方々からどんな反応があったのかというような観点について、少し説明をいただきたいと思いますけれども。

○教育部次長（増住眞也君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、増住教育部次長。

○教育部次長（増住真也君） はい。それでは、ちょっと座りましてさせていただきます。

まず、本年度、26年度内に、27年度からの後期分ということの検討を行うということがございまして、6月に3校区ですね、鏡西部小学校につきましては、6月16日、これは保護者の方を対象に行いました。それから、その翌日、17日に校区の住民の方を対象に説明をいたしております。

保護者の方に関しましては、御夫婦で参加されたところがいらっちゃって、数的には、あれだったんですが、何か、後で聞く話では、半分ぐらいの保護者がおいでになってたということだそうです。

それから、校区住民の方の説明会ではですね、6月ということで農繁期ということがございまして、イ切りの前ということがございまして、なかなか周知が、校区のほうにお願いをしたったんですが、地元のほうにお願いしとったんですが、回覧というような形でされてですね、それで、対象者の方は非常に少ないお集まりでございました。

で、その後ですね、ちょっと少ないという御意見がございましたので、周りからも少し聞こえてまいりましたので、校区の地区、校区長のほうにですね、2回目を開きましようかという御相談をいたしました。そのときは、まだ校区として、そこまでの要望はされませんでした。

で、保護者の方のほうがむしろ御意見があるようだというお話がございまして、校区長さんと保護者の方でちょっと話し合いをして決めますというような御返事でした。

その後また校区長のほうに、お盆ごろにお電話をさせていただいたんですが、もうそのときにもまだお返事はありませんでした。

それから、8月の29日に第2回の統合等審議会がございまして、そこに特別委員ということで校区長がおいでになりました。で、その中

でも、先ほどの地域住民での人数が少ないということがございまして、委員のほうからですね、今度は2回目の説明会、御要望されますかという振りをされましたが、そのときも、希望しますというような御返事はございませんでした。

その後、保護者の方々がみずからアンケート調査をされまして、それをPTA会長さんから資料としていただきました。

その後、10月になりまして、もう一度、説明会をしていただきたいということでございまして、第3回目の地元の説明会になりますが、させていただきます。これが10月21日ですね。（「21ですか」と呼ぶ者あり）21ですね。させていただきます、大体、参加者の方が40人程度いらっしゃいました。保護者の方は、一応、保護者の方と、それから地元はですね、野崎地区の方に声がかけてあったというふうにお伺いしております。

で、一応、それぞれの要望でございしますが、第3回目の要望のときにはですね、多くは、子供が少なくなっているということで、例えば、校区割りですとか、あるいは何らかのですね、子供をふやす方策を考えてもらえないかというようなお話が多うございました。

で、一応、この説明会の趣旨としましては、ちょうど、学校等審議会で検討されているということがございまして、いただいた御意見をですね、まとめまして、審議会で、こういう御意見がございましたと、そこを踏まえて御審議をしていただきたいということでお話をしたところでございます。

しかしながら、12月に答申のほうはですね、28年度末をもって閉校としたほうが望ましいということで、教育委員会のほうに答申が提出されたところです。

それにおきまして、先ほど副委員長のほうから御紹介いただきましたけど、今、教育委員5

人で検討されているというところでございます。

以上です。

○委員長（中村和美君） いいですか。はい、堀委員。

○委員（堀 徹男君） はい。もう既に、八代市内でもたくさんの小学校がですね、統廃合されているという経緯の中で、他の、例えば、先般ありました河俣小学校とかというような学校の統廃合に当たるときには、これと同じような説明会の回数とか内容というのをされてきたんでしょうか。いわゆる今回が遜色があるか、ないかということについてお尋ねしたいんですけれど。

○教育部次長（増住眞也君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、増住教育部次長。

○教育部次長（増住眞也君） はい。回数的にはですね、事前に2回程度しまして、その後、学校等審議会のほうから基本計画という形で具体的なスケジュールが出ました後に、地元と6回、説明会をされました後にですね、準備委員会というのをつくりまして、地元も教育委員会も入っていただいて、で、それは年間、委員と、それから下部の組織でですね、その検討委員会もございまして、回数的には6回と、それから中間報告があったと思います。それから、第1回、2回ですね、準備委員会で決まったことは、それぞれ会報というような形でですね、世帯のほう、管内の、地元のほうに情報を流されていたというふうに記憶をしております。

○委員長（中村和美君） いいですか。はい、堀委員。

○委員（堀 徹男君） はい。遜色ないということ。

○委員長（中村和美君） ほか、ありませんか。

○委員（西濱和博君） よろしいでしょうか。

○委員長（中村和美君） はい、西濱副委員長。

○委員（西濱和博君） 私も、東陽、泉のケースだとか、私なりに過去の経緯、振り返りつつ、今回の計画の参考、金剛のあり方も、鏡のことも漏れ聞いております。

で、先ほどおっしゃられた準備委員会というのは、もうそういうふうになることを前提とした準備委員会ですので、いわゆる存続に対しての議論をした場と、私は区別するべきだというふうに思うんですね。

で、古閑浜にしろ、西部さんにしろ、どう受けとめているかは、それぞれの地域ごとですので、一律に、その回数がどうかということと比較して解決する問題じゃないと思うんですよ。多くの保護者、地域が、それはそうよねてなれば、それは1回で済む場合もあるかもしれないけれども、それぞれの地域の特性があるから、一律に回数をもって比較するのはいかがしたものかというふうに思います。

で、ここに書いてあるのが地域の皆様方の受けとめ方ですので、それについて、どう見るかというのが客観的に必要じゃないかなというふうに私自身は思うところです。

以上です。

○委員長（中村和美君） ほかはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） はい、よろしいですね。それでは、採決いたしたいと思いますが、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、採決いたします。

請願第1号・鏡西部小学校存続については、採択と決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（中村和美君） はい、挙手全員と認め、本件は採択とすることに決しました。

お諮りいたします。

ただいま採択と決しました本請願については、教育委員長に送付の上、その処理の経過並びに結果について報告を求めることにいたしました。これが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） はい、御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で請願の審査を終わります。

以上で付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

◎所管事務調査

・教育に関する諸問題の調査

・保健・福祉に関する諸問題の調査

○委員長（中村和美君） 次に、当委員会の所管事務調査2件を一括議題として、調査を進めます。

当委員会の所管事務調査は、教育に関する諸問題の調査、保健・福祉に関する諸問題の調査、以上の2件です。

このうち、教育に関する諸問題の調査に関連して3件、執行部から発言の申し出があつておりますので、これを許します。（「済みません。トイレ行ってきてよかですか」と呼ぶ者あり）ああ、どうぞどうぞ。行って……。 （発言する者あり）どうぞどうぞ。休憩すつですか。（「休憩しましょう。5分休憩」と呼ぶ者あり）

はい、それじゃ、5分休憩いたします。

（午後6時09分 休憩）

（午後6時15分 開議）

○委員長（中村和美君） 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

次に、当委員会の所管事務調査2件を一括議題として調査を進めます。

当委員会の所管事務調査は、教育に関する諸問題の調査、保健・福祉に関する諸問題の調査、以上の2件です。

そのうち教育に関する諸問題の調査に関連して3件、執行部から発言の申し出があつておりますので、これを許します。

・教育に関する諸問題の調査（八代市（中央）公民館体制への移行について）

○委員長（中村和美君） それでは、八代市（中央）公民館体制への移行について説明願います。

○教育部長（北岡 博君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、北岡教育部長。

○教育部長（北岡 博君） はい。お世話になります。八代市（中央）公民館体制への移行について、宮崎生涯学習課長が御説明いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○生涯学習課長（宮崎和喜君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、宮崎生涯学習課長。

○生涯学習課長（宮崎和喜君） お世話になります。（「お世話になります」と呼ぶ者あり）生涯学習課長の宮崎です。座って説明させていただきます。

○委員長（中村和美君） はい、どうぞ。

○生涯学習課長（宮崎和喜君） 八代市（中央）公民館体制への移行について御説明申し上げます。

なお、資料に、八代市（中央）公民館と表記しておりますけども、これは現在の八代市公民

館条例上は中央公民館という表記はなされておられません。しかし、説明の中で、校区公民館に対し、機能としての中央公民館を表現する必要があることから、このような表記とさせていただきます。以降、説明では、中央公民館ということとさせていただきます。

まず、1ページをお開きいただきたいと思います。

まず、趣旨です。本市の公民館の体制は、これまで校区公民館21施設を使って、地域の生涯学習の場の提供や公民館事業を行ってきたところです。旧市以来、生涯学習の総合連絡調整、事業の体系化、相談等を行う中核施設である中央公民館の設置について必要性は感じつつも、合併以来、具体的に検討されていない状況となっております。

このような中、住民自治によるまちづくりをより一層推進するための方策として、平成28年4月をめどに、校区公民館施設等をコミュニティセンター化する方針が昨年の5月、正式決定されました。これを受け、教育委員会としても住民自治によるまちづくり推進体制の構築を共同で進める必要があり、これまで校区公民館で行ってきた公民館事業を継続的、発展的に実施していくために、公民館体制の見直しを行う必要があることから、新たな体制として中央公民館体制への移行を行うものです。

5ページをごらんください。

体制再編図をお示ししております。

上段の図が現行の校区公民館体制で、下段の図が中央公民館体制であります。

上段の図で注目いただきたいのが、八代市公民館のところであります。現在、生涯学習課は千丁支所内にあり、それが八代市公民館の位置となっております。今後、このままの状態では校区公民館がコミュニティセンター化されれば、条例上、公民館事業を行う、実際行う施設、館がなくなることになります。中核施設と

しての中央公民館が必要となります。

また、コミセン化により、公民館主事は校区には配置されなくなります。これまで校区公民館で実施してきた公民館事業をどうするかが課題となります。

そのほか、公民館主事は、公民館事業のほか、地域活動の支援や行政と地域のパイプ役など多岐にわたる業務を行ってきました。公民館主事が行ってきた業務を、住民サービスが停滞しないように、コミセンに配置される職員や、まちづくり協議会等に引き継ぐ必要があります。

1ページにお戻りいただきたいと思います。

このように、体制移行には課題があり、それを解決するために基本方針を定め、体制移行を進めることといたしました。

まず1番目、中央公民館の整備方針として、既存施設の有効活用を視野に入れ、位置づけと整備を行う。整備は、八代市教育文化センター基金を活用する。

2番目に、生涯学習課の体制を再編することということで、中央公民館に主事を集約し、企画運営などの一元化を図る。1人の公民館主事が複数校区を担当し、校区公民館で実施してきた公民館事業を継続して行う。また、業務については、中央公民館で実施していくもの、コミセンを活用して実施していくもの、コミセンに引き継ぐもの等を明確にし、移行していくことといたしました。

そこで、この課題の中で、中央公民館をどこに位置づけるかが一番の課題で、これを早急に決めなければ、体制移行ができないことになります。

3ページをごらんいただきたいと思います。

基本方針では、既存施設の有効活用を視野に入れた、新設を含んだ言い回しをしておりますが、現実としましては、市の財政事情を考えますと、施設余りの状況の中で新設は難しいとこ

ろです。昨年5月のコミセン化決定以来、既存施設の八代市厚生会館、パトリア千丁、鏡文化センター、やつしろハーモニーホールを対象として、所管課への打診、その結果を踏まえた課題整理を行ってきました。

7ページから10ページにかけまして、整理した結果をお示しをしております。

活用方法としましては、パトリア千丁につきましては、2階は温泉施設として再開が予定されていますので、ホール及び1階部分を位置づけ、厚生会館については施設全体を、やつしろハーモニーホールについても施設全体を、鏡文化センターについては、文化センターにはホール以外に活動する部屋が少ないことから、文化センターと鏡支所3階を中央公民館と位置づけ、施設利用向上、位置、利便性、整備費の面から評価をいたしました。

その結果をもとに、教育長、教育部長、次長と協議を行い、総合評価として1番でありましたパトリア千丁を中央公民館と位置づける方針といたしました。

その後、教育委員会勉強会、公民館運営審議会、社会教育委員会において、この方針を説明し、御意見をいただいております。それぞれの会において御了承いただいたところです。

公民館運営審議会では、教育委員会が千丁庁舎に来ることになり、あわせて中央公民館が千丁に来ることになれば、千丁地区が教育の拠点になるので、好ましい、また、自分の住んでいる近いところにつくってもらうのが一番と考えてしまうが、市全体を考えれば市の中心で、一番よいのではとの意見がありました。

社会教育委員会では、主婦連の会長さんから、私たちは早く中央公民館ができることを望んでいました、自分たちが自由に活動できる場が欲しかったとのことで、早く中央公民館ができることを期待されております。

資料の最後のページをごらんください。

移行スケジュールをお示ししております。朱書きが教育委員会関係部分です。

平成28年度当初までに体制移行を行うというタイムリミットがあります。平成27年度の早い時期に、市長を座長とした政策会議において、中央公民館の位置づけを決定していただきたいと考えております。

平成27年度の事業として、中央公民館整備の実施設計、整備の実施、公民館条例の改正を行っていく予定です。議会に整備関係予算の計上及び条例改正を上程していきたいと考えております。平成28年度の中央公民館開館ができますよう、議員の皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

以上、説明を終わります。

○委員長（中村和美君） はい。ただいま説明が終わりましたが、質問、御意見等はありませんか。

○委員（堀口 晃君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） はい。済みません。私、今回ですね、初めて、これを耳にするような気がするんですが、議会に対してですね、このような計画の中において、もう既に、どんどんどんどん進んできている状況の中で、今このお示しをされたっていう部分が率直な意見なんですよね。もっと早い段階で、この中央公民館的な部分で、私も一般質問でさせていただきしたけども、教育文化センター建設基金という部分を含めてですね、何らかの、この生涯学習センターという部分はつくる必要があるんじゃないかというふうには言ってきたつもりなんですけども、唐突に今ここに来てから、で、優先順位がここに決まったから、もうここにしますよ、で、その基金を使いますよという、あんまりにも何か、いきなり僕は聞いたような気がするんですが、もう前から、こういうお話はされてましたですか。そこを確認だけです。

○生涯学習課長（宮崎和喜君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、宮崎生涯学習課長。

○生涯学習課長（宮崎和喜君） はい。議会に対してはですね、議員御指摘のように、説明はこれまでやってきておりません。先ほど説明の中で、コミセン化の決定というのが昨年の5月ということで、そこからの、この中央公民館体制移行へのスタートということになりましたので、途中経過としての、そのスタートを切る段階で、実際は御説明しなければならなかったところなんです、その辺ができていなかったというところであります。

○委員（堀口 晃君） はい、委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） それは……。もう少しね、こういう大事なことならね、去年の5月ぐらいから話があって、こういう体制づくりをしたいと、それならば、こういうふうなやり方で今から進めてまいりますみたいな感じのね、説明は絶対あっていい話だと思うんですよ。そして、これ、21校区の部分においては、全ての公民館もしくは校区長、そういったところは全部お話しをして、同意がとれて、そして今度はパトリア千丁の優先順位が1番だと。私は、場所にこだわっているわけじゃないんですよ。ちゃんと皆さん方の同意があるのかどうかということ。

それと、もうちょっと説明が必要なんじゃないか。余りにも唐突に、じゃ、中央公民館で何をするの。今までの公民館の部分でやってきた事業を継続的に、発展的にするというので、今度は担当者、担当者というのは、公民館主事が複数持つという、こういう話じゃないですか。今、1人おっても大変なのに、それが複数持つという部分については、非常に無理があるんじゃないかというふうな部分もあります。

それともう一つ、さっき言ったように、その

21校区の公民館の持ってる地域が、それぞれの校区長さんたちが全部理解をされて、よし、わかった、ならパトリア千丁にお願いしますよってという話は、いつごろあったんですか。

○委員長（中村和美君） はい、宮崎生涯学習課長。

○生涯学習課長（宮崎和喜君） 21の公民館の関係者の方には御説明はしておりません。中央公民館の件につきましてはですね。この校区公民館のコミセン化というのは、住民自治とのセットものになっておりますので、そちらの部分については、今、まちづくり協議会とですね、コミセン化を計画しております市民活動支援課との協議がなされておりまして、そちらの体制をどうするかというのは、今度、27年度からの後期計画に示されるところであります。

○委員（堀口 晃君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） さっきの話でも、そうなんですけども、やはりね、住民の皆さんとか、そういったところ、議会はもう当然そうなんですけども、こういったところに順序よくね、やっぱ話していかないと。だって、7億ぐらい使ってからやるんでしょう、今回の部分については。まあ、7億使うかどうかわかりませんが、今、基金は7億ぐらいありますよね、そのくらいあったと思いますけどね。

その分を使ってやるという状況の中で、今後の八代市の生涯学習センターもしくは中央公民館的な部分を、こういう絵を描いている、こういうふうなものを八代市はつくりたいんですというふうなところから、まず説明せぬと、今おっしゃったように、新しいところはつくられませんか。新規には建物は建てられないからという御説明がありましたよね。その新規に建てられないから、パトリア千丁に行きますという、そういうお話だったんでね。

そういうことはね、ちゃんと、住民の皆さん

には説明しないとイケないことじゃないですか。住民というか、代表でもいいですよ。

校区長さんは全部知っていらっしゃるんですよ。校区長さん、八代市の校区長さん。

○生涯学習課長（宮崎和喜君） はい。

○委員長（中村和美君） はい、宮崎生涯学習課長。

○生涯学習課長（宮崎和喜君） 校区長は御存じないと思います。各地域の代表でございます公民館運営審議会、それから社会教育委員会、そういったところでは御説明をしてはおりますけれども、校区長が皆さん御存じであるというのは、説明をしておりませんので、定かでないところであります。

○教育部次長（増住眞也君） 委員長、済みません。

○委員長（中村和美君） はい、増住教育部次長。

○教育部次長（増住眞也君） 今きょう、ここに、この案件を出しましたのは、コミュニティセンター、公民館のコミセン化を受けまして、今後、公民館事業をどうするのか、そういうことをこちらで考えた案をですね、お示しをして、そして、その中で中央公民館が必要になってくると。ついては、既存の施設を今検討しておりますという、案ということでですね、御意見をいただきたいということで、きょうお話しをさせていただいたものでございます。

で、まだ正式決定はされておられませんし、今後詰めていくんですが、今、そういう審議会とか、そういうところからさまざまな御意見を伺っているようなところでございますので、きょうも文教福祉の委員さん方の御意見をいただきたいという趣旨から、したものでございます。よろしくお願いいたします。

○委員（堀口 晃君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） もうね、このね、今の

案を説明する前にね、住民の皆さんというか、その審議会の中で改めて決めて、そしてまた、パトリア千丁、厚生会館、ハーモニーホール、鏡の文化センター、これをまず選定をして、誰が選定したのか知りませんが、それを選定してね、その中での利便性だったり、位置づけだったりとかというのをして、もう既に、ここに順番が1番、2番、3番、4番で、もう出てるじゃないですか。こう出て、じゃあ、今からパトリア千丁が一番ええですよというようなところからスタートっていう、こういう話なの。まるっきり案なの、これは。どういう位置づけで、まずはね、何をつくりたいのか、どうしたいのかということが明確に伝わってこないじゃないですか。何をもって、この中央公民館、コミュニティセンターをつくりたいっていうふうになったと。市長が28年度の末までにはつくれて言ったけんが、慌てて何かせんばんたいという話で、こやんかったと。それとも、八代市がこれから10年、20年、30年後において、どういう公民館施設、中央公民館施設、コミュニティセンター、こういったやつをつくりたいというのが明確に出されてないと、そこからスタートなんだろうと思う。場所ありきじゃなくて、まずはこういう公民館をつくりたいんだということをまずもって御説明して、その、何か、私は全然伝わらんかったですよ、今、お話をされた中においては。そこはどうですか。

○委員長（中村和美君） はい、増住教育部次長。

○教育部次長（増住眞也君） きょうの資料で申しますと、先ほどのところが、コミセン化のほうから入ったもんですから、公民館が、地区公民館がなくなっていくと、今後の公民館事業、どういう体制で進めていくかということから始めまして、その中で中央公民館の必要性、そういうものを話をしたつもりでございます。

ただ、内容につきましては、今現在の可能性としてですね、教育委員会というか、ほうで考えたのが、既存の施設を利用するということろでございましたので、その優先順位ていいですか、こちらで検討した内容はこんな形ですということで御紹介をしたつもりでございます。

内容については、ちょっと伝わらなかったというのは、非常に申しわけありません。よろしくをお願いします。

○委員（堀口 晃君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、堀口委員。

○委員（堀口 晃君） もう一回ですね、この八代市が公民館を、中央公民館として位置づけるという状況の中において、住民の皆さんから、こういう話がある、そして公民館を運営されている、そういったところの人たちから話を集約をしてですね、で、八代市として、今後こういうふうな形の公民館体制をつくりたいというふうなところから、まず持っていかなと、コミュニティセンターをつくる、つくるというふうなところから入って行って、しかも、さっきお話の中においては、公民館主事を外して、そして何か、複数担当して、実施していくという状況。それぞれ大きなね、役割を持って、公民館主事はね、今一生懸命やっっているじゃないですか、非常に。その中に、それをね、今度は、2つなら2つ、3つなら3つ持っていく、こういうね、基本方針ちゅうのはおかしか話でしょう。私はそう思いますかね。

もう少しね、これはね、いろんな方々の意見を、きょう、案として、その出すなら、案て書きなつてよ、これに。何もないという状況、もう決まったかのような形だね、ここに出されてしまって、そして私たちが、議員が何も知らない状況の中で、こんだけ進んできたのかという、これについては、ひどい言い方するなら、議会軽視も甚だしいということですよ。私はそう思います。

○委員（友枝和明君） 委員長。

○委員長（中村和美君） はい、友枝委員。

○委員（友枝和明君） きょうは意見は一応、これ聞いて、また改めて、どこか日、またしっかり時間かけて説明聞いて、それまで考えは持つとして、意見は、意見の出し合い会ばしたらどうですか。

○委員長（中村和美君） はい、堀委員。

○委員（堀 徹男君） はい。公民館のコミセン化ということに関しては、市民活動支援課がですね、携わられている範疇だと思います。向こう側サイドで、公民館を28年目標にコミセン化というお話をされてるのかどうかですね。こちらのサイドとしては、されてないんですけど、市民活動支援課のほうでも、将来、住民自治の拠点としてコミュニティセンター化というのをうたわれているというふうに認識していますので、その辺の説明が向こうとしてあったのかどうかですね。

私の地元の話だと、もう公民館長あたりはですね、そういったお話は、おぼろながらに認識されているというふうに感じています。

○委員長（中村和美君） いいでしょうか。委員長からの提案ですけど、まだ、これにあと2件あるわけです。大体早く終わるだろうと思ったところですね、これ以上は、はっきり言って、何時までかかるかわかりませんので、きょうはこれでやめて、改めて、この3件はですね、後日、委員会を持ってですね、行いたいと思いますが、いかがでございましょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中村和美君） じゃあ、教育部所管に関しましては、本日はなかなかまとまりません。お互い勉強してですね、理解し合うような日程をとりたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、以上で、——小会をいたします。

（午後6時38分 小会）

(午後6時44分 本会)

○委員長(中村和美君) 休憩前に引き続き、会議を進めます。

残り3件につきましては、慎重審議をやりたいと思いますので、後日、御参集をいただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(中村和美君) 委員会日に際しては、後ほど検討させていただきたいと思います。

そのほか、当委員会の所管事務調査について、何かありませんか。ないですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(中村和美君) なければ、以上で所管事務調査2件についての調査を終了いたします。

次に、閉会中の継続審査及び調査の件についてお諮りいたします。

所管事務調査2件については、なお調査を要すると思いますので、引き続き閉会中の継続調査の申し出たいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(中村和美君) はい、異議なしと認め、そのように決しました。

以上で、本日の委員会の日程は全部終了いたしました。

これをもって、文教福祉委員会を散会いたします。

(午後6時46分 閉会)

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

平成27年3月9日

文教福祉委員会

委員長